

平成24年 6 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成24年 6 月12日 開会

平成24年 6 月19日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成24年6月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（6月12日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第11号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明	5
一般質問	33
五木田 平 和 君	33
浅 野 孝 男 君	40
齋 藤 順 一 君	51
休会の件	67
散会の宣告	67

第2号（6月15日）

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため出席した者の職氏名	70
開議の宣告	71

諸般の報告	71
一般質問	71
川 島 富士子 君	71
鈴 木 和 彦 君	89
杉 森 幹 男 君	96
若 梅 喜 作 君	109
休会の件	123
散会の宣告	124

第 3 号 (6月19日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	126
出席議員	126
欠席議員	126
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	126
職務のため出席した者の職氏名	127
開議の宣告	128
諸般の報告	128
一般質問	128
森 川 忠 君	128
山 崎 貞 一 君	144
議案第1号の質疑、討論、採決	160
議案第2号の質疑、討論、採決	160
議案第3号の質疑、討論、採決	161
議案第4号の質疑、討論、採決	162
議案第5号の質疑、討論、採決	167
議案第6号の質疑、討論、採決	167
議案第7号の質疑、討論、採決	168
議案第8号の質疑、討論、採決	168
議案第9号の質疑、討論、採決	169

議案第10号の質疑、討論、採決	169
議案第11号の質疑、討論、採決	169
議員派遣の件	170
請願の件	170
日程の追加	172
発議第1号の上程、質疑、討論、採決	172
発議第2号の上程、質疑、討論、採決	172
委員会の閉会中の継続調査について	173
閉会の宣告	173
署名議員	175

平成24年6月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年6月12日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第11号、報告第1号及び報告第2号について(町長 政務報告・提案理由説明)
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	都市建設課長	五木田桂一君
総務課長		田鍋悦央君	福祉課長	實川裕宣君
企画財政課長		市原成一君	健康管理課長	伊藤定幸君
環境防災課長		土屋文雄君	食肉センター 事務所 東陽病院長	加瀬盛久君
税務課長		高埜広和君	会計管理者	大木良夫君
住民課長		若梅操君	教育代理 教職課長	鈴木健夫君
産業振興課長		伊橋秀和君		高蝶政道君
社会文化課長		早川典男君		

職務のため出席した者の職氏名

局	長	川島重男	書	記	椎名圭子
---	---	------	---	---	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより平成24年6月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

1番 鈴木和彦 議員

18番 越川輝男 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会を本日から6月20日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月20日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、説明員である課長等に一部異動がありましたので、異動のあった課長の紹介をお願いします。

紹介は自己紹介でお願いします。

食肉センター所長、お願いします。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） 皆さん、おはようございます。

6月1日付で東陽食肉センター所長を拝命しました加瀬盛久です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 次に、請願の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願2件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、ご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

山武郡市環境衛生組合議会について、杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） おはようございます。

去る3月26日に開催された平成24年山武郡市環境衛生組合議会3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提案された議案は6議案であります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、月例給の引き下げ等をなすべく条例改正を行うもので、急施を要したため地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年11月30日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについては、千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議であります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である松戸市及び銚子市が平成24年4月1日から共同処理する事務の追加を行うため、地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するためのものであり、急施を要したため地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年2月2日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求め

るものであります。

議案第3号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、職員の給与に関する条例の現給保障を1年間の経過措置を経て平成25年4月1日より廃止する改正を行うものであります。

議案第4号は、平成23年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,950万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,453万5,000円とするもので、歳入では、財産収入477万円、前年度繰越金2,418万7,000円、諸収入14万6,000円、国庫支出金40万4,000円を、歳出では総務費4,800万円を追加し、衛生費は1,849万3,000円を減額するものであります。

議案第5号は、平成24年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ7億2,776万4,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金5億500万円、2款使用料及び手数料1億6,063万円、国庫補助金700万円のほか、財産収入、繰越金、諸収入で5,503万4,000円であります。

一方、歳出では、2款総務費1億29万1,000円、3款衛生費5億9,680万1,000円、4款公債費2,483万7,000円のほか、議会費、予備費、573万5,000円であります。

議案第6号は、監査員の選任についてであります。

本案は、芝山町の大木成男監査委員が平成24年2月29日をもって任期満了となることから、新たに芝山町選出議員の堀越保夫氏を監査委員に選任するものです。

提案された6議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、平成24年山武郡市環境衛生組合議会3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第11号、報告第1号及び報告第2号の上程、説

明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第11号、報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、政務報告から入らせていただきます。

本日ここに、平成24年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、先月5日、北海道電力泊原子力発電所3号機が定期検査のため発電を停止したことから、全国の原子力発電50基すべてがとまり、42年ぶりに日本から原子の火が消えました。

原子力発電を代替する火力発電向けの液化天然ガス輸入の急増や原油価格の高どまりを受けて、4月の貿易収支は第2次石油危機を上回る4月として過去最大の赤字を記録しました。

私は、原子力発電を推進する立場ではありませんが、日本経済を考える中では、再生可能エネルギーへの転換が進むまでの間、安全を確保した中で早急に原子力発電を再開し、企業の海外流出を食い止めるとともに、貿易赤字を恒常化させないことが必要ではないかと考えております。

昨年3月、当町にも多大な被害をもたらした東日本大震災から1年以上がたちましたが、現在でも全国各地で比較的大きな地震が頻発しております。いつ大規模な地震が発生するか心配する声が多く聞かれ、災害に対する備えを怠ってはならないと強く感じております。

このような中、被害の大きかった東北地方では、いまだに仮設住宅での生活を余儀なくされている方々が大勢おられます。また、農業や漁業を再開できない地域も多く存在いたします。いつもの生活に戻れるのか、先の見えない不安ははかり知れないものがあると思われまます。一刻も早く復興し、もとの生活を取り戻せることを切に願うものであります。

当町における差し迫った課題でありますP C Bの試験研究施設の問題につきましては、去る4月17日、議長、副議長を初め、農業委員長、地元住民代表にご同行いただき、千葉県知事あて微量P C B廃棄物を使用した試験研究に反対する意見書並びに住民の皆様から寄せられた反対する署名を提出してまいりました。また、先月18日にも住民の方から寄せられた反対する署名を再度持参し、試験研究の中止をお願いしております。今月2日には、千葉県職員をオブザーバーとして招き、町主催でP C B試験研究施設に関する説明会を開催したところでございます。

今後とも、この住みよい横芝光町の自然環境を守るため、なお一層努力してまいりますので、議会の皆様方のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議会開会に当たり、現在の町の動き等諸般のご報告を申し上げます。

初めに、5月末日をもって出納を閉鎖いたしました平成23年度の各会計の決算についてありますが、事業成果や決算数値などの詳細につきましては、9月定例会において改めてご報告申し上げますが、現時点での決算概要についてご報告申し上げます。

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。歳入総額は112億5,324万円、歳出総額は108億1,027万円で、形式収支では4億4,297万円の黒字となる見込みであります。このうち、繰越明許費及び事故繰り越しとして翌年度への繰り越し財源が3,651万円を差し引いた4億646万円余りが実質的な剰余金として翌年度へ繰越金となる見込みであります。

なお、繰越金は平成24年度当初予算で8,110万円余りを計上し、本議会に提案させていただきました6月補正予算で6,309万円を計上しておりますので、残りの2億6,227万円ほどが今後の補正予算の財源として活用できるものと考えております。

また、平成23年度は、合併特例債と臨時財政対策債を中心に13億6,320万円の借入れを行い、23年度末の町債残高は108億2,969万円となる見込みであります。

一方、一般会計に属する基金残高は33億6,236万円余りとなる見込みで、主なものは財政調整基金19億2,721万円、学校施設等整備基金4億137万円、地域振興基金4億60万円となっております。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。歳入総額が36億600万円、歳出総額は33億5,670万円の見込みで、形式収支では2億4,930万円の黒字となるものの、前年度繰越金や基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では、依然として赤字となる見込みでございます。

歳入においては、長引く景気低迷による所得の落ち込み等により、現年分の国保税収が前年度に比べ2,010万円程度の減収となる見込みでございます。

なお、財政調整基金については、7,000万円の取り崩しを行った結果、平成23年度末の基金保有額は5,100万円余りとなりました。一方、歳出の3分の2を占める保険給付費の総額は21億6,500万円で、前年度と比較して、率で0.5%とわずかではありますが減少の見込みとなりました。

また、後期高齢者支援金が歳出の13.4%に当たる4億4,980万円となるなど、高齢者の医療費の伸びに伴い、今後支出の増加が懸念されるところでございます。

国保を取り巻く財政状況は依然として予断を許さない厳しい状況にありますが、平成24年度におきましても積極的に財源の確保に努め、医療費の動向を的確に把握しながら医療費抑

制対策を着実に推進させ、国保財政の安定運営を図っていく所存でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。歳入総額は2億1,290万円、歳出総額は2億1,080万円で、形式収支は210万円程度の黒字となる見込みでございます。

歳入のうち後期高齢者医療保険料については、軽減措置と激変緩和策を前年度に引き続き講じた結果、収納率が年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で96.8%と、合計1億3,700万円の収入見通しとなりました。

このほか、一般会計からの繰入金、事務費繰入金と保険料軽減分の公費補てんである保険基盤安定繰入金の合計で6,780万円となりました。一方、歳出の94%を占める広域連合納付金は1億9,770万円となる見込みでございます。

平成23年度の後期高齢者にかかわる医療費は前年度に比べ増加しており、この傾向は今後も続くものと予想されます。このため、町といたしましては、広域連合を初め関係部局と連携をとりながら、今後も高齢者の健康づくり事業を引き続き積極的に推進し、医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

続いて、平成23年度介護保険特別会計についてであります。歳入総額が17億8,900万円、歳出総額は17億3,850万円で、形式収支では5,050万円程度が平成24年度へ繰り越しとなる見込みであります。

歳入では、自主財源である介護保険料の収入額が2億5,720万円で、徴収率は95.3%となり、また、国を初めとする公費負担は11億5,530万円で、前年度と比較して9,100万円ふえ、率で8.5%の伸びとなりました。

一般会計繰入金は3億100万円で、前年度と比較すると1,648万円の増額となり、率で5.8%の増加となる見込みであります。

一方、歳出の大宗をなす介護保険給付費は16億960万円で、前年度と比較して1億330万円、率で6.9%の大幅な伸びを示しております。今後も、高齢者人口の増加、介護サービスの多種多様化に伴い給付費の増加が見込まれる中、4月に増築開設した九十九里ホーム第二松丘園、8月に新規開設予定の東和福社会三愛並びに6月に移転増床改築したグループホーム光の認知症施設への入居開始により、給付費のさらなる大幅な増加が見込まれます。

なお、平成24年度は第5期介護保険計画のスタートの年でありますので、地域包括支援センターの強化を図りながら、サービスの内容の充実を図りつつ介護予防事業を効果的に推進し、介護認定者数及び給付費の抑制に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。歳入総額は5,359万円、歳出総

額は5,189万円で、形式収支では170万円程度の黒字となる見込みであります。平成23年度の施設維持管理経費は使用料収入で賄っております。今後も引き続き維持管理費の軽減と、宅内接続工事の推進について普及啓発を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

続いて、東陽食肉センター特別会計についてであります。原発事故の放射能汚染や風評被害により、上半期は牛、豚ともに屠畜頭数が大きく減少しましたが、下半期に入り、屠畜頭数が順調に回復したことから、牛が前年度と比較して43頭減の4,053頭、豚が3,413頭増の16万9,863頭となり、他の屠畜を含め全体で17万3,938頭の屠畜数となりました。結果、歳入総額が2億7,700万円、歳出総額は2億100万円で、形式収支では7,600万円程度の黒字となる見込みであり、前年度からの繰越金等を差し引いた実質単年度収支では2,900万円程度の黒字となる見込みであります。

次に、東陽病院事業会計についてであります。患者数は入院が延べ2万808人で、病床利用率は56.9%でありました。また、外来は延べ4万146人で、前年度と比較すると入院、外来ともに減少する結果となりました。

収支状況につきましては、病院経営にかかわる収益的収入は11億5,995万円で、収益的支出は11億4,369万円であり、一般会計から追加繰り入れを行ったことにより、収支差し引きでは1,626万円の黒字となりました。

次に、資本的収入は4億1,534万円で、医療機器購入等を主とした資本的支出は4億9,482万円となり、収支差し引きで不足する7,948万円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

いずれにいたしましても、東陽病院は、自治体病院の使命として民間医療機関が行っていない医療を補完する役目を担っておりますので、これからも財政的な負担を考慮しながら、東陽病院運営検討委員会を初め、多くの方々の意見を聞きながら時代のニーズに合った医療を提供し、町民に愛される病院にしていきたいと思いますと考えておりますので、議員各位にはご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、平成23年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概要を申し上げましたが、今後調整を加えまして、9月議会において改めてご報告させていただきます。

続きまして、平成24年度の主な事業のうち、今議会で改めてご報告申し上げる必要のある事業等について述べさせていただきます。

初めに、企画財政課関係についてであります。第1次総合計画後期基本計画の策定を、平成23年度及び24年度の2カ年継続事業として実施しております。本年度は、町民の意向、

庁内会議、各施策の進捗状況等を踏まえ、基本構想を掲げた将来像「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」の実現に向けて、後期基本計画を策定してまいります。

次に、公共交通についてであります。昨年、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、横芝光町地域公共交通会議を設置いたしました。今後は、調査研究を行い、横芝光町にふさわしい公共交通システム、オンデマンド交通システムの実現に向け、推進してまいりたいと考えております。

続いて、環境防災課関係についてであります。今月3日の日曜日に行いました庁内一日清掃には、大変多くの町民の皆様にご協力をいただき、実施することができました。ポイ捨てやごみや不法投棄物が回収され、庁内の環境美化推進が図られたものと認識しております。ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

また、今月17日の日曜日には、栗山川周辺環境ボランティア活動として、堤防の草刈り作業とポイ捨てごみの回収作業を予定しております。今後も、庁内およびふるさと栗山川の環境保全に努め、町をきれいにするため町民の皆様とともに協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、住民課関係についてであります。国民健康保険の財政状況につきましては、既に全員協議会等におきまして御説明申し上げましたとおり、近年の高齢化の進展、就業構造の変化や医療技術の高度化、長引く景気低迷と相まって国保の財政状況は年々厳しさを増していることから、国保の保険者である町といたしましては、国保財政の安定運営のため国・県等からの負担金や補助金のほか、国保財政調整基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れ、国の特別交付金の獲得等、歳入の確保を図るとともに、健診・保健指導の実施による医療費抑制対策などにも努めてまいりました。

このような状況の中、周辺市町では平成23年度の医療費が大きく伸びた保険者がある一方で、当町国保の医療給付費は前年とほぼ同額で推移いたしました。このため、平成24年度の国保特別会計予算の編成に当たりましては、歳入では国保税率を据え置くこととし、財政調整基金を全額取り崩すとともに、一般会計から5,000万円の法定外繰り入れを行って、合併以来増加傾向の続く医療費との調整を図ったところでございます。

国保財政につきましては、依然として極めて厳しい状況にありますが、横芝光町国民健康保険の健全で安定的な運営のため、今後とも努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては格別のご理解、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、産業振興課関係についてであります。昨年12月に農林水産省により示された我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画において、持続可能な力強い農業を実現するため、それぞれの集落、地域での徹底的な話し合いにより、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プランを全国の市町村で策定することになっております。東日本大震災により津波被害を受けた地域においては、人・農地プランにかえて、経営再開マスタープランを策定することにより、人と農地の問題解決に向けた支援を受けることができるようになります。

当町では、各農家の意向を把握するため、本年3月に農家組合を通じ、地域農業の将来に関するアンケート調査を実施したところでございます。今後、アンケート結果をもとに、小学校区単位7地区で説明会の開催を予定しております。地域説明会での話し合いに基づき、その後のスケジュールや作業方法を再度検討し、策定に向け準備を進めていく所存でございますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、長年懸案となっております坂田池のアオコ対策についてであります。平成23年度に独立行政法人水資源機構が「水圧方式により、アオコなど藍藻類のガス胞を破壊する機能を持つ設備」の実証実験を行いました。結果として、設備が固定式であることからアオコの消滅または発生の抑制効果は限定されてしまい、坂田池には適さないとの報告がございました。

同年度に他地区で検証実験がされていた超音波方式による設備では一定の効果が期待できることから、ことしの4月初旬に超音波方式による対策設備を5基、池の中心から池全体に超音波が伝播するよう設置し、5年間の長期計画でアオコ対策の実証実験を開始したと伺っております。

平成20年度から篠本新井地区で進められております基盤整備事業につきましては、国営栗山川統合機場の完成予定が平成25年度であることから、国営施設からの用水供給に間に合わせるべく篠本新井地区全域のパイプライン工事を今年度から2カ年で実施する予定と伺っております。これにより、すべての圃場に安定的に用水が供給されるようになり、農家の皆様方のご不便も解消されるものと思われまます。

基盤整備とあわせて設立されました集落営農組合の営農状況につきましては、水稻、麦、大豆の栽培のほか、基盤整備された農地を活用して、指定産地作物の秋冬ネギなど野菜の栽培も積極的に行っており、活発な営農活動が展開されております。

また、集落営農組合の一つ、「農事組合法人アグリささもと」が今年度から千葉県産大豆

の種子生産団体として指定されることになりました。今後、より一層地域農業の発展に寄与されることをご期待申し上げます。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。議員各位には先月26日に開催いたしました平成24年度獣魂祭に、ご多忙の中ご列席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に端を発した牛肉の放射能汚染問題では、その範囲が全国エリアに拡大した上、風評被害も重なり、生産農家はもちろんのこと業界全体が厳しい環境に転じました。

食肉センターでは、安心して安全な牛肉の流通と生産農家の収入を確保するため、昨年11月1日から食肉市場へ出荷する肉用牛について、放射性物質測定検査を実施しております。

また、節電対策の一環として、本年も今月25日から9月21日までの約3カ月の間、就業時間を午前7時30分から午後4時15分までとするサマータイムを導入することで、電力需要量の集中する時間帯の使用量の軽減を図ってまいります。センター利用関係者の皆様には、早い時間からの作業でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、図書館についてであります。町の図書館条例施行規則で、7月及び8月は平日の閉館時刻を1時間延長して午後7時とすることとしておりますが、ことしの夏も電力不足が懸念され、家庭や企業で節電が求められている現状を考慮し、閉館時刻の延長を行わず、通常の午後6時閉館とすることといたしました。節電対策というところで、昨年と同様の対応になりますが、利用者の皆様や議員各位には、特段のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

また、図書館の空調設備の老朽化に伴う改修工事を来年度に予定しております。その改修工事にかかわる設計委託料を今議会に補正予算として提出させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、東陽病院関係であります。先般、議員の皆様方にご説明申し上げました脳神経外科には、6月1日付で常勤医師1名を採用いたしました。まずは、外来で脳の検査などの医療を行うことになりましたので、ご報告させていただきます。

以上、各会計の決算見込み並びに現在の各種事業の進捗状況等について申し述べさせていただきました。議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。諸般のご報告を申し上げます。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。お手元の平成24年6月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白表紙のものでござい

ます、をごらんください。

議案第1号 横芝光町東日本大震災復興基金条例の制定についてであります。

本案は、千葉県から交付される「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を有効活用し、東日本大震災からの復興に資する事業の資金に充てるため、横芝光町東日本大震災復興基金条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町行政組織条例及び横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法並びに関係政令等の改正により、平成24年7月9日から外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となるため、横芝光町行政組織条例及び横芝光町印鑑条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律が施行され、公営住宅法及び公営住宅法施行令が一部改正されたことに伴い、町営住宅の入居基準を定めるため、横芝光町営住宅条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は平成24年度の当初予算をいわゆる骨格予算としたため、予算計上していなかった政策的要素の高い事業と、早期に対応する必要がある事業等について予算計上するものであります。

主な事業といたしましては、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業、需給調整推進対策奨励事業、東日本大震災復興基金積立金、町道I-12号線道路改良事業、国民健康保険特別会計繰出事業等に要する経費について補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億96万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,696万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第5号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は平成24年度の当初予算をいわゆる骨格予算としたことから、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金の調整、保険給付費の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出をそれぞれ9,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,380万円とすべく提案したものであります。

議案第6号から議案第8号にかかわる横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員に欠員が生じたこと及び越川栄子氏の任期が本年6月21日をもって満了となるため、当該委員に齋藤明氏、行木彩子氏及び越川栄子氏を任命した

いので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

議案第9号から第11号にかかわる横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてありますが、本案は、横芝光町固定資産評価審査委員会委員越川武氏、浅野憲一氏及び鈴木明氏の任期が本年6月21日をもって満了となるため、後任の委員として伊藤弘行氏、富永芳道氏及び吉田信也氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

報告第1号 平成23年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）で繰越明許費を設定いたしました新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、白浜小学校屋内運動場等改築及び施設改修事業等に係る繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号 平成23年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてであります。本案は、平成23年度横芝光町一般会計予算において、避けがたい事故のため年度内に支出の終わらなかった町道I-18号線道路改良2期事業に係る事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） 議案第1号 横芝光町東日本大震災復興基金条例の制定についてご説明を申し上げます。ピンク色の議案つづりの1ページをごらんください。

制定理由は、冒頭町長からの提案理由でご説明いたしましたとおり、千葉県から交付される「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を有効活用し、震災復興に資する事業に充てるために基金を創設するものであります。

3ページの条例案をごらんください。

条例案でございますが、第1条では地方自治法に規定された基金造成であることを、第2

条では一般会計歳入歳出予算で積立額を定めることを、第3条では基金の管理方法を、第4条では利息など運用益の処理を、第5条では財政上の必要性により一時的に繰替運用をすることができることを、第6条では目的達成に合致した経費に充てるための処分についてを、第7条では基金管理に関し細かな事項を町長に委任することを規定しております。

附則では、この交付金事業は平成24年度から10年間の間に復興に資する事業に活用することを目的に原資が交付されることから、公布の日から施行し、10年後の平成33年度末である平成24年3月31日までの時限を規定しております。

参考に条例文以外の復興交付金基金についてご説明いたしますと、この基金は利息などの果実運用タイプではなく、原資を取り崩ししながら活用していくことを基本としております。

県では、平成24年、25年の2カ年で総額30億円を県内すべての市町村に配分する予定です。

配分算定は、財政力指数を加味しながら、均等割、人口割、人的被害、物的被害状況から算定されるものであり、今年度は30億円のうち20億円が交付され、当町では24年度で2,900万円、来年度分までを含めると総額4,000万円程度の交付が受けられるものと見込んでおります。

充当事業につきましては、交付要綱が10日ほど前に示され、基本的には国庫支出金、建設地方債、特別交付税制度に財源措置されているものは対象外とし、復興に向けた住民生活の安定やコミュニティーの再生などのソフト事業などへの活用を原則としているとのことでございます。

当町では、基金を有効活用するため、慎重に事業計画を検討したいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

以上で、議案第1号 横芝光町東日本大震災復興基金条例案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第2号の補足説明を申し上げます。

資料でございますが、ただいまの議案第1号と同様、ピンク色の議案つづり、これは5ページになります。それと、もう一つでございますが、お手元に黄色い表紙でございます、新旧対照表がお手元でございますが、それは1ページとなりますので、それぞれお開きいただきたいと存じます。

それでは、議案つづりのこのピンク色のほう、5ページからご説明申し上げます。

議案第2号 横芝光町行政組織条例及び横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町行政組織条例及び横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成24年6月12日提出。横芝光町長佐藤晴彦。

本案は、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正等によりまして、本年7月9日から外国人登録制度が廃止され、外国人住民にも日本人と同じく住民基本台帳法が適用され、住民票が作成されるようになることに伴いまして、関係する2つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、議案つづり7ページをごらん願います。

本件は、2つの条例を一括して改正するものでありますが、第1条で横芝光町行政組織条例を、第2条で横芝光町印鑑条例をそれぞれ改正するものでございます。

改正の内容につきましては、先ほど申し上げました黄色の表紙、新旧対照表によりましてご説明させていただきますので、新旧対照表1ページをお開き願います。表の左側が現行、右側が改正案という並びでございます。

初めに、横芝光町行政組織条例の一部改正からご説明申し上げます。

第2条、住民課の事務分掌が左の項目6項目掲げられておりますが、ただいまご説明いたしましたように、外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用となるため、第3号、アンダーラインを引いてございますが、第3号の「外国人登録に関すること」を削りまして、第4号から第6号までを、それぞれ第3号から第5号までとするものでございます。

続きまして、印鑑条例の一部改正についてご説明申し上げます。

同じ新旧対照表2ページをお開き願います。

今回の印鑑条例の改正につきましては、大きく分けまして内容的に3つの要因による改正でございます。

1つ目は、ただいま申し上げましたとおり外国人登録法が廃止になりますので、外国人登録あるいはこれに関連した字句を削除するというのが1点目でございます。

2つ目は、外国人住民を住民基本台帳法の適用とするに伴いまして、例えば外国人の片仮名で表示された氏名ですとか、通称も住民票に記載されることになりますので、条例中の関係箇所について修正あるいは追加等を行うこと、これが2点目でございます。

3点目は、条例中の用語あるいは表現につきまして、国の準則資料でございます事務処理要領との統一を図る、以上3つの要因による改正でございます。

具体的な改正箇所について逐一ご説明させていただきます。

初めに、第2条でございます。改正箇所は2カ所でございます。なお、改正箇所につきましては、いずれもアンダーラインが引いてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

1つ目は、住民基本台帳法の法律番号の次に、法律番号というのは括弧書きで昭和42年法律第81号とございますが、その下に略称規定以下「法」という略称規定を置くことが1点目、2つ目は、その下の「外国人登録法」以下の字句を削るものでございます。

続きまして、第4条でございます。第4条の第3項でございますが、アンダーライン、下から3行目、4行目のアンダーライン部分のとおりでございます。

第1号で、国の準則でございます事務処理要領の表記に合わせまして、「許可書」を「許可証」に改める、あるいは「写真をはり付けられたもの」を「写真を貼付したもの」、こういった表現に改めるほか、「外国人登録証明書」の字句を削るものでございます。

続きまして、3ページをごらん願います。

第5条でございます。第5条は印鑑の登録を受け付けない場合を掲げた条文でございます。

第1号では、登録印鑑に使用する氏名、どんな氏名を表記すべきかというその氏名表記の原則が示されております。

左側の表のアンダーライン部分をごらん願います。登録する印鑑につきましては、ここに記載しましたとおり住民基本台帳あるいは、これは現在の原則でございますが、住民基本台帳または外国人登録原票に記載されまたは登録されている氏名、氏もしくは名またはその氏名の一部を組み合わせたものでなければならない。この条件に当てはまらないものは登録しないということでございます。

これを、右側の改正案で、この原則については全く変わらず、外国人登録原票に関する字句を削り、さらに先ほど申し上げましたように、片仮名で表現されました氏名、外国人の氏名ですとか通称が住民票に記載されることとなりますので、この変更に伴いまして条文に所要の表現を加えたものでございます。

なお、右側の表のアンダーラインの1行目から2行目にかけて、法第30条の45に規定する外国人住民という表現がございますが、これにつきましては、今回の住民基本台帳法の改正によりまして、新たに住民票を作成する外国人の対象を示したものでございます。具体的に申し上げますと、在留期間が3カ月、90日、3カ月以上の中長期滞留者あるいは特別永

住者、これらがこのたびの改正によりまして新たに住民票が作成される外国人の範囲ということになります。

また、同じアンダーラインの下から3行目の中ほどに、政令第30条の26、第1項に規定する「通称」という表現がございますが、これが現在外国人の方が使用している通称を指すものでございます。この通称は氏名と同様に扱われるということになります。

次の第2号では、氏名のほかに通称、今申し上げました通称という表現を加えるものでございます。

続きまして、第6条でございます。第6条は、印鑑の登録についての条文でございます。登録した印鑑は、印鑑登録原票という台帳がございます。その原票に登録することになりますが、この原票の記載内容については、印鑑の印影のほかに登録者の氏名、住所、生年月日など、現在は6種類、改正後は7種類の項目を記載することになります。第6条の改正は、2カ所でございます。

まず、1つ目でございますが、第4号の「氏名」の後に通称に関する規定を加える。これが1点目でございます。

2点目は、第7号を追加するもので、先ほど来申し上げております外国人住民、非漢字圏という漢字を使っている住民以外の外国人住民が片仮名を使用いたしまして、片仮名で表記された氏名で印鑑をつくる場合には、その片仮名表記を印鑑登録原票に記載するというものでございます。

続きまして、4ページをごらん願います。

第8条でございます。第8条の改正箇所も2カ所でございます。

まず、1つ目でございますが、第1項でございますが、第6条で号が追加されましたので、第6号を第7号に改めるものでございます。

2つ目はその下の第3項でございますが、外国人登録原票の表記を削るものでございます。

続きまして同じページ、第10条でございます。第10条は、登録した印鑑を抹消する場合を掲げた条文でございますが、ここでは条文の表記を改めるとともに、登録印鑑を抹消する事由を、現在の6項目からさらに2つ追加するものでございます。

条文の修正は、第10条につきましては3号、5号、6号の3カ所でございます。

まず、第3号でございますが、「失そうの宣告」という表現がございますが、これを正確な用語である「失踪宣告確定通知」に改める点でございます。

次の第5号でございますが、既存の氏名という考えの中に通称を加えまして、これらを変

更したことによって登録した印鑑が登録できる要件に該当しなくなったときに、登録印鑑を抹消するという、そういう改正でございます。

第6号でございます。第6号は、外国人登録原票という表現を、それに関する表現を削るものでございます。

5ページをごらんいただきたいと存じます。

右側の第7号、第8号が追加となっております。その登録する印鑑を抹消する理由が2つ追加になったということでございます。

7号の追加事由でございますが、「外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき」とございます。ごちゃごちゃした表現でございますが、端的に申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、法30条の45に掲げる外国人というのがこのたびの法改正によりまして新たに住民票を作成する外国人でございますので、かみ砕いて申し上げますと、住民票が作成される外国住民でなくなったときということでございます。具体的には、在留期間が満了しても更新しないで住民票が削除されたときなどが考えられると思われれます。

続いて、第8号の追加事由でございますが、職権で印鑑を抹消する場合の規定でございます。町長が印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときという表現でございます。

続きまして、第2項も追加でございます。印鑑の登録を抹消したときに、登録者本人に通知する場合を規定したものでございます。この規定につきましては、国の基準でございます事務処理要領に基づいたもので、国の指導によるものということでございます。

最後に、第11条でございます。11条の第2号は、第10条の5が追加されたことによりまして、既存の第6号までということを、第8号に表現を改めるものでございます。

改正内容についてのご説明は以上でございますが、今回の改正条例の附則についてご説明申し上げたいと存じます。再び、このピンク色の表紙の議案つづり、9ページにお戻り願います。9ページは、改正条例の附則について記載されておるページでございます。

附則の第1項、これは条例の施行期日でございますが、先ほど来申し上げましたとおり、外国人登録法の廃止あるいは住民基本台帳法の改正の施行日と同じく、平成24年7月9日からの施行とするものでございます。

それと、その下の第2項でございますが、かなりの行数を書いてございますが、経過措置でございます。内容といたしましては、この改正条例が施行される7月9日の前日、つまり7月8日現在、現在の外国人登録原票に登録されている外国人のうち、7月9日の施行日に

住民票が作成されなくなる外国人の現在登録されている印鑑については、7月9日に消除するという規定でございます。

参考までに数を申し上げますと、この5月7日現在の数でございますが、本町、横芝光町の現在の外国人登録原票に登録されている外国人の数は297名でございます。約300名ちょっと欠けるくらいでございます。このうち、今申し上げましたように、7月9日に新たに住民票が作成される見込みとなる数でございますが、275名でございます。差し引きまして22人が在留期間を延長しないとかそういう要件で住民票が作成されないわけでございますが、このうち現在印鑑登録をされている方があれば、その方についての印鑑は消除されるという附則第2項の対象となるということでございます。

以上で議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由の説明中ですが、ここで休憩とします。

再開は午前11時15分とします。

（午前11時05分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第3号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） 議案第3号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクのほうのこちらのほうの議案つづり11ページから16ページでございます。また、黄色のほうの新旧対照表が6ページから10ページになります。

それでは、議案つづりの11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年6月12日提出。

横芝光町長佐藤晴彦。

本案につきましては、平成23年5月2日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権第1次一括法であります。この施行に伴い公営住宅法の一部改正が行われ、全国一律に定められていました高齢者、障害者等を除き、原則として同居している親族がないと入居できない同居親族要件が廃止され、また、公営住宅法施行令で規定されておりました単身者の公営住宅入居者資格要件も廃止されたことから、改めて町営住宅の入居基準等を条例で規定し、現行の入居資格と同様にするため、横芝光町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

次の13ページから16ページが改正案でございますけれども、改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の6ページをお開きいただきたいと思います。表の左が現行と右側が改正案となっております。

最初に、現行の第6条でございますけれども、町営住宅に入居することができる者は、次（高齢者及び身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項に定める者にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等にあつては第3号）に掲げる条件を具備する者でなければならないを、改正案では公営住宅法施行令の一部改正に合わせ、括弧内のアンダーライン部分を削り、町営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならないに改めるものであります。

次に、現行の本条第2号のアでございますけれども、入居者が身体障害者である場合、その他の令第6条第4項各号に掲げる場合、同条第5項第1号に規定する金額を、改正案は、入居者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による改正前の令第6条第4項各号に掲げる場合、旧例第6条第5項第1号に規定する金額に改め、次の7ページをお願いいたします。現行の本号イとウ中のアンダーライン部分の令を改正案は旧令に改めるものであります。

なお、本号中の金額とは、入居収入基準額であります。地域主権第1次一括法附則第14条第3項で経過措置が定められており、平成25年3月31日まではなお従前の例によることとされておりますので、このため旧令としたところであります。

次に、本条に第2項と第3項を新たに追加するものであります。

まず、第2項は、入居者の資格で心身の状況について要件を定めたものであります。これ

につきましては、改正前の公営住宅法施行令第6条第1項で規定されておりましたが、これも廃止されましたので、従前の入居資格と同様にするため改めて本項で定めたところでございます。

第1号は年齢を、第2号は障害者で、アは身体障害、イは精神障害、次の8ページをお願いいたします。ウは知的障害について。第3号は戦傷病者を、第4号は原爆被害者を、第5号は被生活保護者、中国残留邦人帰国者を、第6号は海外からの引揚者、第7号はハンセン病療養者を、第8号はいわゆるDV被害者についてそれぞれ入居者の資格を定めております。

次に、本条第3項は、大規模な火災、震災、その他の災害に遭われた被災者等について、入居者の資格を定めたものであります。これまで現行の第6条で定めておりましたが、公営住宅法施行令の一部改正に合わせるために削除したことから、改めて本項で規定したものでございます。

次に、現行の第7条第1項中のアンダーライン部分の前条各号と同様の本条第2項の1行目中の前条第2号イを、改正案では前の6条に第2項以下が追加となるため、本条第1項中は前条第1号各号に、本条第2項中は前条第1項第2号イに改めるものであります。

次に、現行の本条第2項の1行目中のアンダーライン部分の同条各号と2行目中の括弧内の同条第2号から第6号までを、改正案では第6条第1項をすぐ後で引用するため1行目中は同項各号に、2行目中は同項第2号から第6号までに改めるものであります。

次に、第8条に第4項を追加するものであります。本項は、入居者資格の調査について規定したものであります。従前は改正前の公営住宅法施行令第6条第2項で規定されておりましたが、これも廃止されたことから、改めて必要なものとして本項で定めたところでございます。

次の10ページをお願いいたします。

次に、現行の第29条中のアンダーライン部分の第6条第2号と同様の第52条中の第6条第6号を、改正案では第6条に第2項以下が追加となるため、第29条中は第6条第1項第2号に、第52条中は第6条第1項第6号に改めるものであります。

最後に、議案つづりの16ページにお戻りいただきたいと思っております。

上から4行目の附則でございます。

第1項では、施行期日を規定するほか、第2項では入居者資格に関する経過措置を定めております。

以上で議案第3号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜ります

ようよろしくお願ひ申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第4号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、議案第4号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書のほうを用意願ひます。

まず、1ページをごらんください。

平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億96万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ100億2,696万7,000円とするものでございます。

そのほかの条項につきましては、内容説明のところで触れますので、朗読を含め省略をさせていただきます。

2ページをお開きください。

2ページから4ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。内容は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加によりまして、平成24年度中に契約事務を進め、平成25年4月から学校給食センター調理業務を委託しようとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正ですが、国からの交付金を受けながら合併特例債事業として行っている町道I-9号線道路改良事業及び町道I-12号線道路改良事業、それぞれの年度内事業費が増額となることから、地方負担分に係る合併特例債の額をそれぞれ増額するものがあります。

6ページをお開きください。

6ページから8ページは、事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容について御説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、13款1項6目教育使用料の町民農園使用料は、本年度から町有の遊休地を活用し、有償による町民農園を開始するための使用料収入8万2,000円の新規

計上でございます。

14款2項4目土木費国庫補助金は、町道I-9号線道路改良事業の事業費増額に伴う道整備交付金400万円の増でございます。

15款2項1目総務費県補助金は、議案第1号で基金条例を提案させていただきました東日本大震災復興基金の原資となる「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金2,900万円の新規計上でございます。

同項3目の衛生費県補助金は、震災から1年以上経過しているものの、まれに震災の影響による被災浄化槽が発見されることから、これらの復旧に速やかに対応できるよう県補助金歳入15万円を計上するものであります。

同項4目の農林水産業費県補助金2,554万3,000円は、右の説明欄のうち1行目の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金で、生産力強化支援事業に新規採択事業225万3,000円があるものの、当初に予定していた個人営農者の事業がより補助率の有利な園芸生産利用拡大支援事業補助金で採択され組み替えとなったため486万6,000円を減額し、トータルで260万2,000円の減額となるものでございます。

2行目の園芸生産利用拡大支援事業補助金については、先ほど申し上げましたように、有利な補助事業に切りかえるための新規計上1,188万4,000円でございます。

次に、3行目の農産産地強化対策事業補助金1,007万1,000円は、農事組合法人アグリささもとの行う種子大豆生産に伴う機械購入が県単独補助事業として採択されるための新規計上でございます。

4行目の農業経営対策地方公共団体事業費補助金500万円は、経営再開マスタープラン作成事業が新たに採択されることから新規に計上するものでございます。

5行目の農地保有合理化対策地方公共団体事業費補助金120万円は、新たに事業採択されることから新規計上するものでございます。

16款1項2目利子及び配当金は、新たに創設する東日本大震災復興基金の預金利子を計上するものであります。

18款2項1目財政調整基金繰入金は、今補正予算による歳出増額にあわせて財源手当てとして繰入金1億円を増額するものであります。

4項文化スポーツ振興基金繰入金は、光しおさい公園テニスコート改修事業に充てるため、1,000万円を繰り入れるものでございます。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源手当てとして前年度繰越金6,309万円を計上し

ております。

10ページをお願いいたします。

20款7項1目雑入は、説明欄の1行目のわたしの街みどりづくり事業交付金は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会から交付金額の確定があったことから2万5,000円を計上するものであり、2行目のスポーツ振興くじ助成金2,977万2,000円は、光しおさい公園テニスコート改修事業がこの助成金対象事業として採択されることから、新たに計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。

2款1項8目企画費は、歳入で説明しましたように「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金2,900万円を原資に東日本大震災復興基金を積み立てるために新規計上するものでございます。

9目地域安全対策費は、防犯灯設置事業が町単独事業であることから、骨格予算の性質にかんがみ当初計上を見合わせたことから、本補正予算において例年規模の防犯灯整備事業を進めるために112万7,000円を計上するものでございます。

10目地域振興費については、両国新田集会施設の空調機が老朽化により故障し修繕も不可能なことから、夏を前に更新すべく工事費16万8,000円を計上するものであります。

11目空港対策費については、中台共同利用施設及び遠山共同利用施設のフェンスが老朽化し改修を要するものの、骨格予算の性質にかんがみ当初計上を見合わせたことから、本補正予算により162万8,000円を計上するものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費については、住民情報マスター更新費用を追加するほか、郵便局証明書発行事業については、3月議会でご説明しましたように、郵便局証明書発行事業の廃止時期が確定できず、今年度末に延長したことから、当初予算の撤去費を減額した上、本年度末まで証明書発行に要するファクシミリ賃借料など所要の経費を本補正予算により計上するものでございます。

12ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は、当初予算において計上を見合わせた国民健康保険特別会計の法定外繰出金について、4,999万9,000円を追加し、総額5,000万円を特別会計へ繰り出そうとするものでございます。

2目老人福祉費については、養護老人ホーム後楽園の改築事業が県補助事業として採択されたことから、本補正予算により町からの補助金1,700万円を計上するものでございます。

第二松丘園維持費交付金事業は、施設増設分に係る維持交付金1,081万4,000円を、また同施設の建設補助事業として償還元金補助287万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

2項4目保育所費で、横芝保育所の老朽化した掃除機を更新するため4万円の備品購入費を新規計上するものでございます。

4款1項3目健康づくり費については、乳幼児健康相談事業の療育教室において、東金・八日市場両特別支援学校の職員協力が得られることから、移動旅費を負担するため新規に旅費を計上するものでございます。

同項6目環境衛生費では、貸出用放射線量計3台を購入する経費を新規計上し、被災地浄化槽復旧支援事業については、歳入でご説明しましたように、震災により破損した浄化槽の復旧支援が速やかに対応できるよう補助金を計上いたしました。

5款1項3目農業振興費では、説明欄の1つ目、需給調整推進対策奨励事業として需給調整推進対策事業奨励金を、骨格予算の性質にかんがみ当初計上を見合わせたことから、本補正予算により2,500万円を新規計上するものでございます。

2つ目以降の機械購入等に要する補助金は、営農者の立場に立ち、より有利な補助事業への組み替えを目的に、農業用機械施設等共同化促進事業でアグリささと及び篠本営農組合の両農事組合法人へ予定していた町補助金342万円を減額し、県補助事業の地域園芸活性化事業では、篠本営農組合の機械購入補助金225万3,000円を追加、同事業内にある個人営農者の機械購入補助金486万5,000円を減額し、差し引き261万2,000円の減額となります。

次の項目の園芸生産利用拡大支援事業へ個人営農者の機械購入補助金1,188万4,000円を追加し、農産産地強化対策事業では、アグリささもとの機械購入事業1,007万1,000円を計上するものでございます。

なお、これら補助金事業の組み替えにつきましては、事業規模が拡大されるものの町負担は減額となるなど、財政上も有利に展開できるものでございます。

次に、経営再開マスタープラン作成事業については、当町が東日本大震災により冠水被害を受けた自治体であることから、被害を受けた地域農業の実態、地域農業者並びに関係者の意向を踏まえ、地域の農業経営体の特定、経営体の連携、これらを実現させるため農地集積等の取り組みを定めた経営再開マスタープランの作成に対し国が支援してくれることから、本補正予算により500万円を新規計上するものでございます。

14ページをお願いいたします。

経営再開マスタープラン実現支援事業は、マスタープランに位置づけた担い手に対し、集

中の農地を集積するため、借り手を指定せず農地を貸し出す農家に対し支援金を交付すべく120万円を新規計上するものでございます。

なお、これら経営再開マスタープラン関係の事業については、町の負担なくして展開できる有利なものでございます。

5目農地費については、町単土地改良事業で骨格予算の性質にかんがみ、計上落とししました資材費及び補助金を新たに計上するものでございます。

2項1目林業振興費については、歳入でご説明しましたように千葉県緑化推進委員会から交付額の決定があったことで、緑化推進事業用苗木を購入する経費2万5,000円を追加するものでございます。

6款1項2目観光費については、骨格予算の性質にかんがみ計上を見合わせたマスコットキャラクター開発事業など地域観光事業補助金65万円を追加するものでございます。

15ページをお願いいたします。

7款2項3目道路新設改良費については、町道I-12号線道路改良事業において用地所有者との協議が調ったことから、本補正予算により土地購入費及び補償費を計上し、事業を進捗させようとするものでございます。

町道I-9号線道路改良事業につきましては、骨格予算により計上を見合わせた農業用水路のつけかえに要する工事費800万円を計上するものでございます。

8款1項2目非常備消防費については、東日本大震災の影響により臨時特例措置として消防団員福祉共済掛金が増額となることから52万円を追加するものであります。

3目消防施設費については、民地に設置してある地下式防火水槽の撤去要望が土地所有者からあり、撤去後の水利についても問題がないと判断したことから、撤去工事費76万7,000円を新規計上するものでございます。

9款2項1目学校管理費では、小学校施設維持管理事業として大総小の余震の影響と思われる亀裂からの雨漏りの修繕、及び経年劣化による散水施設の破損修繕に要する修繕料49万9,000円を追加し、学校用地の適正な管理を目的に、日吉小学校、南条小学校の用地測量業務を行うため、委託費に808万5,000円を新規計上、横芝小屋内運動場外壁補修、上塚小学校消火栓設備の改修を行うため、工事費に180万6,000円を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。

5項1目社会教育総務費では、県指定文化財である古屋薬王院薬師如来立像の修理事業が県補助事業に採択されたことから、町文化財保存事業補助金交付要綱の規定によりまして、

55万円の補助金を交付すべく新規計上したところでございます。

4目図書館費については、老朽化した図書館空調施設の更新事業を平成25年度の成田国際空港株式会社助成事業採択を目標に、早期に設計業務を進めるため、委託費1,260万円を新規計上いたしました。

6項2目体育施設費では、施設管理総務事務費として光スポーツ公園、坂田池公園の橋梁部分に亀裂が発見されたことから、専門的な調査技術、知識を有する会社に点検を委託するため138万6,000円を新規計上いたしました。

光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業では、スポーツ振興くじ助成事業の対象になったことから、劣化したテニスコートのリニューアルを目的に設計業務93万5,000円と工事費4,571万9,000円を計上したところでございます。

横芝光町体育館一般管理事業では、バスケットボールオフィシャルルールの改正によりましてコートラインを引き直す必要があり69万3,000円を新たに計上したところでございます。

3目学校給食費では、昨年度末に調理員1名が急遽退職したことから、委託による調理作業部門を増員すべく追加計上したところでございます。

以上で、議案第4号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第5号の平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の補正予算書、ただいまの一般会計とは別つづりになっております国民健康保険補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと存じます。

それでは、予算書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、町長の提案理由説明でも申し上げましたとおり、当初予算をいわゆる骨格予算として編成したことから、町長の政策的判断を伴う歳入項目を中心に補正を行おうとするものでありまして、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億3,380万円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

10款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの法定外繰入金で、国保被保険者の負担を軽減するために、政策的判断として一般会計から本年度5,000万円を繰り入れるべく、当初予算との差額4,999万9,000円を補正するものであります。

同じく10款2項1目財政調整基金繰入金は、基金運用上の事情によりまして平成23年度中に取り崩しができなかった2,000万円を、今回追加補正するものであります。

11款1項2目その他繰越金2,980万1,000円は、今回の補正の財源手当てといたしまして、前年度繰越金を充当するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらん願います。

歳出はすべて保険給付費であります。平成24年度の当初予算を骨格予算として編成するに当たりまして、歳入歳出予算額を一致させるため、医療費の保険者支出分であります保険給付費を歳出見込み額から抑えた予算額により編成いたしました。今回の補正では、過去の医療費の伸び率に基づいて算定した本来の必要額に戻そうとするものであります。

それでは、項目別にご説明いたします。

2款1項は療養諸費で、1目一般被保険者療養給付費は8,240万円、その下の2目退職被保険者療養給付費は600万円、3目一般被保険者療養費は60万円のそれぞれ補正です。その下の表、2款2項は高額療養費で、1目一般被保険者高額療養費は900万円、2目退職被保険者高額療養費は180万円のそれぞれ補正であります。

この結果、2款の保険給付費の総額といたしましては22億9,924万2,000円となりまして、昨年度23年度の当初予算と比較して2.2%の伸びとなったところであります。

以上で議案第5号の補足説明といたします。慎重審議をいただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号ないし議案第11号について、総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、議案第6号から議案第11号の補足説明をさせていただきます。

議案第6号から議案第8号までは、横芝光町教育委員会委員の任命についてでございます。そして、議案第9号から議案第11号までは、横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任で

ございます。

それでは、議案つづりの17ページをごらんください。

最初に、教育委員会委員の任命についてでございます。

教育委員会委員に2名の欠員が生じていることと、越川栄子氏の任期が本年6月21日をもって満了となることから、新たに次の方々を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第6号でございますが、欠員が生じている委員の後任といたしまして、横芝光町横芝1575番地14の齋藤明氏、昭和23年1月15日生まれの方を提案するものでございます。

齋藤氏は、昭和43年に芝山町芝山町立千代田小学校教諭に始まり、松尾町立大平小学校、横芝町立横芝小学校の教諭を歴任し、平成7年4月から退職をされました平成20年3月までに、松尾町立松尾小学校や横芝光町立横芝小学校など4小学校の校長を務められた方でございます。

続きまして、議案第7号でございますが、同じく欠員が生じている委員の後任といたしまして、横芝光町鳥喰上1009番地の行木彩子氏、昭和55年12月26日生まれの方を提案するものでございます。

行木氏は、小学生と就学前のお2人のお子様をお持ちで、まさご幼稚園の常任委員を務めるなど、幼児・児童教育に理解の深い保護者でございます。

次に、議案第8号でございますが、現在教育委員を務めていただいております越川栄子氏の任期が満了となることから、同氏の再任を提案するものでございます。

越川氏は横芝光町母子477番地にお住まいで、昭和24年1月6日生まれの方です。平成20年6月から現在まで4年にわたり教育委員を務められておられたことから、その実績を考慮し、再任をお願いするものでございます。

それでは、続きまして、議案第9号から議案第11号までの横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、越川武氏、浅野憲一氏及び鈴木明氏の任期が本年6月21日をもって満了となるため、後任の委員を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

最初に、議案第9号でございますが、後任の委員として横芝光町中台1076番地2の伊藤弘行氏、昭和21年9月20日生まれの方を提案するものでございます。

伊藤氏は、文化財審議会委員、農業委員会委員、消防団長などを歴任され、行政各般にわたり幅広い見識をお持ちの方でございます。

続きまして、議案第10号でございますが、横芝光町横芝995番地44の富永芳道氏、昭和25年4月17日生まれの方を提案するものでございます。

富永氏は、司法書士として富永芳道司法書士事務所を開設されており、不動産登記法等に精通されました専門家でございます。

次に議案第11号で、横芝光町木戸10546番地の2、吉田信也氏、昭和34年8月29日生まれの方を提案するものでございます。

吉田氏は、防犯指導員や交通安全指導員を歴任され、宅地建物取引主任者を取得されておりまして、固定資産に関する知識の深い方でございます。

以上の方々は、教育委員及び固定資産評価審査委員としてそれぞれすぐれた識見お持ちであり、適任でありますので、よろしくご審議を賜りましてご同意くださいますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号及び報告第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、繰越報告をさせていただきます。

報告つづりの29ページをお願いいたします。

報告第1号 平成23年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について。

これにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越したことを報告いたします。

その報告第1号の一般会計繰越明許費の内容であります。表にご注目いただきたいと思います。

3款1項社会福祉費では、介護基盤緊急整備事業として行っているグループホーム光の整備事業が、開発及び建築確認申請のおくれから年度内中の完成が困難であったため、補助金額4,000万円を繰り越したものでございます。

3款2項児童福祉費では、児童手当事務費において、児童手当支給電算システム改修事業等に充当する国庫金の交付決定が年度末となり、システム改修事業が年度内に完成できなかったことから、126万円を繰り越したものでございます。

5款1項農業費の地域排水管理事業で、農業体質強化基盤整備促進事業を活用した事業実施の交付決定が年度末であったことから、年度内中に事業完了ができなかったため、工事費金額600万6,000円を繰り越したものでございます。

7款2項道路橋りょう費、町道I-12号線道路改良事業は、買収用地に係る代替地確保に時間を要し、物件の移転及び土地の所有権移転登記が年度内に完了できなかったことから、591万8,000円を繰り越したものでございます。

同項の新栗嶋橋架橋・取付道路整備事業は、工事用資材の運搬路の確保に当たり、地元との調整に不測の日数を要し、工事の年度内完了が困難となったことから1億9,600万円の事業費を繰り越したところでございます。

同項、町道I-8号線道路改良事業では、用地の取得に当たり、抵当権解除に時間を要し、年度内に土地の所有権移転が完了しないことから、補償及び用地費として2,156万8,000円を繰り越したところでございます。

8款1項消防費の非常備消防事務費で、消防団安全対策設備整備補助金を受け、ライフジャケット等の備品を購入する予定でありましたが、交付決定が年度末であったため、年度内完了が不可能であったことから561万円を繰り越したところでございます。

30ページをお開きください。

9款2項小学校費の白浜小学校屋内運動場等改築及び施設改修事業は、国の平成23年度第三次補正予算で採択され、交付決定時期が年度末であったことから事業に要する経費6億5,404万円を繰り越したものでございます。

10款2項土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費では、H-173号線の道路復旧工事施工に当たり、電柱移転に不測の時間を要し、年度内に工事が完了しなかったことから、工事費金額451万5,000円を繰り越したものでございます。

以上、繰越明許の総額は9億3,491万7,000円でございます。

31ページをお願いいたします。続きまして、報告第2号でございます。

平成23年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告について。

地方自治法施行令150条第3項の規定により、事故繰越しに係る経費を翌年度に繰り越したことを報告いたします。

その内容でございますが、7款2項道路橋りょう費の町道I-18号線道路改良の2期事業は、繰越額140万3,000円を、用地交渉の結果、土地の取得が23年度内に完了することが困難であったため繰り越したものでございます。

以上、平成23年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告並びに平成23年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告とさせていただきます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号 平成23年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について、報告第2号 平成23年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午後 0時00分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 五木田 平 和 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

五木田平和議員。

[6番議員 五木田平和君登壇]

○6番（五木田平和君） それでは、空港問題について一般質問させていただきます。

私は、成田空港開港当初から騒防法の第1種区域に生活する住民として、航空機の騒音問題を初め、成田空港による経済的メリットなど空港関連問題について常に高い関心を持っています。

そこで、今回は、空港問題にかかわる4項目について質問させていただきます。

まず初めに、成田空港は一昨年10月の4者協議会において容量拡大30万回が合意され、年度ごとに段階的に航空機の離着数が増便されると聞いていますが、実際に30万回になるのは何年後になるのか教えてください。

また、Aラン、Bランの現在の年間離発着数と今後の増便予定数をわかる範囲で結構ですので教えてください。

次に、町内における騒音測定の方法や騒音条件について伺います。

町では、毎年騒音測定を定期的に行っていると聞いていますが、測定場所は町内全体で

どのくらいあるのですか。旧光町地域でも騒音測定は実施しているのですか。また、騒音のレベルは以前と比べてどのように変わってきているのですか。Aラン直下とBラン直下別にそれぞれわかるのであれば教えてください。

次に、町の騒音対策委員会について伺います。

合併前の旧横芝町当時には、毎年町の騒音対策委員会が開催され、各地区に交付されている通称騒音迷惑料の単価などを決めていたと記憶していますが、今後町の騒音対策委員会を開催する予定はないのですか。一部の町民の中には、騒音迷惑料の地区別交付額に余りにも大きな格差があるのではないのかとの声があります。現在の騒音状況を検証し、不公平な部分があるのであれば、町の騒音対策委員会において協議してもらう必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

最後になりますが、NAAを初め、共生財団、町等が行っている騒音対策事業について伺います。

私は、騒防法の第1種区域に住まいがあることから、いろいろな騒音対策事業の補助を受けていますが、町内には騒音直下であるにもかかわらず全く補助事業の対象になっていない地域がたくさんあると聞いています。特に、町のほぼ中央を南北に縦断しているBラン直下の横芝地域や上塚地域について、直下であるにもかかわらず補助の対象外となってしまうのはなぜでしょうか。

また、当町にはどのような騒音対策事業があつて、その範囲はどのようになっているのか、どこで対策範囲が線引きされているのか教えてください。

そして、現在行われている騒音対策事業は今後も引き続き実施されるのか。Bラン直下においてもAラン直下並みの対策が行われていくのかを伺い、壇上からの質問とします。執行部の明快な回答をよろしくお願いします。

〔6番議員 五木田平和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、五木田平和議員のご質問、空港問題についてお答えさせていただきます。

まず初めに、成田空港の30万回容量拡大に伴う増便数についてでございますが、議員が言われたように、成田空港は一昨年10月に開催された4者協議会において容量拡大30万回が合

意され、段階的に航空機の年間離発着数がふえることになっております。平成23年度の発着枠は23万5,000回でしたが、この枠数が平成23年度末から25万回、平成24年度末から27万回となり、その後は需要動向を見きわめつつ増枠するとのことですが、早ければ平成26年度末には30万回まで増枠が可能とのことでございます。しかしながら、これはあくまでも離発着できる枠数であって、この数がそのまま航空機の離発着数になるわけではございませんので、申し添えさせていただきます。ちなみに、平成23年度は23万5,000回でありましたが、実際に離発着した数は、東日本大震災などの影響もあって18万7,000回にとどまっていたと聞いております。

なお、30万回へ増枠された場合の滑走路別の離発着数についてでございますが、20万回運用時にはAランが13万5,000回、Bランが6万5,000回でありましたが、30万回時にはこれがそれぞれ15万回へふえていくとのことでございます。

次に、騒音測定についてでございますが、当町では光地域を含め通年で測定している場所が8カ所、夏と冬にそれぞれ1週間ずつ測定している場所が29カ所、町全体では37カ所で騒音測定を行っております。このうち、光地域では県が通年で実施している宝米地区のほか、町が独自で行っている新井地区や傍示戸地区など5カ所、計6カ所で実施をしております。

なお、各地域の騒音状況については、中台や遠山、鳥喰沼地区などAラン直下地域では航空機性能の向上や大型機の減少等により、開港当時に比べると騒音は低くなってきておりますが、谷台や本町、東町、栗山、そして上堺地域の北清水、屋形地区などBラン直下の地域では、ここ数年、B滑走路が主に着陸専用滑走路になっていたこともあって、着陸が大半を占める冬場の騒音が以前より高くなっているのが実態です。離陸期は一気に上昇し、当町の上空に到達するころにはかなり高度が上がりますが、着陸機の場合、ある程度高度を下げなければ着陸態勢がとれないことから、特にBランでは着陸が大半となる冬場の騒音が高くなっているのが現状でございます。

次に、町の騒音対策委員会についてであります。旧横芝町時代には、毎年、成田空港関連問題対策委員会を開催し、迷惑料の単価等について協議、検討していたようではありますが、合併後は町全体の騒音対策事業のバランス等を考慮するため、光地域における騒音の調査等を行う必要があったことから、私の第1期目の任期中は見送っておりました。その後、2年間についても開催されていなかったようではありますが、担当課による調査では、町全体の騒音状況等もある程度確認できているようでございますので、今年度中には開催し、単価基準等についても協議、検討していただきたいと考えております。

次に、騒音対策事業についてでございますが、当町においては、騒防法の第一種区域を対象に民家防音工事事業や空調機器更新事業、空調機器維持管理事業や固定資産税一部助成事業などが実施されており、このほか共生財団の指定する隣接区域並びに第一種区域に該当しない大総地区全域を準谷間区域として町が指定し、それぞれ第一種区域に準じた対策事業を行っております。

成田空港には、AとBの2本の滑走路があつて、それぞれに空港周辺の騒音分布状態を天気図の等圧線のような線であらわすいわゆる騒音コンターによって騒音区域が線引きされております。各種の騒音対策事業でもこの基準によって実施されることになっており、当町では、Aラン直下の中台地区や遠山地区、姥山地区の全域と牛熊・長倉地区の一部が騒音コンターによる線引きによって騒防法の第一種区域となっております。そのほか、大総地域では準谷間地域、鳥喰沼地区や鳥喰新田地区の一部が隣接区域と定められており、それぞれの基準に沿った騒音対策事業が実施されております。

しかしながら、B滑走路はA滑走路に比べて滑走路自体の距離が短く、例えばA滑走路の場合、4,000メートルに対しB滑走路は2,500メートルでございます。また、北寄りに建設されていることから、騒音コンターもAランよりも北側に線引きされており、Bラン直下における国の法律による騒音対策事業の実施範囲は成田市と芝山町、多古町の一部までとなっております。

このように、横芝光町は町のほぼ中央南北にBランの飛行コースが縦断しているにもかかわらず、国の法律による対策事業から外れてしまっているのが現状であります。当町におけるBラン直下での個々の対策事業については、大総地域の準谷間地域のみが共生財団事業と町単独事業で実施されているのが実情であります。

次に、今後の騒音対策事業の方向性についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、当町ではAラン直下の騒音レベルは以前より低くなってきておりますが、国や県、NAAの見解では、仮に騒音レベルが低くなったとしても今までの騒音コンターを縮小することではなく、今後も騒音対策事業は同じレベルの対策を実施していくとのことであります。

なお、Bラン直下については、当町には騒音コンターによる線引きが引かれていないことから、国の法律による騒音対策事業は実施されていませんが、近年の騒音測定等の結果を見ると、Aラン、Bランの騒音レベルの差が縮まってきているのが実態であり、今後はBラン対策の充実を図るため、国や県、NAAなど各関係機関とも相談し、町単独事業での実施も視野に入れながら町内における騒音対策事業の不均衡是正を図ってまいりたいと考えており

ます。

既に成田空港は地域経済発展のためにはなくてはならない存在となっており、当町としても空港との共存共栄を目指した行政運営を行ってまいりたいと考えております。そして、町内における騒音対策事業に格差があるのであれば、現状をよく調査し、有識者の皆様のご意見も伺いながら、でき得る限り格差是正に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位には今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます、以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） それでは、自席から再質問させていただきます。

成田空港では、早ければ平成26年度末に航空機の離発着数が30万回になるとのことですが、30万回にふえると、毎年航空会社から町へ交付されている周辺対策交付金についても、今までの1.5倍にふえると考えてよいのですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 単純に1.5倍になるかどうかについては、はっきりとNAAも明言はしておりませんが、今私どもで、五木田平和議員からのご質問に対する答弁の中にありましたように、特に横芝地域真ん中をBランの直下が、今ご指摘がありましたとおりBランの直下がこの横芝も縦断しているわけでございます。その辺の部分を検討しながら進めてまいっておりますとのお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） 30万回運用になると、Aランが22万回運用時の13.5万回から15万回へ1.1倍になり、Bランについては6.5万回から15万回へ約2.3倍にふえることとなります。また、昔に比べるとAラン直下では騒音レベルは下がってきているが、Bラン直下では冬場の騒音は高くなってきており、AランとBランの騒音格差が縮まってきているとの答弁でしたが、Bラン直下がこのような状況であれば、今後はBラン対策を充実しなければならないと思います。町長が具体的に考えている施策等があれば教えてもらいたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃるとおり、近年の騒音状況を見ますと、確かにAランとBランの騒音の格差がそれほどなくなってきているのが現状であります。しかしながら、先

ほど申し上げましたとおり、Bランについては騒音コンターによる線引きがなされておらないことから、国による対策が行われていないのが現状であります。今後も、この騒防法による支援についての実施というのは難しいものと考えておりますので、現在町単独事業も視野に入れていかなければならないと考えているところでございまして、現在担当課においても調査、検討させていただいているところでございます。

具体案があるとすればとのことですが、まだ明確には申すことはできませんが、例えばBラン直下地区への騒音迷惑料の増額ですとか、光地域への騒音迷惑料の交付、集会所などの地区の公共施設建設にかかわる助成などがあるものと考えております。

なお、町単独事業の実施とする場合であっても、最終的にはほとんどの部分はN A Aの周辺対策交付金を該当させるようにしたいと考えていますので、一言申し添えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） 騒音測定については、町全体で37カ所、光地域でも6カ所実施しているとのことですが、光地域の騒音レベルはどの程度なのでしょう。迷惑料を交付しなければならぬレベルなのでしょう。旧横芝町地域のどこの地区と同じレベルなのか、わかれば教えてください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 光地域の騒音の状況はとのことですが、栗山川沿いの宝米地区や新井地区、傍示戸地区では、先ほど申し上げた冬場の着陸機の騒音がW値であわすと60W以上となっており、屋形地域の立会地区や北清水地域の栗山川沿いとほぼ同様な値となっております。町内の均衡を図るためにも、少なくともこれらの地域には今後迷惑料などについて考えていかなければならないものであると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） 各地区に交付されている騒音迷惑料については、確かに交付額に格差があるように感じられます。騒音の状況が昔と変わってきているのであれば、町の騒音対策委員会を早目に開催し、光地域への迷惑料の交付も含め、できるだけ格差是正を図れるようにしてもらいたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 合併してから6年間、もう7年目に入っているわけですが、町の騒音対策委員会は開催されておりませんでした。町全体の騒音状況もある程度確認ができておるところでございますので、騒音対策の格差是正を図るために、できるだけ早い段階で委員を委嘱させていただき、年内中には騒音対策委員会を開催し、来年度以降の騒音、迷惑料等の協議、検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくご協力賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） 私は、Aラン直下騒防法の第一種区域に暮らす住民として、いろいろな騒音対策事業を実施してもらっていますが、今までの答弁を聞いていると、Aランに比べてBランの直下対策が大幅におくれていると感じられます。国の法律による対策が実施できないのであれば、町独自の対策も視野に入れながら、町全体が空港があることによる恩恵を受けられるような施策をぜひとってもらいたいと思います。いかがでしょうか。

空港がなければ騒音や落下物の心配もなく、静かに生活できるものと思いますが、成田空港は国策によって開港した空港であり、今後も空港をなくすことはできないものと思います。地域経済発展のためには、今では成田空港はなくてはならない存在になっています。しかしながら、横芝光町の住民は騒音の下で生活し、実際に生活に支障を来している方々も大勢いるのも事実でありますので、町として騒音対策などの環境対策の充実について国や県、NAAに強く要望してもらい、よりよい住民生活の確保のために努力してもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終了します。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変ありがたいご質問をいただいたわけですが、私自身も、議員おっしゃられるとおり、Aラン対策に比べBラン対策というのは非常におくれているように感じております。先ほども申し上げましたが、国の法律で対策がとれないのであれば、町単独の事業でということがやはり考えていかなければならない問題であると考えております。おっしゃられるとおり、騒音問題や落下物等に不安を抱える町民がおられるのも事実ですが、逆に成田空港があることによってプラスの面も数多くございます。特に雇用関係につきましては、町内では空港関連会社で働く方々が400名を超えているというような状況でございますし、成田空港は最も大きな雇用の場となっており、現在では空港は当

町にとってはなくてはならない存在となっております。

また、先ほども申し上げましたが当町には年間約4億円の周辺対策交付金が交付されており、騒音対策事業を初め消防施設整備事業や教育施設整備事業、道路整備事業などに充てられております。昨今の財政状況が大変厳しい時代にあつて、町にとっては大変ありがたい財源であり、毎年住民福祉の向上のために大切にに使わせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、当町としては成田空港との共存共栄を目指した行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位には今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で五木田平和議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時35分とします。

（午後 1時25分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時35分）

◇ 浅野孝男君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

浅野孝男議員。

〔3番議員 浅野孝男君登壇〕

○3番（浅野孝男君） 議席番号3番の浅野孝男です。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、おくれませながら今回佐藤新町長の就任、おめでとうでございます。これからのご活躍を多くの町民とともに期待をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いします。

さて、この6月定例議会は、新町長のもと初の定例議会であります。したがいまして、新町長公約の中からまず2点について質問させていただきます。

まず1点目は、町長公約の公正、公平な入札制度の構築についてです。

入札制度の基本的な考え方はどのようなものでしょうか。また、地元中小事業者の育成及

び優遇措置についてのお考えはいかがでしょうか。

そして、2点目は、これも公約だったんですが、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりです。公約の重点施策とも思われますが、お年寄り相談窓口の開設とはどのようなものでしょうか。また、医師不足等で厳しい運営となっています東陽病院の現況と今後の健全経営についてどのようにお考えでしょうか。

3点目としましては、けさほども新しい、すばらしい都市計画マスタープランの本をいただいたんですが、今年度より新たにスタートする横芝光町都市計画マスタープランは、これまでもさまざまな諸計画を総合的にまとめたものであり、この策定にかかったコストは極めて大きいものと思われます。そこで、このマスタープラン概要版より基本的なことについての質問と問題提起をさせていただきます。ちょっと長くなりますが、そのマスタープラン概要版の全体構想の部分を少し読ませていただきます。

まず、横芝光町の将来の町の姿は、栗山川の流れがはぐくむ人、自然、文化が共生する町、そして協働のまちづくりからとあります。そして、都市づくりの目標を1番目として、栗山川を中心として一体性があり、人、自然、文化が共生する都市づくり。2つ目として、新たな産業地の形成と農業振興等による活力ある都市づくり。3番目としまして、安全・安心して快適に暮らし続けられる人に優しい協働の都市づくりとあります。この書かれている思い、そのイメージは、我々町民にとって非常に希望のあるすばらしい都市計画だと思います。この計画が絵にかいたもちに終わることのないよう、端的明瞭に具体的推進方策をご説明願います。

なお、横芝光町のシンボルであります栗山川の環境整備には特段の施策が求められると思いますが、いかがでしょうか。そしてまた、この新マスタープランの概要版には書かれていませんが、この都市計画で今最も大事なことは、昨年の震災を踏まえ、防災対策であり、特に津波対策は喫緊の重要課題であります。今、国も県も取り組んでいただいておりますが、横芝光町としまして、ぜひ重要施策に組み入れていただきたく、強くお願いいたします。

以上、新町長の公約より2点についての質問と、これから始まる新マスタープランへの質問と問題提起をさせていただきました。町行政も町長を初め、新体制の中、懸案事項も山積のことと思います。町の発展と町民の幸せのため、その使命を全うされることを強く要望いたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔3番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、浅野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

なお、公平、公正な入札制度の構築についてのご質問のうち、地元中小企業者の育成及び優遇措置と新マスタープランについてのご質問のうち、都市づくりの目標の具体的推進方策につきましては各担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

初めに、公正、公平な入札制度の構築についてでお答えをさせていただきます。

入札制度に対する基本的な考え方についてでございますが、公平、公正な入札制度の構築は、私の、先ほど議員もおっしゃられていましたけども、政策公約の一つでございます。重点的に取り組んでいく所存であります。入札過程の透明性の確保、そして公正な競争の促進、談合、その他不正行為の徹底排除、公共工事の適正な確保などの要請を考慮に入れながら、横芝光町の諸条件に合った制度を構築していく必要があると考えております。

ただ、公平、公正についての見方はいろいろあると考えますが、独善に至らないように国ですとか千葉県ですとかの指導や、近隣市町の動向などを参考にさせていただきながら、入札をめぐる最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い改善をしていくことが重要であると感じております。

続いて、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりについてお答えをさせていただきます。

初めに、これも町長の公約であるお年寄り相談窓口の開設はについてでございますが、超高齢化社会を迎えている現在、核家族が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加しておる中、国全体では2015年に人口の26%、2050年には35.7%と3人に1人が65歳以上という超々高齢化社会になろうとしております。当町の高齢化率も、平成21年度の27.6%から平成23年度には28.3%と高くなっており、今後も上昇傾向が続き、平成26年度には31.2%と推計させていただいておるところでございます。高齢化が進む中、当町では地域意識の希薄化が進む今日、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象として、日々の暮らしで生じる不安や悩みなどの相談に応じるため、お年寄り110番の開設を検討しておるところでございます。各種団体との連携を図り、高齢者の悩みを一つでも多く解消できればと考えておりますので、今後とも福祉行政にご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

次に、東陽病院の健全運営についてでございますが、議員もご存じのとおり、東陽病院は病床数100床で、一般病床55床、療養病床45床の町内で唯一入院のできる診療施設でございます。現在、内科、外科、整形外科、婦人科の入院及び外来診療は常勤医師で対応しており

ます。また、先般、議員の皆様にご説明させていただいた脳神経外科については、6月1日付で常勤医師を1名採用させていただいたところでございます。

なお、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科につきましては非常勤医師による診察となっております。病院の健全運営には、安定した医療の提供を行うための医師、医療スタッフの確保、充実に努めること、民間的経営手法の導入、経費の削減、収入増加などの経営の効率化を図ること、県の医療整備計画を踏まえ、患者の動向及び地域性を考慮しながら他の病院との連携を検討すること、老朽化した医療機器の更新、病院施設の改修などを行い、これらを経営資源として無駄なく最大限に活用することなどが考えられます。

とりわけ、旭中央病院との連携につきましては、旭中央病院はもとより、千葉県にも要望を行っており、千葉県保健医療計画の改正の際には連携病院として位置づけしていただけるよう要望書も提出したところでございます。

今後も、町立病院の責務として、町民の医療需要に的確にこたえ、質の高い医療を提供していくとともに、採算面から民間機関が行わない医療に要する経費等を明確にしながら、経営の健全化を推し進めていくことが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、東陽病院では、地域の基幹病院として健全運営を目指していくとともに、東陽病院運営検討委員会や議会を初め多くの方々の意見を聞きながら、時代のニーズに合った医療を提供し、町民に愛される病院にしていきたいと思います。

続いて、新マスタープランについてお答えさせていただきます。

新マスタープランの基本的な考え方と進め方についてでございますが、現在、都市計画マスタープランは、旧横芝町、旧光町が平成13年5月にそれぞれ策定したものであり、策定後11年が経過しているものであります。今回作成した都市計画マスタープランは、合併後の新たなまちづくりを目指す上から、町の総合計画等を踏まえ、横芝光町のおおむね20年後の姿を目標とした都市計画の総合的な指針となるものを策定いたしました。その具体的な実現方策として、都市計画の用途地域や都市計画道路などの都市施設の見直しについては計画変更が必要となることから、皆様方のご意見を賜りながら、県関係機関等との協議を重ね、策定を進めてまいります。

また、住民の憩いの場の創設を目的とした坂田城跡周辺の環境整備や、地域経済の振興を図るための道の駅の設置を目指します。

さらに、津波対策としての避難棟の設置を初めとする防災対策の積極的な推進を図るなど、厳しい財政事情などを踏まえ、優先順位を設定しつつ、皆様と協議を重ね、各種施策の効果

的な推進に努めてまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、企画財政課からは、地元中小企業対策についてお答えさせていただきます。

地元の建設企業は、社会資本等の維持管理、緊急を要する資機材の調達など、災害応急対策等の事業を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っていますが、建設投資の減少等に伴い、建設企業の減少、小規模化が進んでおり、入札においても町内インフラ整備の担い手確保に資する工夫が必要であると認識しています。

また、入札に限った問題ではありませんが、地元中小企業者の育成は、地元の経済活性化にとっても重要な課題であります。このため、原則として設計金額4,500万円未満の工事については、競争性が確保されることを前提として、従来から入札業者参加資格の地域要件を町内としたり、総合評価入札方式においては、町内企業の活用を評価項目とするなどの配慮をしております。

そのほか、随意契約においても、極力地元業者に発注するよう努めているところでございますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、都市建設課のほうからは、栗山川の堤防の環境整備についてご質問いただいておりますのでお答えいたします。

栗山川堤防の環境整備につきましては、町内一日清掃や栗山側ボランティアなど初めとして、町内各地域の皆様のご協力をいただきながら実施しているところであります。

町といたしましても、栗山川の管理者であります千葉県に対し、栗山川堤防の環境整備の促進と、現在実施中の拡幅改修事業について早期完成が図られるように、また、津波対策としての堤防のかさ上げ事業も早期に着手されるよう引き続き要望してまいります。

今後も栗山川が町民の皆様に愛され、親しめるよう環境整備の推進に努めてまいります。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 早川典男君登壇〕

○社会文化課長（早川典男君） それでは、私のほうからは、浅野議員ご提言の栗山川の環境整備には特段施策が求められるといったこととお答えさせていただきます。

初めに、栗山川全域の公園化についてでございます。

河川は、公共のものでありますので、原則としてだれもが自由に利用することができます。栗山川も町民の方々の散歩やウォーキングコースとして、また町内外からも釣り客が訪れる憩いの場であると認識しております。

浅野議員からご提言がございます栗山川全域の公園化について、河川法に基づき河川敷の利用、整備を河川管理者に申請し、許可を受ければ可能でございます。この許可を占用許可といい、占用許可された土地を占用地といいます。

占用許可は、一般的には県や市、町といった自治体を対象としており、これにより河川敷の公園や運動場、自転車・歩行者専用道路、橋梁などが整備されています。このような占用地では、自治体など占用許可を受けた者が施設管理を行い、またこれら施設の利用は、施設管理者が定める規則に従って利用することになります。

県内での類似事例として千葉県柏市の大堀川があります。大堀川は、柏市北西部に源を発し、柏市住宅街を經由して手賀沼に流入する延長6.9キロメートルの一級河川であります。

柏市では、千葉県の河川整備に合わせ、市内を流れる大堀川の両岸6.5キロメートルを桜堤として市民の憩いの場とすることを目的に、昭和62年に大堀川リバーサイドパーク整備計画を策定したとのことでもあります。その後、国・県・市の3者で協定を締結し、現在も整備を進めていると聞いております。また、除草作業などの維持管理は、ボランティア団体の協力もあるものの、外部委託をしているとのことでもあります。

当町を流れる栗山川の延長はおよそ17キロメートルあり、公園とした場合には刈り取った草などの処分費だけでも多額の経費が必要と考えられます。このほかにも課題が多々あると思いますので、栗山川の公園化を検討するに当たっては、都市計画マスタープランに示されております（仮称）川づくり協議会の設立を図り、進めていくことが妥当であると考えております。

また、社会文化課としましては、今後は社会教育の分野において住民の協働意識の醸成に取り組んでまいりたいと思います。

次に、町長からもお話がございました坂田城跡周辺の公園化についてお答えいたします。

坂田城跡は、県内でもまれな非常に良好な状態で保存されている歴史的財産であり、過去2回ほど千葉県が史跡指定を申し出たことがありました。現在は、産業振興課所管の農村アメニティー整備事業維持管理事業で、散策道路周辺の下草刈りなどの維持管理を行っております。

また、坂田城跡の北側には県内有数の梅林団地が広がり、梅の開花に合わせて多くのお客様が訪れる観光スポットに成長いたしました。このほか、民間の梨園や多くの皆様にご利用いただいているふれあい坂田池公園も近接しており、これらの資源をまとめてPRすることにより、もっと多くのお客様にお越しいただける可能性を秘めていると思います。

そのためには、地権者の方々にご理解いただき、町が坂田城跡を史跡指定して保全するとともに、梅林団地の継続が重要な要素であると思います。さらには、環境保全や史跡の説明をしていただける地域ボランティアの育成も必要になってまいります。

また、この地域一帯は埋蔵文化財の包蔵地でありますので、駐車場や休憩施設など、ハード面での整備には難しい部分があります。しかしながら、よそに誇れる貴重な財産でありますので、関係する機関と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔社会文化課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、産業振興課のほうから、都市づくりの目標の2の新たな産業地の形成と産業振興等の活力ある都市づくりについて、特に道の駅等観光産業に関するご質問についてお答えさせていただきます。

近隣市町の山武市、芝山町、多古町、匝瑳市には道の駅や同等の施設が早い時期に建設され、大勢のお客様が訪れて、活気あふれる運営がなされております。しかし、当町には民営による小規模の農産物直売所2店舗と横芝光インターチェンジに隣接するチャレンジテントが実施されておりますが、休憩施設も少ないため、団体客が立ち寄れない状況であります。

平成19年3月に銚子連絡道路横芝光インターチェンジの計画変更があり、道路公社も休憩所施設には消極的であるとともに、出口路線等の完成がいつになるのか不透明であります。町といたしましては、元気な農業と町の活性化につながる販売交流拠点の場所や道の駅と同様の直売所が建設できるよう積極的に検討していきたいと思っております。

観光産業につきましては、海浜交流ゾーンを活性化させるため、こどもの国跡地にパークゴルフやドッグランなどの、健康増進を目的に町内外の人々が交流でき、利益の上がる施設

の検討と屋形海岸、木戸浜海岸を含めた観光振興を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） いろいろとありがとうございました。

これから自席より少し再質問をさせていただきたいと思います。

最初に入札制度についてですけれども、町長の答弁で、しっかりやっていくんだと。不正行為の徹底排除を含めて、町民に信頼される制度にしていくということは伝わったと思いますが、ただ1点お尋ねしたいのは、この4月から5月にかけてうわさの範疇とといいますか、私の耳にも届いているんですが、役場の中に警察当局の介入があったと。恐らく入札に関してのことだろうというよううわさを聞きます。このことは、町民の一部の人もわかっている中で、うやむやにするのは情報開示等々の問題も含めてどうかと思いますので、私としては、事実だとすればそのことをしっかり詳細を報告し、このような不名誉な事態を招かぬような行政にさせていただきたい。もちろん、うわさだけで事実じゃないと明言できれば、町民の皆様もそれはそれで安心するんでしょうが、万一事実だとすれば、これにはふたをすることはできないんじゃないかと。きちっと詳細を報告し、このような疑わしいことが、あるいは不名誉なことが起きないように行政をしっかりしてもらいたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まことに遺憾ながら事実でございます。ただ、警察当局のほうの捜査がどのようになっているか定かではございません。ましてや、こういう質問が出るとも思っておりませんでしたので、警察のほうにも相談は何もしてございませんでしたので、詳細についてはここでの答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

ただ、警察のほうから町のほうに入札関係書類を主に任意の提出を求められまして、それに応じました。事情聴取に数名の職員が呼ばれたということの報告を受けております。それこそ、こういう不名誉なことが今後絶対ないように、そのためにも今回公約にも上げさせていただきまして、これから間違いのない道の入札制度の中で進んでいきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

ただ、私も昨年というかこれまでの1年ちょっとの間、公正、公平な町政をという意味で入札の問題にも取り組ませてもらいましたけれども、町政不信と言ったらちょっと語弊がありますが、町全体の雰囲気の中に行政に対する不信、私ども議会に対してもなのかもしれませんが、やっぱりそのことから払拭していかないと、町民の皆様にもいろいろご協力いただいてよりよいまちづくり、さっき言った協働のまちづくりというのなかなかないでしょうし、この際、一部そういう情報がうわさとして流れているわけですから、何らかの形でPRをして、これからの町行政はしっかりやっていくというのをさらにアピールしてほしいなというふうにお願いして、それはそれで打ち切らせてもらいます。くれぐれもよろしくお願いし、その件は。

それと、東陽病院の件ですが、朗報として新しい先生にも来ていただいたということもあるんですが、これもずっと指摘させてもらっていたんですけども、東陽病院に対する信頼度もまだいまいち、非常に薄い、あるいはこの前も言いましたけれども、東陽病院に行くなら違う病院に行っちゃおうかという話も現実にあったりして、やっぱり町としても東陽病院には町の病院で安心して来てもらえますよと。これからこのようによくなっていくんですよというの、今の入札問題とは中身は違いますけれども、もっともっとPR活動が欠けているような気がいたします。

ですから、それも東陽病院もお年寄り、特に内部の人たちも不安に思っています。東陽病院はつぶれちゃうんじゃないだろうかというふうに、現に。ですから、不安を払拭するためにいろいろな方策をしっかりやってほしいというふうをお願いさせてもらいたいと思います。

それから、3番目の私、今回のメインテーマにさせてもらったんですが、この丁度折りも折り新マスタープランができて、私も産業建設委員という中でこのことについてはいろいろとかかわっていきたいと思っているんですが、私、3月、前回の議会でもお願いをしたんですね。そのときには、このマスタープランがまだできていないとか検討している最中だったんですけども、自然、文化が共生するまちづくりを本当にやっていくとすれば、まずさっき文化課長も言っていましたけれども、坂田城というのは梅にしても文化財にしても極めて町の重要財産だと思いますし、そこにはやっぱりしっかりした予算づけをしてほしいと。この前も予算をしっかりつけてほしいというお願いをしたんですけども、改めて今回坂田城周辺の梅林の保護あるいは育成、その文化財の保護あるいはPR等々について、本当に補正予算なら補正予算をきちっと組んでほしいなど。

もう一つ、マスタープランの最大のテーマの栗山川の問題については、正直、このところこの前も町の一斉清掃、あるいは昨日も仲間とちょっと草取りをやっていたんですが、まだまだやっぱり荒れていてごみだらけ、本当に悲しい思いです。今、屋形橋の近くでは大きな改修工事をやっています、あれが終わればきれいになるだろうなという想像はします。だけれども、その反対側は竹やぶだらけでごみだらけと。釣り場は、本当は釣り場のメッカでもあるのに、それももうまくいかない。ですから、確かに県の管理地なのかもしれませんが、この横芝光町のシンボルであるので、そこには一定の予算づけをして、町として独自にやっていくということが必要なんじゃないかなと。それによってまた県や国にも働きかけることができるんじゃないだろうかなと。

ですから、改めてその予算づけと、さっきも説明はしていただきましたけれども、特にその2点について町として町長もしくは担当としてどこまで踏み込んでいけるのか、お答えいただけたらありがたいなと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 総体的な部分で私からお答えさせていただきます。

横芝光町が今後発展していくための大きな一つの要素として、観光の開発というものが非常に大きなポイントであるのかなというふうに考えております。しかしながら、厳しい財政状況の中であるという部分も、これも否定しがたい一つの事実でございます。

そうした中で、ぜひその観光の大きな目玉、スポットとして坂田城跡、坂田池、あの公園一帯がそういう部分として構築できるものであれば、ぜひそれに対する予算についても考えていってしかるべきであると考えております。それには、それこそマスタープランではございませんけれども、きっちりとした皆さんと一緒にプランを立てて、どのような地域づくり、観光資源づくりをしていくかについてご協議させていただいた中で、しっかりとしたプランを立てて、それに対するしっかりとした予算をつけていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ということは、今とりあえず2点、坂田城周辺と栗山川周辺全域ということの中で、これは前向きに予算を計上して検討していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） すばらしいプランができるという前提で前向きに頑張っていきたいと思いますし、今般、浅野孝男議員、観光協会長にもなられました。大変おめでとうございます。そうした中で、改めて観光立町横芝光町の前進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 皮肉じゃないですよ、観光協会の会長なんていうのはおめでたいことではないんですが、ただ、私は一町民としても議員としても、協会の役員としても、この我がふるさとを少しでもよくしていきたい。そのために少しでも仕事をしている、させてもらえればなというふうに思っています。

最後なんですけど、今いろいろと各担当課長さんからさまざまな希望のあるお話をいただきました。特に文化課長には、いろいろと丁寧にお答えいただきまして、何とでもいい形で進めていただきたいなど。

私は一つ思うんですが、堤防のことについても坂田城のことについてもいろいろな制約があると思います。とかく行政の方々は、国があるいは県がと、私たちの範疇じゃないと。ほとんどが制約がかかっていることは私も承知しています。町の変革、町がよくなったり大きく生まれ変わった町などを見ていると、多分それは人のせいにはしない。自分たちの町は自分たちで変えていくんだ、そういう思いが強い町が多分変わっていくんだろうなど。お金がかかっても予算の配分で優先順位を決めて、町のために、民主党さんじゃないけれども、無駄が無駄がじゃなくて、いかにこの町を活力ある町にしていくのかということを実際に多くの人が、まさに協働のまちづくりの中で進めていけば予算というのは出てくると思います。

ですから、これまでの全面主義とかそういったことにとらわれないで、町長もかわったことですし、心機一転、新しい横芝光町をつくっていただきたいと思っています。ということをお願いして、町民もこのマスタープラン、概要版皆さん見ていただいていると思います。多分、こんなにいい町になるのかなというふうに思ってくれていると思います。ですから、それを裏切らないようにぜひ町長を初め、皆さんが今まで以上に決意を新たにして、この横芝光町のためにやっていただけたらありがたいなど。それを、時間がちょっとありますものだから、3分ぐらいで町長、宣言をしてもらって、何とでも体を張っていいまちづくりをしますということをお願いして、私の質問を終わらせてもらいたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変ありがたいお言葉をちょうだいして本当にありがとうございます。

それこそ、私が、3月25日に選挙がございました。多くの町民の皆さんに負託をいただいて、そしてご支援をいただいて、大変立派な成績で当選させていただきました。その際、マイクを持って大きな声で申し上げておりました。目的は、あくまでも町民の幸せ、そして町の発展というのが目的でございます。そうした部分で私を初め、庁舎一丸となってそれこそ協働のまちづくりではございませんが、町議会の皆様方、そしてまた町民の皆様方と手と手を取り合って知恵を出し合いながら、この横芝光町を、一歩先に出るすばらしいまちづくりをしてまいりたいと考えておりますので、今後皆様方にはさらなるご指導、ご協力を賜りたくお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で浅野孝男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時30分とします。

（午後 2時15分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

◇ 齋藤 順一 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） ただいまご指名いただきました横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。

6月の定例議会におきまして、登壇の機会を与えていただきました議長を初め、先輩議員、同僚議員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

それでは、元気に質問させていただきます。町長を初め、執行部には明快かつ簡潔なご答弁、よろしくようお願い申し上げます。

早速、通告順に従いまして質問に入らせていただきます。

大綱1といたしまして、まず私の目指すものの一つ、安心・安全なまちづくりの取り組みよりご質問させていただきます。

去る4月12日の佐藤町長の所信表明演説の7番目は、放射線測定機の無料貸し出しについてでございました。そこでお伺いいたします。

1、放射線測定機の貸し出しの実施、予定等について進捗状況等をお聞かせください。

2、給食センターの食材等の放射線量の測定はいかがなっておりますでしょうか。

また、関連質問をします。

3とし、給食センターの施設管理状況についてはどのような対応をしているのかお伺いいたします。

4、これも関連です。給食費未納の課職員全員での回収状況はどのように進展しておりますでしょうか、お伺いいたします。

その他として、5、町全体の放射線量測定等の取り組みはどのように対応しておられるのかお伺いさせていただきます。

大綱2といたしまして、次に再度私の目指すものの一つ、安心・安全なまちづくりの取り組みより、東日本大震災後の当町の対策と教訓についてご質問させていただきます。

佐藤町長の所信表明演説の3点目は、災害対策の充実についてであります。去る3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害に備える体制づくりを国や県と連携しながら早急に構築してまいり所存でございますとのことでしたが、それでは東日本大震災後の当町の対策と教訓について具体的にお伺いをいたします。

1、災害対策の充実について、体制づくりはどのような対応をしているのですか。

2、東日本大震災後には、町は何を改善されたのでしょうか。

3、瓦れき受け入れの進捗状況はいかがなっておりますでしょうか。

4、地区の主な場所へ標高板の設置等のお考えはございますでしょうか、お伺いさせていただきます。

次に、大綱3といたしまして、私の目指すものの一つ、行政改革の取り組みより、総合評価方式での入札実施結果と今後の課題についてご質問いたします。

佐藤町長の所信表明演説の2点目は、公平、公正な入札システムの構築についてであります。予定価格の事前公表工事の拡大など、公平、公正な入札構築に努めてまいり所存でございますとのことでした。それでは、今回の総合評価方式の入札執行は、佐藤町長就任前でしたので、担当課は企画課にお伺いをいたします。

総合評価方式での入札実施結果と、今後の課題について。

1、今回の試行的総合評価方式での入札実施で、効果と課題は何だったのでしょうか、お伺

いしたいと思います。

実施に当たって、総合評価方式の評価項目をお教えてください。これは2番目です。評価値の基準の設定、評価の方法はどのようなものでしたでしょうか。

3番、今回の総合評価方式の入札で、競争原理が十分に働いたと思いますでしょうか、お聞かせください。また、一般競争入札との比較はどうでしたでしょうか。

4、当町の今後の総合評価方式での入札の方向性はどうか。

5、今以上の当町の公平、公正な入札制度の構築とはどのようにお考えですか。

以上、大綱3点について壇上の質問とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、齋藤順一議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは東日本大震災後の当町の対策と教訓等についてのご質問にお答えさせていただき、その他のご質問については各担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、東日本大震災後の当町の対策と教訓等についてお答えいたします。

初めに、災害対策の充実についての体制づくりはについてでございますが、まず、災害対策本部機能強化として、災害時の情報交換に関する協定について、国土交通省関東地方整備局長との締結準備を進めております。これは、災害発生時には初期段階における対応が重要であり、広域または大規模災害時には地方公共団体と国等の連携が不可欠なものであり、情報連絡員を積極的に派遣してもらうことで、迅速な情報交換ができるものとなります。また、災害時支援体制としての災害対策用機械の配備や、地方自治体からの支援要請にも迅速に対応できるよう、防災体制のさらなる充実を図ってまいります。

次に、東日本大震災の教訓として、初動体制における災害対策本部の機能強化を図ることが重要であることから、財団法人消防科学総合センターのご協力により、この2月に災害対策本部の組織体制の強化を図ることを目的に、役場職員の班長職以上の本部員並びに消防関係者を対象として、市町村防災力強化出前研修の図上訓練を実施する予定でしたが、諸般の事情により中止となりました。今後も財団法人消防科学総合センターとの調整を図り、災害に対応できる組織づくりの構築を進めてまいりたいと考えております。

また、新聞等では既にご紹介されましたが、銚子市から一宮町にかけて九十九里周辺のアマチュア無線家で、災害時に備え地域災害復旧支援連絡会が結成され、災害時の情報提供として町へのご協力をいただけることとなりました。

次に、東日本大震災後に何を改善したかについてでございますが、平成23年9月4日に実施いたしました町防災訓練では、津波避難訓練も含み海岸部に位置するセザールやテンドーヴィラのマンションの津波一時避難所を使用するほか、白浜小学校、上堺小学校の屋上への津波避難誘導を行ったところでございます。

また、夜間の小学校の校舎内に避難誘導に対応できるように反射板を利用した看板等を設置することや、備蓄物質が浸水した場合を想定し、災害用備品を校舎2階の空きスペースへ移設することを今現在調整を図っているところでございます。

また、防災訓練の翌週の11日には、町民会館大ホールにおいて千葉科学大学危機管理学部の藤本准教授に「地域の自然災害に学び、自助、共助、公助で備える」と題しての講演会を実施させていただきました。

広域なものとしては、山武地域振興事務所が中心となり、山武地域行政連絡会議において九十九里海岸周辺の14市町村が一体となり、東日本大震災の検証及び検討を行い、共通できる避難方法や準備対策などを提案するための九十九里版津波避難に関するガイドラインについて作成したものが3月末に完成し、県から公表されました。今後、このガイドラインのもとに住民の方の意見を踏まえながら、津波避難対策を推進する上で活用してまいります。

一例を申し上げますと、津波警報等を伝達する場合に、防災行政無線でのサイレン警鐘、避難所への避難された方の避難者カードの統一などがございます。

このほか、ことし3月には、山武市と歩調を合わせ、海岸地域を中心に169カ所を選定して東電柱に海拔表示板を設置し、地域の海拔を住民の方に周知することで迅速な避難を促すとともに、津波に対する防災意識の啓発に努めてまいります。

また、災害情報伝達体制の充実として、NTTドコモなどエリアメールによる災害情報の一斉配信の整備、屋形海岸の東部排水機場へのライブカメラを設置するためのウェザーニュースとの契約や、町防災行政無線のデジタル化への交換工事を実施しており、聴覚障害者の方には、文字放送対応の戸別受信機の配布を今後行ってまいります。

次に、瓦れきの受け入れの進捗状況はについてでございますが、東日本大震災で発生した震災瓦れき受け入れについては、国から都道府県への広域的な協力要請を受けて千葉県知事は、平成24年4月6日付で放射能等の安全性に関し十分な説明がなされていること、あわせ

て懸念される課題の解決を前提に、前向きに協力すると回答しております。

これを受け、横芝光町でも瓦れきの受け入れ先であります山武郡市環境衛生組合と匝瑳市ほか二町環境衛生組合と協議を進めていますが、両組合とも基本的な方針として住民への説明責任を果たすことや、周辺住民の理解を得ることは大変重要であると考えております。

なお、周辺住民への説明会については、山武郡市環境衛生組合では5月26日に実施され、同意を得ておりますが、匝瑳市ほか二町環境衛生組合では説明会の開催を6月中に予定しているところでございます。

震災瓦れきを受け入れることについて、国が安全基準を具体的に示すことや、経費支援策等を明確にすることと、千葉県が調整役としての機能を十分に果たすこと等を前提条件に、受け入れの検討をするよう両環境衛生組合へ要請をしているところでございます。

次に、地区の主要な場所への標高板の設置の考え方はあるのかについてでございますが、東日本大震災後に何を改善したかのご質問にお答えしましたように、海岸地域を中心に169カ所を選定して東電柱に海拔表示板を設置いたしました。海岸地域につきましては、海岸部から横芝地域は上塚小学校付近まで、光地域は光海洋センター付近までの東電柱に設置し、小中学校や横芝敬愛高等学校の施設付近や国道126号線の交差点で設置が可能な東電柱へも設置したところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育長職務代理者教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育長職務代理者教育課長（高蝶政道君） 私からは、齋藤議員の放射線量測定機の貸し出しの実施予定等についてのご質問のうち、給食センター関係のご質問3点についてお答えさせていただきます。

初めに、給食センターの食材等の放射線量測定状況についてであります。千葉県では平成24年度から県内5カ所の教育事務所に放射線量測定機器を設置し、市町村教育委員会、県立学校等を対象に、学校給食用食材の放射性物質検査事業を実施しておりますが、当町ではこの事業を活用し、給食用食材の放射性物質検査を実施してまいりたいと考えております。

本年5月の施行の段階で既に2回の検査を実施し、検査した4品目の食材からは放射性物質は検出されませんでした。本格運用は6月4日から始まっておりますが、食材の使用頻度などを考慮しながら、月2回各3食材の検査を実施する予定でございます。

なお、検査結果につきましては、町ホームページと給食献立表等を利用し、公表してまいりたいと考えております。

次に、給食センターの施設管理状況についてのご質問にお答えいたします。

給食センターの内部設備の水道や照明、空調機器の電源、あるいは出入り口の扉の戸締まりなどの確認を業務終了後、日常的に行っております。また、夜間及び休業日の建物の警備については、警備保障会社による機械警備で対応し、門扉については本年4月から業務終了後に施錠し、施設管理を徹底しております。

次に、給食費未納の課職員全員での回収状況についてでございますが、教育課及び給食センター職員による給食費の滞納整理を年2回、5月と12月の休日に実施しております。このほか、毎月一、二回、教育課職員が交代で給食センター職員とともに滞納整理を実施しておりますが、それぞれの担当の職員の事務に支障がない範囲で、今後は毎月の実施回数の増加も検討してまいりたいと考えております。

〔教育長職務代理者教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、私のほうから、町全体の放射線量測定などの取り組みについてお答え申し上げます。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出されました放射性物質に対処するため、町内の空間放射線量の測定を実施しております。昨年6月から匝瑳市横芝光町消防組合の簡易測定機を借用し、町内保育所と保育園8カ所、幼稚園2カ所、小中学校9カ所について、地表高50センチメートルと1メートルを定期的に測定しております。これは月1回でございます。

また、昨年の9月から、千葉県が所有しております放射線量測定機を借用し、町内の公園や各地区の集会所等の公共施設の測定についても定期的に実施しております。これにつきましても月1回でございます。

測定数値につきましては、町の広報紙やホームページに公表しておりますが、国が定めております除染対策の基準となる地表高1メートルで、毎時0.23マイクロシーベルトを下回っておりますが、引き続き測定を実施してまいります。

本議会に補正予算として計上させていただいておりますが、町民の皆さんの不安を解消するため、身近な生活環境等の放射線量を把握できるよう、放射線量測定機を購入し、貸し出

しを開始する計画でございます。

なお、最新の状況でございますが、平成24年5月、これにつきましては保育所と保育園、小学校等々でございますが、最小値が0.07マイクロシーベルト、最高値が0.15マイクロシーベルトでございます。

なお、6月号の18ページに各小学校、保育園の数値が記載されておりますので、ご参照願えればと思います。

以上であります。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、企画財政課からは、総合評価方式による入札関係についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の今回の試行的総合評価方式での入札実施で、効果と課題はというご質問についてですが、ご存じのとおり、本年2月2日に町道I-14号線道路改良工事、上部工に係る入札を価格と価格以外の要素を考慮して落札者を決定する総合評価方式により執行いたしました。

今回の入札執行の効果としては、価格と品質の2つの基準で業者を選定することから、談合防止に役立ったと思いますし、また、当町のような規模の小さい町が総合評価方式を適用したことで、建設業者の技術力向上に対する意欲を高めたものと考えております。

一方、課題としては、今回の入札が入札参加者に対して施工計画を求めるいわゆる簡易型であったため、どの点について施工計画を求めるのか、また、提出された施工計画をどのように評価し優劣をつけるのか、非常に苦労いたしました。

簡易型を適用する場合は、発注者側の技術能力が大切だと感じたところでございます。反面、施工計画を求めないいわゆる特別簡易型であれば、通常の入札より10日間程度執行に要する日数がかかりますが、スムーズに執行できるのではないかと考えております。

次に、2点目の実施に当たっての総合評価方式の評価項目、評価基準の設定、評価の方法はどのようなものかのご質問でございますが、横芝光町総合評価落札方式試行実施要領や、これに基づく落札者決定基準、評価項目等設定基準により行うこととしていますが、入札参加業者選定審査委員会での審査、学識経験者の意見聴取を経て決定をしております。

なお、この実施要領等の作成段階から今回の入札執行まで、千葉県技術管理課の指導をい

いただきましたし、支援業務委託先である財団法人千葉県建設技術センターとは数回にわたって勉強会を行ったところでございます。

次に、3点目でございます。

一般競争入札と比較して、今回の総合評価方式での入札で競争原理が十分に働いたのかとのお質問に対するお答えでございますが、総合評価方式が価格以外の要素を考慮して落札者を決定するシステムであるため、価格の競争性は一般の入札より低いですが、価格と技術とのトータルの競争性は十分に働いたと考えております。

次に4点目、当町の今後の総合評価方式での入札の方向性はとのお質問に対するお答えですが、実施要領によれば、総合評価方式の対象工事を入札価格及び価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる工事としております。技術的要素を重視する工事内容かどうか、総合評価方式が有効に機能する事例かどうかを検討して、具体的には設計金額5,000万円以上の大規模工事については、総合評価方式の適用の有無をその都度決めようと考えております。

次に、5点目です。

今以上の当町の公平、公正な入札制度の構築とはとのお質問に対するお答えですが、浅野議員の質問に対する町長の答弁にもあったところでございますが、具体的には24年度に入りまして予定価格を事後公表から事前公表へ変更いたしました。また、間もなく千葉電子調達システムを利用し、電子入札を実施できるものとも考えております。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大変どうもありがとうございました。

それでは、大綱1から順に再質問させていただきます。

大綱1としましては、給食センターの食材の状況、放射線量の測定状況ということなんですけれども、6月1日の新聞報道によりますと、先ほどの答弁にもありましたとおりに、県教育委員会4日より、学校給食の安全確保のため、放射性物質の検査を始めるというような記事が載っておりました。本町でも、ホームページによる横芝光町教育委員会では、学校給食で使用予定の食材について、千葉県教育庁が導入した簡易測定機により放射性のサンプル検査を実施したという記載がありますけれども、その中で、じゃ全体にはかるといふ形は技術的にも時間的にもちょっと無理があると思いますけれども、どのような方法で給食センターの食材をピックアップされて検査されている、あるいはされる予定でございませうか。ちょ

っとお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育長職務代理者教育課長（高蝶政道君） ただいまの齋藤議員のご質問でございますけれども、先ほどの答弁の中で、食材の使用頻度を考慮しながらというふうに申し上げたところでございますけれども、同じ品目に偏ってもいけませんので、あわせて未検査の品目がないような形で、そういったことも配慮しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですね、食材検査全部するということは到底不可能ですので、今のような形で頻度の多いものにポイントを置いて検査するという形で、食材すべてあれなんですけれども、今後とも父兄の皆さんとか児童生徒らが食の安全を確保するためにも、十分配慮して検査をして、安心・安全な給食を提供いただけますようお願い申し上げます。

関連しまして、この前のお約束でございましたあれなんですけど、その前にセンターの施設管理についてちょっと気がついたことがございましたので、もちろんセンター内はかたくガードされて、中に立ち入ることはできないんですけれども、残念ながら私ども4月からちょっと祭日等同っていたんですけれども、周りの外構的には施錠する施設、器具があるのにもかかわらずオープンになっていまして、どういうわけか隣の工事の車両が出入りしているという形だったものですので、食の安全を確保する面でいかなものかなというふうに感じまして、去る3月31日土曜日に、センターが休みのときにもちょっと確認したんですけれども、そういう形で隣接の工事関係車両が自由に出入りして、そのエリアを同じ町有地だからいいといえいいのかもしれませんが、そこはちょっと問題が、意識がちょっと違うかなというふうに、安全の意識が違うかなという形で、今もフェンスの一部が取り除かれて、トラロープのような形で簡易的にエリアを区切ってというような状況が続きますけれども、そのわけについてお伺いしたいんですけれども、それで、せんだって4月の去る3日の全員協議会の後でも、施設内で議員の皆さんで給食センターの視察をされましたときに、本来はドライ方式の作業場がどういうわけか上から雨が入り込んで、ウエット方式になっていまして、ドライ方式が何でウエット方式になったのかなという形で、ダクトがあいていたということで、これも外構はかぎがかけていないわ、上からは雨を漏らしているというんじゃない、とても安心・安全な食材のあるいは、給食の提供はできるのかなというふうに不安になりましたものですので、その点もう一回ちょっと再確認をさせていただきます。

放射能測定場所については、横芝のホームページを見ましたら、今学校施設、学校プール、水道、空間放射線量等測定されているようですので、それに測定で町民の方が少しでも知らせることが安心なようですので、どうかこのまま継続されて、安心して努めていただければと思いますけれども、それでは、教育課長、お願いします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育長職務代理者教育課長（高蝶政道君） ただいま齋藤議員から質問でございますけれども、本年4月3日に議員の皆様によります給食センターの視察が行われまして、その際に本来は火災発生時に使用すべき調理場内の天井部分でございますはり屋窓が開放状態となっております。その点のご指摘をいただいたところでございますけれども、職員の閉め忘れによるものと思われましても、現在ははり屋窓の開閉状態を初めとしまして、各設備の状況を日々確認し、再発防止に努めているところでございます。

それから、給食センターの門扉につきましては、昨年度までは施錠はいたしておりませんでした。本年4月からは施錠いたしまして、施設管理の徹底に努めてまいりたいというふうにしているところでございます。

それから、給食センターの南側のフェンスでございますが、現在の状況については、東陽小学校の学校の敷地とそれから旧町道との境にございました既存のフェンス、それと一部、先ほど議員ご指摘のように、トラロープで囲ったような仮の囲いになっている部分がございます。それで、本年東陽小学校の屋内運動場改築事業の外構工事を既に発注済みでございますので、この工事の中で既存のフェンスを撤去して新設する予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） じゃ、引き続きドライの作業場がウエットにならないようにひとつ、フェンスも早急に工事を進めまして、明確な給食センターと学校の境がわかるような形で対応をよろしくお願ひします。

それと、給食費未納は、前回質問の中で、課全員で回収するという課長のお話でしたんですけれども、年2回、5月、12月、業務に差し支えないようにというお話でしたけれども、どのような、回収率はじゃ具体的にどんなふう、何軒ぐらい上がりましたよと、成果はどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育長職務代理者教育課長（高蝶政道君） 教育課、それから給食センター職員の合同によります休日の滞納整理の状況でございますが、本年は5月13日に実施しております。2人1組、5班体制でございまして、訪問軒数は52軒、それで収納額についてはそれぞれ違いますが、この日については10万円余りの徴収金額でございました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大変ご苦勞さまでございました。10万円の、たかが10万円といえどもそれだけ、52軒も回ってかなりの努力の結果というふうに評価します。今後も12月等のあれにも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、町全体の放射線量の取り組みについての、ちょっと具体的にいつごろ何個ぐらい、機械を買って町民に貸与するという点ですが、具体的にわかればお教え願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 午前中、企財課長のほうからも補正予算の説明がございました。今のところ、3台購入いたしまして、議会は19日が最終日でございますので、可決いただけたものでしたら、早急に契約し、購入して、町民の方に周知をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。

じゃ、3個、心待ちにしている町民の皆さんも多いと思いますので、町長の公約の中で貸し出すということですので、どうか早急に対応されて、少しでも安心に寄与できるような形で進めていただければと思います。

じゃ、大綱2について、東日本大震災後の当町の対策と教訓についてでございますけれども、今、るる町長からお話を伺いましたけれども、県の九十九里津波避難に関するガイドラインの作成については、当町でもホームページにリンクはしておりますけれども、市町村が個別に津波、この中に対策を講じるのではなく、地域が全体となってという形はよく理解できるんですけども、相互に連帯、協力することというのは、これはもちろん大切なんですけども、大切さはわかりますけれども、県とガイドラインとは別に、当町における津波対策等を具体化する案、または実行したと、169カ所に標高板の設置という形で、標高板そのものは、常日ごろ見て、この辺が海拔、標高何メートルだなという形ですと、津波が何メー

トルだという形で、小さいときから町民が避難というか、災害に対する意識の高揚という形で非常に有効だと思うんですけれども、県のガイドラインとは違いまして、どんなふうな形で実行したというようなものがありますか。具体的にあれば教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 先ほど、町長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、今回の昨年の3・11東日本大震災では、災害対策本部の機能、それによる初動体制が重要だということで、これは国の中央防災会議からも市町村の対応ということで、この辺を強化しなさいということだそうでありまして、幸いなことに、当横芝光町の災害対策本部を設置したわけですが、災害が少ないためにやはり実働、実務に対しての経験が不足していたという部分ではございましたので、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、財団法人のお力をいただいて、本部要員と消防署で震度6強の地震が発生したということで、職員を非常参集して、平日でございましたけれども、集めて、災対本部の中で情報収集、それと整備、これは先生のほうから演題を我々集まった職員は聞かされていないということで、その集められた情報をどのように整理し、どう実施していくのかとか、そういう部分のまず災害対策本部機能を強化しろということで、それを計画したところでございますけれども、諸般の事情でちょっとできなかったということではございまして、今後これについても財団法人の協力を得ながら実施していきたいというふうに考えております。

それと、先ほども申し上げましたけれども、津波対策として初めてテングーヴィラ、セザールマンションに避難させていただきました。それとあわせて上堺小学校と白浜小学校に町民の方を避難させて訓練を実施しました。その中で初めてわかったことではございますけれども、夜間の場合、校舎に入るときにガラスを割るとか、中の、停電であった場合には階段がわからないということで反射板とか、入ってきた場合には避難所、ここから入りますよというような標識板も今つけようかということで協議をしています。

それと、白浜小学校と上堺小学校につきましては、上堺小学校が海拔3.0メートル、白浜小学校が3.1メートルということで、大きな津波が来た場合には備蓄倉庫が浸水する可能性もあるだろうということで、空き校舎の2階に備蓄品を保管しようと、そういう具体的なものも実際これから計画をしております。

それと、消防団員に対しましては、さきの東日本大震災では250名強の消防団員がとうとい命を亡くされたということで、消防団員にヘルメット、それと先ほど繰り返し関係で財政のほうからもお話がありましたけれども、ライフジャケット、これも用意しようというこ

とと、また昨年の反省の中で、いわゆる情報収集にちょっと時間がかかったということで、たまたま今デジタル無線の交換をしておりますので、携帯用の無線機を11台多く確保したということで、それぞれの対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大変ありがとうございました。

初動体制ということで、まず町長の回答にあった情報ネットワークとか今テnderヴィラ等、一時避難場所のことなんですよね。その確保というのは非常にいいことだと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

ちょっと下がるんですけども、学校等、今160何カ所の海拔表示板なんですけれども、6月4日の新聞報道によりますと、山武市が10メートルを超える津波を想定した防災情報紙を作成して市民に配布した云々という形だと思いますけれども、これも常日ごろ津波に対する防災意識の重要性を町民に認識していただくには、主要箇所等パンフレット、あるいはその海拔表示も非常に重要と考えておりますので、ぜひこの件もひとつあわせて、各学校、中学校、小学校、幼稚園ぐらいは、その生徒がここは海拔何メートルだというのがすぐ日常わかる形でのあれをひとつよろしく願いいたします。

それと、あと瓦れきなんですけれども、いろいろ今町長にるるお話を、県の意向等伺ったんですけども、私ども個人的な考えですと、町民のいろいろな立場、考え方があるんですけども、どうしましてもちょっと住民エゴ的な結論は出がちで報道されておりますけれども、私から見れば、安全が担保されておれば受け入れはどんどん行っていくべきで、人道的な見地からも、困ったときはお互いさまじゃないかなというふうに考えますので、どうか早急な実行をお願い申し上げます。

最後に、東日本大震災後の当町の対策と教訓について具体的にとあれしましたけれども、ここで一つの例をちょっと私が申し上げさせていただきます。宮城県の女川、竹浦の教訓なんですけれども、お話し申し上げます。

竹浦地区は、津波の被害で62戸の被害家族が避難所へ理由があって個々に分散して避難されたそうです。女川町竹浦地区は、伝統芸能の獅子舞を保存されていまして、しかし津波によってその機材そのものは、道具等は海に流されてしまったと。しかし、有志によって伝統芸能の獅子舞を何よりも早く復活させたんだそうです。

そして、時がたって、1年近くたってから、女川町の竹浦地区の祭りを呼びかけたところ、

62戸の全戸が祭りに、一堂がばらばらになっていたのにもかかわらず集結ができたんだそうです。それはなぜ、じゃ被害家族が避難場所へ分散して避難されて、コミュニティーが分散されていたにもかかわらず、全戸が竹浦地区の祭りに1戸も欠席されませんで集結ができたかということ、それは紛れもなく伝統文化を大切に作る心が宿っている、地域に宿っていたからというふうに私は理解しました。

きずな、きずなと言いますけれども、人と人とを結びつけるものは物や金ではなく、私は文化だというふうに思っております。そして、今我々に大切なものは、未来へ何を残すかということ、そのためには何を行動しなければならないかということ、今真剣に当町も考えざるを得ない時期ではないかというふうに、そのような観点から当町の文化財の事業を見ますと、一律に全部予算カットだ。たかだか7万、8万のやつを5,000円カットとかそういう形じゃなくて、文化を大切にさせていただくんでしたら、予算がないからと、全部一律に伝統芸能の助成金を5,000円なら5,000円と切らないで、むしろ、こういう時代ですから、地域のきずなを深めるためには文化的なものに予算を多く、めり張りをつけた予算執行をしていただくように切にお願い申し上げまして、次の3の大綱へ進めさせていただきます。

今、企画財政課長さんに、今回の試行的総合評価方式という入札はいかがですかという形で詳しくご答弁をいただきましたけれども、これは実は平成23年2月2日の町道I-14号線道路改良工事条項でございますよね。横芝光町北清水木戸地先ということで、入札問題に話のもとに戻りますけれども、入札問題は去年の6月から同僚議員の浅野議員と公平で公正な入札執行をという形をお願いを、議会でも質問してまいりました。ただし、残念ながら執行していたにもかかわらず、公平で公正でない結論が出ました。公平で公正な発注の方法かもしれないけれども、町民だれが思っているても7割、8割という偏った結果が今回の当局の非常に関心を寄せた問題の根幹がそこにあるというふうに私は考えておまして、ですから、この総合評価方式というのは、競争原理が全く働かないというような、全くとは言いませんけれども、一般競争入札によりはるかに競争原理が働いておりません、競争のあれが。

簡単に物を申しますと、いわゆる企業の通信簿ですね、企業の技術点、通信簿が技術評価点、それを入札金額で割ると評価値の高いほうが落札という形になりまして、必ずしも高い金額を入れたから、安い金額を入れたからという順番ではございません。あくまでも高い、それが総合評価方式の簡易型でやられたというふうにおっしゃいましたけれども、じゃ、今回の、まだ電子入札も行っていないのに、ただよそがやっているからという試行的なもので、まだまだ4年も5年も今回の部分については早かったんじゃないかなというふうに考えます

けれども、その点はいかがですか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 大変申しわけございませんが、この総合評価方式を導入した
ときのことが、私ども実際に企画財政課にはおりましたけれども、契約事務にかかわって
おりませんでしたもので、どういういきさつで総合評価方式を導入したのかというところをお
尋ねいただくと、大変申しわけございません、勉強不足で知り得ない部分でございました。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですか。そこまで言うなら、かかわっていなければ仕方ないとい
えば仕方ないんですけれども、それを直接町民の思いに絡むことですので、効果としては先
ほどいみじくもおっしゃっていた品質の向上だとか、トータルコストの削減だとか、住環境
保全だとか地元企業技術力の向上だとか、不適格業者の排除だとかいろいろメリットはあり
ます。ただし、事務手続の増加とか、契約時間まで非常に時間がかかって、当町のような小
さい町では非常にふさわしくないという形で、ただ私はかかわっていませんでしたと言われ
てしまうと、質問はそれで終わってしまいますけれども、ですからもう少し心を込めて回答
していただくようお願い申し上げます。

そこで、今回は、笑い事ではないんですよ。地域の施工計画とかいろいろな形であるん
ですけれども、今回は、ちょっとお伺いさせていただきますけれども、地域貢献度とかいう形
でその中に残念ながら3者とも地域貢献度はボランティア活動して加点されておられませ
んでしたけれども、ぜひ今度今後の入札の中にも、一般競争入札の中にも、地域貢献度でボラ
ンティア活動、町内に対してボランティア活動した者が入札の資格審査要件の中に入るとい
うような形のお考えをもう少し幅広く持って、それが公平、公正な入札制度に近づけるとい
うふうに私は思うものなんですけれども、その点はいかがと思いますか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まず、勉強不足の点をおわびいたします。

今のご質問でございますが、一般競争入札で行うところは、価格に対するところが多い。
価格によって判断するというのが今のところのやり方ですので、参加要件としてどうなのか
というところは、確かに議員おっしゃるところは理解できますので、今後はちょっと研究さ
せていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） それでは、しっかり、地場産業の育成の観点からも、地域にボランテ

ィア活動して、栗山川の草刈りをしたとか、城山の草刈りをしたとかそういう形は、おたくの業者さんは非常に地域貢献度が高いのでどここの入札はできますよというような条件をぜひ加えていただきまして、よろしくお願い申し上げます。

あと、先ほど町長のお話、同じ形になっているんですけども、予定価格の事前交渉対象工事の拡大など公平、公正な入札システムの構築に努めるというお話は何いましたけれども、なぞってしまって先に質問されてしまったんですけども、今、当町ではお話では、電子入札という制度を変えようとしているという話なんですけれども、どういう制度に改めましても、人間がいる以上、利害関係を持って入札する以上、不正というのはなかなか防止するのが非常に困難だというふうに感じますので、システムというよりも、その環境ですか、心の問題を重要視されて、どうかひとつ公平、公正な部分で入札制度を執行していただけるように思うものなんですけれども、その点はどういうふうに、重複する質問になりますけれども、お考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずもって、先ほど来、浅野孝男議員さんの質問にも答えました。公正、公正な入札制度の構築を基本理念としまして、今齋藤議員がおっしゃられているような総合評価方式がふさわしいのかどうか、その辺の部分からももう一度検証していかなければならないのかなというふうに考えております。

当横芝光町には、Aランク業者も素晴らしい技術を持った会社が2者ほどございますし、BランクにしてもCランクにしても、それなりの技術力は高いものだと私も確信をしているところの中で、どこまで一般のその公共事業、建築または土木の問題に対してこの総合評価方式がどこまで合っているのかという部分についても再度検討しながら、今私が思っているところでは、実際のところ一般競争入札の中で上限を決めて各ランクに合わせていくと。そうした中で公平、公正な、そして事前公表を絶対条件とした中でやっていくことが肝要ではないかなと。そういうような方向性の中で、今、心の問題ということもございましたが、おっしゃるとおりでございまして、自分の心の中にやましい、何もない払拭の真っ白な状態の中での入札執行者としての考えを持ちながら、今後慎重に的確にこの事務を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） どうも大変長々失礼なお話も申し上げまして、よく答弁していただきましてありがとうございました。

それでは、佐藤晴彦新町長のご活躍を願ひまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で齋藤順一議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月13日及び6月14日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認めます。

よって、6月13日及び6月14日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月15日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時25分）

平成24年6月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年6月15日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1に同じ

出席議員(16名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
8番	若梅喜作君	9番	川島富士子君
10番	鈴木克征君	11番	野村和好君
12番	山崎貞一君	13番	伊藤圀樹君
14番	川島透君	15番	鈴木唯夫君
16番	八角健一君	17番	川島勝美君

欠席議員(2名)

7番	川島仁君	18番	越川輝男君
----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	総務課長	田鍋悦央君
企画財政課長	市原成一君	環境防災課長	土屋文雄君
税務課長	高埜広和君	住民課長	若梅操君
産業振興課長	伊橋秀和君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	實川裕宣君	健康管理課長	伊藤定幸君

食肉センター長	加瀬盛久君	東陽病院長	大木良夫君
会計管理者	鈴木健夫君	事務代理課長	高蝶政道君
社会文化課長	早川典男君	東事教職教育課	

職務のため出席した者の職氏名

局長	川島重男	書記	椎名圭子
----	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに前に報告します。

川島仁議員から本日の会議を欠席する旨の届け出と、越川輝男議員から午前の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

これより日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

質問に先立ち、本年2月6日にご逝去されました齊藤隆前町長に謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、佐藤新町長におかれましては、まことにおめでとうでございます。さきの臨時会の所信表明のごとく、どこまでも町民の幸せと町の発展のために邁進いただけますようご期待申し上げます。町長初め当局の皆様の誠意あるご答弁をお願いいたします。

初めに、町長の政治姿勢について4点お伺いいたします。

1点目として、本年度予算及び重点施策の取り組みについて伺います。

国は、今国会に入って、101本とも言われる政府提出法案のうち、今月に入り成立したのはわずか2割という、決められない政治を招いています。国の2012年度予算案が2年不在の

財政健全化取り繕い予算であろうが、マニフェスト総崩れ予算であろうが、地方を取り巻く環境は待ったなしであり、現場は総力であらゆる知恵を振り絞り、この難局を乗り越えていかなければなりません。

財政負担を減らし、町民の生活に安全・安心を担保するだけでなく、できる限り将来にツケを回さないという哲学も加えた本町のまちづくりを進めることが肝要だと思います。

そこで、町長ご就任直後の新年度スタートではありますが、本年度予算の基本的な考え方と、本町のトップリーダーとしての力強い決意をお聞かせください。

2点目として、投票率アップへの取り組みについて伺います。

これまで、期日投票する場合、その場で宣誓書に必要事項を記入しなければならず、高齢者や車いすに乗る人から困惑の声が寄せられていました。そこで、負担軽減や利便性向上のため、各世帯に郵送される投票所入場券の裏面に期日前投票で求められる宣誓書を印刷し、町民が自宅などで事前に記入できるよう改善を図ってはいかがでしょうか。投票率のアップにもつながるものと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

3点目として、PCB廃棄物を使用した試験研究について伺います。

差し迫った町の課題の中にPCB問題がございます。町民の意向を受けとめた中で、今後の見通しについて町長のご見解をお聞かせください。

4点目として、小学校就学前3年間の幼稚園・保育園等の幼児教育の無償化について伺います。

少子高齢化が進み、日本の社会保障制度の見直しが迫られています。今後、本格的な人口減少社会に突入することを考えれば、社会全体で子供の育成を支え、子育てを支援するシステムの構築が何より必要であります。未来を担う子供たちが夢を描けない社会であれば、横芝光町はもとより日本の将来も暗く、少子化の時代だからこそ、一人一人が存分に羽ばたいて力強く生き抜いてほしいと願っています。そして、その環境づくりは大人たちの責任ではないでしょうか。

そこで、我が党では、女性が元気に活躍できる社会を築くことが社会保障を支える基盤強化に直結するとの視点から、さまざまな具体策を提唱しております。その中の一つに幼児教育の無償化がございます。子育て家計の負担軽減であり、子育てを家庭だけに任せるのではなく、国や自治体が子供の福祉に責任を持つ社会へと施策の転換を図るべきと考えております。女性の社会復帰に果たす役割についても、考えられることから提案いたしますが、町長のご所見をお尋ねします。

次に、環境行政について1点、資源ごみ袋の小についてお伺いたします。

平成18年の合併からはや7年目に入っております。当初の目的から大幅におくれている事業の一つに環境衛生組合の問題がございます。早期の解決を切望しておりますが、毎日の生活の中でごみの発生は待ったなしであり、高齢化が進む中、昨今、特に光地域の方から資源ごみ袋の小さいのが欲しいとの声が多くございます。そこで、今後の見通しをお聞かせください。

次に、教育行政について4点お伺いたします。

1点目として、防災教育の取り組み強化について伺います。

東日本大震災を受け、学校や地域での防災教育の重要性が再確認されております。そこで、去る4月19日、防災教育の充実を求める要望書に関する署名5,550人分を町長に提出したわけでございます。それは、今後発生が予想される首都直下地震などの自然災害から身を守るため、地域や家庭、学校における防災教育の充実と支援を求めたものであり、さらに、行政による必要な人的支援や財政的な支援の充実を要望しておりますが、今後どのように取り組まれようとしているのかお示してください。

2点目として、学校耐震化への進捗状況について伺います。

学校施設は、児童・生徒及び教職員の方たちが1日の大半を過ごす場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その耐震性の確保は極めて重要でございます。

文科省は、公立小・中学校の耐震化を早い時期に完了させる新しい施設整備基本方針を出しました。財政状況や国庫補助率のかさ上げ期間も考慮が必要であろうかと思いますが、町民の生命第一の観点から、ぜひ事業を前倒ししてでも完了を目指し、耐震化を進めるべきと考えますが、基本的な考え方と今後のスケジュールについてお示してください。

3点目として、学校施設の非構造部材の耐震対策について伺います。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害がありました。被害の状況を見ますと、建物の柱やはりといった構造体だけでなく、天井や照明器具、外壁、内壁などいわゆる非構造部材が崩落し、避難所として使用できないばかりか、児童・生徒が大けがをする事故まで起きた例もありました。さらに、学校ではありませんでしたが、一般の会館ではお2の方が亡くなられ、26名もの重軽傷者が出るという痛ましい事故まで発生しております。

地震等災害発生時において、地域の避難所となる学校施設は、児童・生徒だけでなく、地

域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりでであり、その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題であります。

現在、学校施設構造体の耐震化は鋭意進められております。しかし、それだけでは児童・生徒、地域住民の命を守る対策としては不十分です。学校施設の耐震化とともに、天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があると考えます。

そこで、本町の学校施設における非構造部材の耐震点検実施状況を伺います。また、その耐震点検の結果、耐震対策が必要とされた学校はどの程度あり、それらへの対策はどのようなか、具体的にお答え願います。

4点目として、学校通学路の安全対策について伺います。

本年4月23日、京都府亀岡市において、4月27日には本県館山市と愛知県岡崎市において、さらに5月7日にも愛知県小牧市、5月14日には大阪市内で、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が立て続けに発生しております。

何ら落ち度のない幼い命が無残にも奪われる悲劇の連鎖に、行き場のない憤りが町民の皆さんの心の内にも渦巻いております。私も、今般発生した一連の事故については、子供たちのよりどころである地域の安全・安心を脅かす重大かつ切迫した事態ととらえており、学校通学路の安全対策をさらに強化する必要性を強く認識しているところであります。

そこで、町内の学校通学路において、今回の事故の事例に該当するような危険箇所がないか早急に調査点検を行うことを提言するとともに、児童・生徒の皆さんが安全・安心に通学できるよう、必要な措置を確実に講じていただきますよう強く要望いたしますが、当局のご見解を伺います。

最後に、安全で安心なまちづくりについて4点お伺いいたします。

1点目として、ビック・ハウスのところ、鳥喰セーブオンのところ、サビア方面の出入り口、セブンイレブン横芝光インター店のところの信号機設置等、交通安全対策について伺います。

ビック・ハウスのところでは信号機設置に向けてのご見解を、鳥喰セーブオンのところでは信号機設置もしくは速度標識、横断歩道の増設を、サビア方面の出入り口については一方通行へのご見解を、セブンイレブン横芝光インター店のところについては右折信号の増設を、議場の中で再三伺っているところもございしますが、いずれも町民の方の強い要望でございますので、親切で明快な答弁を求めます。

2点目として、デマンド交通への取り組みについて伺います。

これまでも、以前から再三ご質問させていただく中で、昨年暮れには交通会議が立ち上がり、よりよいシステムの構築に向かって協議がスタートしたと認識しているところでございます。町長も、デマンド交通、乗り合いタクシーシステムの導入を積極的に進めてまいり所存とお訴えになられました。大いに期待するところであります。

そこで、詳細など進捗状況を含め、今後の具体的なお考えをお示してください。

3点目として、町民会館トイレの改修について伺います。

今や、我が町の中心コミュニティ会館と言えば、町民会館と言っても過言ではないと思います。昨今、耳に届く町民の皆さんからの苦情と要望に、避難場所にもなる町民会館のトイレの問題がございます。何といても薄暗く、においも気になります。進む高齢化社会の中で、安全・安心な視点からも気持ちよく使っていただけるトイレに改修すべきと切望いたしますが、町長のご見解を伺います。

4点目として、地震・津波・液状化等さらなる対策の強化について伺います。

東日本大震災は、我が町にも津波、液状化などの被害を及ぼしました。特に津波被害は甚大でありました。今回の経験を踏まえ、新たな地震・津波想定を含めた地域防災計画、地震・津波災害対策計画の見直しを行っていかねばなりません。

地域防災計画は、本町の災害対策の根幹となる計画であり、指針であろうと思います。東日本大震災により明らかになった課題について、その対策をしっかりと検討し、早期に計画に位置づけていくべきであるということは言うまでもありませんが、改めて人命の安全を最優先に考え、防災対策の見直しにスピーディーかつ全力で取り組んでいただきたいと思えます。

そこで、計画をより実効性のあるものにするため、当局の積極的な取り組みについてお聞かせください。

さて、地域の防災力をどう高めるかが大きな課題であり、防災力の強化には自助・共助・公助の取り組みが重要です。ところが、公助の基盤である橋や道路、河川、施設、港湾、岸壁などの社会資本の多くは、コンクリートの耐用年数の50年から60年が経過するなど、老朽化による防災力の低下が指摘されております。

そこで、我が党は、1933年、当時、世界的な不況から脱するため、冷え込んでいた経済、国民生活に公共投資などで刺激を与え、大きな効果を発揮したアメリカのルーズベルト大統領のニューディール、新規巻き直し、この政策に倣い、防災・減災ニューディールの必要性を提唱しております。それは単に公共投資を行うのではなく、修繕、改築が必要となる命を

守る公共施設の整備を初め、防災・減災対策に毎年10兆円、10年間で100兆円を追加で集中投資し、大規模災害に備えた防災力を強化するものであります。安全な社会資本を残すことは、現役世代のみならず、結果的に今の子供たちの将来の安全に直結いたします。

本町におきましても、町民の皆様が安心して暮らせる社会を目指し、早目早目に全力で取り組んでいただくことを強く強く要望いたしますが、町長のご見解とご決意をお伺いし、私の最初の質問といたします。

[9番議員 川島富士子君降壇]

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、川島富士子議員からのご質問に対してお答えをさせていただきます。

なお、私からは、町長の政治姿勢についてのご質問のうち、本年度予算及び重点施策の取り組みについてとPCB廃棄物を使用した試験研究について、そして小学校就学前3年間の幼稚園・保育園などの幼児教育の無償化についての3点と、安全で安心なまちづくりについてのご質問のうち、地震・津波・液状化等さらなる対策の強化についてをお答えし、その他のご質問については、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、町長の政治姿勢についてお答えいたします。

初めに、本年度予算及び重点施策の取り組みについてでございますが、今定例議会に、いわゆる骨格予算であった当初予算に対する肉づけ予算となる補正予算案を提案させていただきました。今回は、住民生活に密着した継続的な事業を中心に、財政状況の許す範囲で予算配分を行いました。私が町長選挙時の公約としていた放射線測定器の無料貸し出し、小規模水田区画のパイプライン化に要する経費を盛り込んでおります。

私は、1つ目にPCB処理絶対反対、2つ目には災害対策の充実、3つ目には公平・公正な入札システムの構築、4つ目に産業振興、5つ目に駅前混雑の解消という政策、公約を挙げておりますので、これを重点施策として、着手できるものから取りかかり、バランスのとれたまちづくりを進める所存でございます。

次に、PCB廃棄物を使用した試験研究についてでございますが、この試験研究については、川島議員もご承知のとおり、宮川地区ひかり食品跡地において、民間事業者による微量

P C B 汚染廃電機器を使用した試験研究について、昨年12月27日付で千葉県より承認を受けております。

試験研究の期間としては6カ月間で、6月26日までとなっております。試験研究に使用されますP C B 廃棄物の量については、トランス3台で合計重量600キログラム以下とされております。生活環境保全対策としては、試験場の床は不透水構造とするとともに、作業場や各施設の下にはオイルパンを敷くことになっております。排水の排出、騒音・振動及び悪臭の発生はないとされておりますが、作業場及び洗浄槽からの排気は、建屋に設置した2基の活性炭フィルターを通して建屋外に排気することになっております。

しかしながら、周辺地域住民から寄せられる不安や心配が非常に高まっており、万が一の住民が負うリスクは限りなく大きいと考えられますので、町といたしましては、地域住民の生命、健康、財産を守り、環境を保護する立場から、このたびのP C B 廃棄物を使用した試験研究に対し断固反対することが私の決意でございます。こうした中、反対に対する意見書については、平成24年4月17日、千葉県知事に対し、町議会の意見書及び農業委員会の申入書とともに提出してまいったところでございます。

次に、小学校就学前3年間の幼稚園・保育園などの幼児教育の無償化についてでございますが、教育の無償化については、政府が平成20年6月に策定した経済財政改革の基本方針の中に、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら無償化を検討することが盛り込まれておりました。しかし、国の財政事情が厳しい中で、無償化を実施するための財源の問題などがあり、実施には至っておらないところでございます。

現在、町では、国の補助を受けながら、私立幼稚園就園奨励費補助事業として、町内2カ所の幼稚園に対し、保護者負担の軽減分を補助金として交付しておりますが、平成23年度の町負担額は約1,000万円でございます。

また、保育所の保育料についてでございますが、当町では、国の徴収基準額を軽減し、保護者負担をいただいております。平成23年度は、国の徴収基準額との差額分約7,200万円を町が負担しております。また、合併後、保育料を据え置き、県内でも安い保育料となっており、子育て世帯の負担の軽減を図っているところでございます。

幼児教育の無償化については、実施したい考えはやまやまではありますが、当町においても財政状況が厳しい中にありますので、今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

続いて、安全で安心なまちづくりについてのご質問のうち、地震・津波・液状化等、さら

なる対策の強化についてお答えをいたします。

東日本大震災では、当町を含み千葉県内でも甚大な被害が発生しました。地震は台風被害とは違い、事前の対策や初動対応に制限がございます。県では、今回の震災をあらゆる角度から検証し、千葉県地域防災計画の大幅な見直しが進められております。町でも、県や関係機関との整合性を図りながら地域防災計画を見直して、災害に強いまちづくりの強化をしてみたいと考えております。

また、今年度は、防災行政無線戸別受信機のデジタル化への整備を進めております。災害時には初動体制が重要な位置を占めていることから、災害対策本部の機能強化と情報伝達の充実を図るべく、関係機関と連携に努めてまいっているところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私から、川島議員のご質問の投票率アップへの取り組みについてお答えをいたします。

選挙管理委員会といたしましては、広報よこしばひかり、町ホームページ、防災行政無線及び啓発物資を購入いたしまして、選挙に対する啓発を行い、有権者の皆様方に、関心を高め、棄権されることがないように啓発に努めております。

しかしながら、3月に行われました町長選挙の投票率は、前回は0.71ポイント減の68.47%でありました。また、平成23年度中に行われました町議会議員一般選挙の投票率も、前回は7.34ポイント減の69.18%でありました。一方、県議会議員一般選挙の投票率は、前回は2.57ポイント増の56.31%で、県内での投票率第1位となり、選挙表彰において千葉県選挙管理委員長表彰を受賞することができました。

今後も、より効果的な選挙啓発、より積極的な広報活動を展開し、期日前投票におきましても、投票しやすい環境を整えるよう努めながら、投票率の向上を図るとともに、明るく公正な選挙の実現を目指してまいりたいと考えております。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、私のほうから、環境行政、資源ごみ袋の小について

てお答えをいたします。

現在、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が定める資源ごみ袋につきましては、容量40リットルのものを使用しております。分別の種類として、瓶、缶、ペットボトル、プラスチック容器、ガラス、衣類、金属と7種類に分けて、種類ごとに分別収集となっております。

こうした中、瓶類やガラス類については1袋の重量が大変重く、ごみ出しや搬入についても支障を来していると伺っております。現在使用している容量の半分の20リットルの袋を本年度中に導入することとなっております。なお、導入時期につきましては、決定次第、町広報紙やホームページ等でお知らせしたいと思っております。

また、山武郡市環境衛生組合が定める資源ごみ袋につきましては、容量35リットルのもの1種類です。分別の種類としては、缶と瓶、衣類、その他の布、雑誌、新聞、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、段ボールの9種類の分別をお願いしているところでございます。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合との違いとしては、缶と瓶を混合して出せるというところがございます。これにつきましては、決定次第、先ほど申し上げましたように、町広報紙等を通じて周知させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育長職務代理者教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育長職務代理者教育課長（高蝶政道君） それでは、川島富士子議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

1点目の防災教育の取り組み強化についてであります。防災教育は、児童・生徒が災害発生時においてみずからの確な判断のもとに安全に行動できる能力を養うものであります。学校では、総合的な学習の時間などを利用し、地域安全マップの作成による危険箇所の確認や、災害時の避難訓練や引き渡し訓練を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行ってきたところですが、東日本大震災発生後は、地震による津波発生時の児童・生徒の引き渡し方法などについて、危機管理マニュアルの見直しを行ったところでございます。

また、海岸線に近い学校では、地震、津波を想定した避難訓練及び引き渡し訓練を年間3回にふやして実施するほか、地域の皆さんも含めた地震、津波を想定した避難訓練の実施など、防災教育の取り組みの強化を図ってまいります。

2点目の学校耐震化への進捗状況についてであります。当町では、学校施設の耐震化対策については、最優先課題として取り組みを行っております。平成23年度において、東陽小

学校屋内運動場改築が完了し、平成24年度においては、白浜小学校屋内運動場及び特別教室棟改築事業を実施しております。平成23年度末の耐震化率は82.6%となっており、平成24年度末では91.3%となる見込みであります。

耐震化未了施設は、日吉小学校屋内運動場及び南条小学校屋内運動場の2つの施設となる予定です。

学校施設の耐震化は、児童・生徒の安全確保を図ることのみならず、地域の広域避難場所としての性格も持ち合わせていることから、計画的に国の補助制度を活用しながら整備を進めてまいります。

3点目の学校施設の非構造部材の耐震対策についてであります。非構造部材とは、柱、はり、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具などを指すものであります。

東日本大震災では、学校施設の天井材や照明器具などの落下被害が多数発生し、非構造部材の耐震対策についての重要性が認識されたところであります。当町においても、昨年の地震の際には、耐震化が未了の東陽小学校及び白浜小学校の屋内運動場の天井材がずれて落下の危険性が生じ、屋内運動場の使用を一時制限する事態となりました。このときは、天井材の落下防止対策を講じて安全確保を図ったところであります。抜本的な対策を講じるべく、現在、白浜小学校の屋内運動場及び特別教室棟の改築事業を行っているところであります。

非構造部材は多種多様なことから、対策の方法もさまざまありますが、日常の点検と建築基準法等の定期点検などを活用し、異常の把握に努めるとともに、異常箇所の早期補修を行うなどの対策をしております。

4点目の学校通学路の安全対策についてであります。通学路の安全対策といたしましては、職員による通学路の点検や、児童・生徒、保護者、地域の皆さんからの情報をもとに、交通安全面や防犯面での危険箇所の把握のほか、学校ボランティアであるスクールガイドのご協力をいただき、登下校時の見守りを行うなど、児童・生徒の安全対策に努めております。

また、通学時の安全確保には児童・生徒の自己管理も重要であることから、職員や保護者による定期的な交通安全指導もあわせて実施しているところでございます。

〔教育長職務代理者教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうから、川島議員ご質問の信号機設置等、

交通安全対策についてお答えをいたします。

信号機の設置や一方通行等の各種交通規制につきましては、地元区からの要望等を取りまとめた上で、山武警察署交通課を通じて千葉県公安委員会へお願いしているところであります。千葉県公安委員会では、これらの要望が数多く寄せられることから、優先順位を設けた上で、予算の範囲以内で順次整備を行っているとのことであります。

これからも、町の円滑な交通体系の構築と安全対策を図ってまいりたいと考えますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） 川島富士子議員からのご質問のうち、企画財政課からは、大綱4の安全で安心なまちづくりについての2点目、デマンド交通への取り組みについてお答えをいたします。

デマンド交通システムの導入につきましては、町長の公約に掲げられ、また、4月の臨時会所信表明においても、積極的に進めていくとされたところです。

さて、これまでの取り組みについてであります。議員もご承知のように、平成22年度には公共交通庁内検討委員会を設置し、調査研究を行いました。

また、昨年12月20日には、第1回横芝光町地域公共交通会議を開催いたしました。この会議は、道路交通法に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための会議でございます。

今年度は、循環バス利用状況の現状と課題の整理、デマンド交通の調査研究を行い、横芝光町の実情に応じた地域公共交通の導入を検討してまいります。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 早川典男君登壇〕

○社会文化課長（早川典男君） それでは、川島富士子議員ご質問の町民会館のトイレの改修についてお答えいたします。

町民会館は、昭和59年2月の開館以来、社会教育の拠点施設として、多くの町民に集会や生涯学習の場として利用されております。平成23年度は約3万9,000人の皆様が利用されま

した。

また、昨年3月11日の東日本大震災においては、避難場所として4日間使用され、1日平均122名の避難者を受け入れました。震災以外でも、台風や集中豪雨などの自然災害時にも、防災施設避難場所として重要な施設に位置づけられております。

このように多くの町民の皆様が利用する町民会館ですが、トイレにつきましては、開設以来ほとんど改修していない状態であります。利用者からも暗い、臭い、使いづらいなど、トイレに関する不評のご意見をいただいております。平成24年度予算においては、まず排水管の改修工事を行い、平成25年度に内壁や照明、便器などの全面的な改修工事を計画したいと考えております。

今後は、明るく清潔で利用しやすいトイレを目指し、改修案を検討いたしますので、しばらくの間ご不便をおかけいたしますが、何とぞご了承いただきますようお願いいたします。

〔社会文化課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 壇上からの御答弁、ありがとうございました。

3月議会の一般質問がなかったわけでございますので、多岐にわたり質問させていただきました。また、再質問も細かくたくさんあるんですが、重点だけ絞って質問させていただきます。また、残りのものに関しては担当課へ行って教えていただきたいと思っておりますので、その節はどうかご親切にご指導いただけるように、よろしく願いいたします。

まず初めに、本年度予算及び重点施策の取り組みについてというところでもありますけれども、町長のご答弁をいただきました。いま一度、本町の財政状況をどのように認識しておられるのか、また、どのような対応をしようとお考えか、今後の財政の見通しと歳入の確保、歳出の抑制について、お考えがあればお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝光町の一般会計約100億円の予算の中で、財政力指数が0.5から0.6の間ぐらいの中で、決して潤沢ではない財政状況であるのは今さら言うまでもございません。しかしながら、この後、杉森議員の質問にもあります基金の取り崩しなども今後利用しながら進めていく部分については、若干の余裕がないとも言えないと思っております。

しかしながら、合併特例債が5年延長がありまして、平成32年までこれが使えるということで、ただ、その後、平成32年までは、2つの町が合併して横芝光町になって、その段階での交付税措置がされるという約束がなされております。しかしながら、それが32年以降は、

横芝光町が1つとしての算定基準になってきます。そうなりますと途端に財政が悪くなる、それがこれから将来わかっているわけですので、その辺の部分も、それこそ中長期的に財政をかんがみながら、財政をお預かりしていく、執行していく、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 続いて、投票率アップへの取り組みについて再質問させていただきます。

平成23年7月に改正障害者基本法が成立いたしました。同法は、障害者の円滑な投票のために必要な施策を講じるよう訴えております。私は、この必要な施策に入場券への宣誓書の印刷が当てはまるのではないかと思いました。

また、受付の職員に見られていると思うと、緊張して手が震えてしまうなどの困惑の声が、高齢者を中心に寄せられております。兵庫県太子町などで取り組まれているそうであります。一人でも多くの方が投票できるようにするための期日前投票の簡素化として実施してはいかかと思いますが、課長の答弁にそこまでのご答弁はちょっと感じられなかったもので、もう一度伺いしたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、投票率アップについての件でございますが、主に期日前投票に関することだと思いますが、まず、選挙の投票につきましては、投票日の当日に行うというのが原則でございます。期日前に投票する場合には、仕事ですとか旅行、病気など期日前に投票する事由を申し立てて宣誓をしなければならないという規定がございます。そのため、当町では、期日前投票においていただいた方に、宣誓書を記載した上で投票していただいているということでございますけれども、今後、宣誓書を事前に配布するという、そういった方法も検討する必要があるというふうに考えておりますので、一つご提案をいただきました入場券の裏にあらかじめ印刷するというような方法も、今後検討課題として選挙管理委員会で協議しながら、またさらに研究を進めていきたいと、今そういうふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

さらに、京都市や岡崎市では、ホームページから期日前投票宣誓書のダウンロードができ

るようになっております。この方法でしたら、期日前投票所で書いても、また、事前にダウンロードしたものに記入して持っていってもよいというふうに思います。ちなみに、こういったものがダウンロードできる、こういうことも調べていただきたいと思います。

あと、町長にぜひお聞きしたいと思います。国政の10区と11区の件でございますが、昨年から1票の格差是正や定数削減など、国は衆議院選挙制度改革をめぐる論議が活発になっております。制度見直しに向けた協議も本格化しておりますけれども、我が町においては、いまだに10区と11区の選挙区の問題がございます。すっきりと1つになれるのはいつになることでしょうか。国に対する当局の積極的な働きかけはできないのでしょうか。今後の見通しをお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、川島議員がおっしゃられたとおり、横芝光町は、衆議院議員選挙の10区と11区にもともと分かれている2町が合併して、結果的に今そういう状況にあります。国政選挙の選挙区の問題については、私どもがどういうふうにしていいかという部分は、地域地域の問題もこれは考えていかなければならないのかなと思っております。10区は10区の皆さんの、今まで長くお付き合いした衆議院議員の先生方のお付き合いもありますし、11区は11区でそれもあるわけでありまして。

また、考えようではございますが、ある意味、当町にはそうした部分で、間違いなく関係する国会議員の先生方が複数常に存在するというのも、決してマイナスでもないのかなというふうに考えております。

そうした部分も含めて、私が考えるに、これを早く1つにするメリットも、正直申し上げて余り感じておられないという現状がありますので、それについては私のほうから、いまだかつて前任期間中も積極的にその辺について働きかけをしたこともなかったし、今ご指摘をいただいて、そういうお考えもあるのかなと改めて感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 町長がおっしゃっている国会議員の先生方の、簡単に言えば数といえますか、言わんとすることはお察しするところでありましてけれども、私から見て、現場の声にもっと耳を傾けて差し上げていただきたい。職員の皆さんの声もしっかりと聞いて差し上げていただきたいというふうに、今率直に思った次第でありますので、そこのところはゼロに戻していただいて、一番大事なのは町民であり、自分のトップリーダーの下に働いてく

れている方たちの貴重な意見も大事であろうかと思しますので、そういったところにしっかり耳を傾けていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりだと思いますが、やっぱり一番大事なのは、あくまでも町民、地域住民の皆さんのお考えが中心でいいというふうに私は思っております。そして、地域住民の皆さんのために、公務員として、横芝光町職員として、私も含め、それに対して努力をしていくつもりでございます。

ですから、すなわち地域住民の皆さんがそのようなお考えがあれば、そのように進めたいと思いますし、確かに職員というか、行政といたしましては、2つの選挙区の選挙を同時にやらなくてはならないという、マンパワーといたしましては、手間はかかるのは事実であります、それが地域住民の皆さんの総意であれば、それはそれで進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

次に、PCBのことでございますけれども、町民の方から先日、県の職員を招いて町主催の説明会をやっていたということに、非常に感謝の声を伺いました。たくさんの方に質問していただく時間があればよかったかと思いますが、質問できなかった方からたくさん私のところに、町に聞いてほしい、県に聞いてほしいという意見、質問が届いております。

その中で、特に3点だけお伝えしたいと思います。大気及び水質のモニタリングをすることですが、県では実施することですが、どのようなタイミングで行うのでしょうか。町でもモニタリングを行うのでしょうか。すべての試験実施日に立ち会って行うのでしょうか。初日のみなののでしょうか。お教えてください。

もう一つが、大気中に漏れがあった場合は直ちに試験研究を終了させることができるのでしょうか。試験実施中に大気に排出された場合、PCBの量は直ちに計測できるのでしょうか、お教えてください。

もう一点、使用水が汚染されていた場合は、その使用水の取り扱いはどのようにするのでしょうか。

たくさんあった中で、特にこの3点、町としてどのように考えているのか、対応はどのようにとっていくのか、ぜひ聞いてきていただきたいと思いますということでもありますので、時間がない

ので簡単にお教えてください。

○議長（鈴木克征君） 申し上げます。限られた時間でありますので、答弁は簡潔にお願いします。

環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 今、川島議員から3点ほどお話がございました。

これにつきましては、試験研究につきましては県の職員も立ち会うという話を聞いております。今、さまざまな指摘がございました。その中で、県のほうで対策等十分にさせていただけるものと私のほうでは認識しておりますが、詳細につきましては、ここですぐご回答できる問題ではないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） どうぞ課長、後ほど詳細に教えていただければと思ひます。

1つ、PCBに絡んでですが、本年4月、地方自治体が独自性を発揮し自主性を強化するために成立した地域主権第1次・第2次一括法の本格施行で、法令の解釈権に加え上書きが可能となったと知りました。今回の一括法の施行で、より地域の実情を反映した行政を進めることが可能になったわけでございますけれども、住民生活に深刻な影響を与える問題を克服、解決するための手段がない場合、条例をつくる必要があると考えますが、法律との整合性の観点から、条例による法律の上書きについて、これにどう整合させていけるか、おわかりになれば教えてください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変難しい問題で戸惑ってしまって申しわけありません。

地域主権一括法によって、条例による法令の上書きが可能になったということでございますね、それについてどう思うかということですね。ですから、あくまでも条例というのは、法律、また上位法にのっとって整合性のとれたものでなければならないというふうに書かれて、位置づけされている問題が、若干その部分で手綱が緩んだのかなというか、地方に有利になるようにということであろうと思ひます。勉強不足で大変申しわけないんですが。

しかしながら、あくまでも上位法に反するようではしようがないわけです。あくまでも上書きであって、法律が例えば何キロまでいいですよといったら、横芝光町の条例としては、それよりも厳しい条項をつけるというようなことはできるのかもしれませんが、そうした部分で何かあれば、それはそれで今後とも研究していきたいと思ひております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） どうぞよろしく申し上げます。私も、またその点については当局と一緒に勉強していきたいと思います。

小学校就学前、ちょっとこれは先走った質問であったと思いますけれども、以前、いすみ市長が福祉千葉県一を目指しているということをどこかで聞いたことがありました。町長は、元町長の時代に福祉日本一を目指すというふうに、私は記憶に残っておりますが、そのお気持ちは今でも変わらないかどうか、伺いたいです。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 変わりません。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ国の動向を見ながら、早目早目に、いち早く町民の若い家庭の家計を助けるという意味と、教育は大事でありますけれども、すべての教育を無償化にするのはまず無理なことであって、高校無償化が始まっていますが、むしろ高校生になればバイトもできますし、若い世代の家計を助けるということのほうが私は重要でないかというふうに思っております。ぜひこのところも調査研究をしていただいて、早目早目の対応をお考えいただけたらと思います。

あと、学校耐震もぜひ、平成27年100%を目指しての計画に沿った取り組みであったと思いますけれども、昨年8月25日に発表した千葉日報での県内小・中学校の耐震化、山武市初め九十九里町、長柄町、長南町、この外房においては4つの市町が100%終わっておりますし、案外と外房は取り組みが早いわけです。東日本大震災を受けて、またマグニチュード8、千葉房総沖地震、また東南海とか首都直下、本当に数々の地震の心配を抱えている中で、とにかく国の予算をかち取りながら前倒しをして取り組んで、早いうちに100%にしたいと思っています。時間がないので答弁は結構です。

それと、デマンド交通、これからまだまだ循環バス等の検証に入ることがよくわかりました。私は、既にその辺も行っていると思ひまして再質問を考えていたわけですが、既に実証実験をやっている山武市や、早くに取り組んでいる酒々井町とか、また柏市とか、とにかくそういったところの検証もしながら、私が以前提案しました東京大学の研究室で開発されたオペレーター不要のデマンドシステムも、ぜひ調査研究をしていただきたいというふうに思いますので、あわせてお願いいたします。

あと、町民会館のトイレの改修、希望の1点が見えてまいりました。本当に暗くて、やはり使いやすい、明るい、町民会館に行ったらまずトイレに行きたい、そういうような、トイ

レの神様ですか、そんな歌もありましたけれども、とにかく町民会館に行ったらまずトイレに行ってみるといいよと、視察に来た人にも、また町内の利用者にも言ってあげられるようなトイレをつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、地震・津波・液状化等さらなる強化、これは本当に幅広く問題提起がございます。また担当課へ行っていろいろとご相談、ご指導をいただきたいというふうに思いますけれども、特にぜひ聞いてほしいというふうに言われたところが九十九里沿岸地域、先日、海拔表示板、町長は169枚と申しておりましたけれども、予算としては170枚というふうに伺っておりました。以前、170枚と担当課長から私は伺っていたところでございます。1枚どこが減っちゃったのかななんて思って聞いておりました。

そこで、九十九里沿岸地域では、海岸から内陸まで3キロから5キロ程度津波が到達すると予想されております。そこで、海拔表示板は設置していただいたわけですが、海からの距離表示板もぜひ設置していただきたいという声が寄せられておりますが、このところの所見をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そうですね。海拔表示板と一緒にかければよかったですね。もうちょっと早く知恵が働けばよかったのかなというふうに思っておりますが、検討させてください。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 時間になりました。

ガソリンの問題、また消防バイクの導入の提案、水門の耐震は大丈夫か、また、九十九里町が情報通信技術を活用した地域防災・減災対策の強化ということで、早速、災害に強い情報連携システム構築事業ということで、災害関連情報一元化管理システムが導入されるということで伺いました。うちの町もたくさん、あらゆる角度からあらゆる問題があるかと思っています。

例えば、ひとり暮らしの高齢者から、災害が起きたときにどのようにすればよいのかわからないという声とかも寄せられておりますので、今後、担当課に行って、町民から寄せられました問題提起、しっかりまとめてまたお伺いしに行きたいと思いますので、そのときは、どうかご親切にご指導いただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前 11時00分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時09分)

◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

〔1番議員 鈴木和彦君登壇〕

○1番（鈴木和彦君） 議席番号1番、北清水の鈴木和彦でございます。

私のほうからは、大綱2点質問させていただきたいと思います。佐藤町長、担当課長には、ひとつよろしく願いいたします。

まず1点目でございますが、昨年12月にも質問いたしました町有地の活用についてということで質問させていただきます。

まず1点目といたしまして、北清水の下水処理予定地の今後についてということで、昨年12月の定例議会において一般質問させていただきましたが、その後どのような形になっているのでしょうか。

それから、2点目でございます。旧横芝町役場の跡地についてですが、旧行政センター、これについては坪数で6反歩くらい、6,000平米あるという話を聞いております。その跡地についての検討をされているのか。

3点目については、やはり旧横芝中学校の跡地についてでございますが、昨年12月の定例議会において処分とのことですが、用地の境界確定、道路用地の分筆等、登記関係を整備後、処分を前提とした活用を検討するとのことですが、その後検討されておるのか。

それから、2番目でございますけれども、これにつきましては、農産物の直売所、将来的には道の駅について、これは提案なり要望ということになります。

横芝光町は、基本的には農業立町と私なりには思っております。栗山川を中央に、下は十九里浜から山武市、匝瑳市、芝山町、多古町と隣接しており、土質については砂地から火山灰土の土壌があり、多種多様の農作物及び畜産物の生産が盛んなところがございます。

町長は、よくこの町の発展、また活性化という言葉をお口にしますが、私なりに、町おこし、また食の安全・安心、地産地消のためにも、このことについて検討して、壇上からの質問とさせていただきます。ひとつよろしくお願ひいたします。

〔1 番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、鈴木和彦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、町おこしの一環でもございます農産物直売所、いわゆる道の駅についてのご質問にお答えし、町有地の活用についてのご質問については企画財政課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、農産物直売所についてお答えをいたします。

町として農産物直売所の設置計画はあるのかについてでございますが、鈴木議員ご承知のとおり、町内には、既存の農産物直売所として、民営により2つの店舗が運営されているところでございます。そのほかに、銚子連絡道路横芝光インターチェンジに隣接して、チャレンジテントが実施されております。

このチャレンジテントは、平成17年1月、町から休憩施設の設置要望を受けて、県が国から2期区間の事業としての設置の了解を得たところから計画検討されてきたものでございます。平成18年8月には高規格の一般道路に計画変更がされ、さらに平成19年3月には、片側路線のみの進入として計画図が示されたことから、道路公社も休憩所設置には消極的になっているところでございます。今後、県の方針が明らかになると思っておりますが、現在のところ、この場での直売所設置は無理な状況にあるところでございます。

しかしながら、町内生産者の中には、周辺市町にございます道の駅へ搬入している方も既におられるところでございますので、町内産の新鮮な野菜など地産地消に向けた直売所を設置することが必要であると考えております。運営については、JAや農業振興会、そして農家の合意による営農組織等が主体となって、健全運営を目指していく姿が望ましいと考えております。

農家の主導的立場にあるJAは、合併後も町内に2つ存在しておりますので、この変則体系は今後も改善できる状況にはなかなかございませんが、直売所を通じ、情報発信や農家・住民が交流をし、2つのJAが一緒になれるような、そして議員おっしゃられる町おこし、

地産地消、食の安心・安全を考えながら、元気な農家をつくり出して、ひいては町の活性化につながる拠点として直売所を積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） 鈴木和彦議員からのご質問の町有地の活用について、お答えをさせていただきます。

まず初めに、北清水の下水処理予定地の今後についてですが、この土地については、県営北清水地区土地改良事業において、創設非農用地換地で町が下水道終末処理予定として取得しており、行政財産となっております。地目は田で面積は3万4,706平方メートルです。

平成23年度において、再生エネルギー電気事業者と太陽光発電施設としての協議を進めてまいりましたが、地目が田となっているため、農地法による農地転用手続や、既存の電力供給線では東京電力への供給ができないことが判明したことから保留となっており、進展はございません。

なお、平成24年1月26日に開催しました議会全員協議会でも、活用方法の問題点について環境防災課から説明させていただきましたが、農地転用が可能かどうかということが、この土地の活用を図る上での一番の問題点と考えております。

次に、旧横芝町役場の跡地ですが、旧役場庁舎や旧公民館は社会文化課、書庫は総務課、車庫や土地は企画財政課の管理となっております。しかしながら、国道沿いで立地条件にすぐれていますので、今後の活用方法は、建物の撤去を含め慎重に検討したいと考えております。

続いて、旧横芝中学校の跡地ですが、用地の境界確定と所有権移転、地目変更、道路用地の分筆等、登記関係の整備を完了させた後に活用方法を検討するという方向を参考として進めており、用地測量や境界確定作業を23年度に隣接関係者のご協力により行ったところでございます。

しかしながら、土地所有に係る事務の整理にはさらに時間を要すると思われるので、今後も、財務省所管の赤道に係る協議や登記事務等の課題を解決しながら、引き続き具体的な活用方法を検討していきたいと考えております。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

今、町有地の活用についてということで、企画財政課長のほうからお話がありました。私も、昨年12月の定例議会においてこの問題を何点か取り上げて話をしましたがけれども、町として検討委員会を設けてあるということですが、検討委員会の構成メンバーというのはどのような形になっているのでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） たしか班長職6名で構成されている委員会、あくまでも庁内での検討委員会というふうに記憶しております。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 職員による構成ということですが、私が何回質問しても、ほとんど前にも出ないし、後ろにも出ないしということは、検討委員会のメンバーの有識者とかコンサル、そういった者も入れて検討していったほうが前進していくのではないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も、実際この検討委員会の諮問をまだ受けたことがございませんが、今、議員おっしゃられるとおり、そのメンバーでは、まだまだ具体的な方向づけというものは難しいところもあるのかなというふうに私も感じております。その辺の部分、検討委員会の構成メンバーについて再度検討させていただいて、早速、アクションを起こしたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） きょうですけども、千葉日報の1面を見てくれた方もあろうかと思いますが、佐倉市のほうにメガソーラー、太陽光発電ですね、N T T東日本の子会社が、面積的には4万平米ということで、全国に30カ所つくる方向で150億円近くかけて、これから原子力がどんどん減っていく中で事業参入がどんどん入ってくることで、先般も申し上げましたように、横芝光町の中では3万5,000平米、全国の中では小さい面積かもしれませんが、一つ一つそういったところにもアポをとってやっていけば、もう少しいろいろな意味でも、これはメガソーラーに限らずですけども、そういったものを踏まえた中でもっと検討していったらどうかと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 提案としてお受けいたしました上で、いいご意見でございますので、今後、検討会の中でも、町が使うということだけではなく、いろいろなところにお声をかけさせていただきながら、よりよい活用方法を検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 次に、横芝町役場旧行政センターの跡地についてですけれども、先ほど来話がありますように、国道126号線に隣接しておりますし、6,000平米近くの面積があるという中では、建物も入っているでしょうけれども、旧建物については耐震強度的にはどうなんですか。中には品物が入っているという話を聞いていますけれども、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 具体的に耐震性能というところまではわからないんですが、いずれにいたしましても、一般町民の皆さんとか、そういう方が来場する施設としてはふさわしくないだろうという考えで、現状は文化財の整理保管、それらのものに使用させていただいております。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 今そういった形で中に保存されているということですよ。先ほど来も出ていますけれども、耐震の関係で結局人が入ってはずいという状況のもとにあるわけですから、近い将来的には、中に入っているものもほかの場所に移管し、また建物についても解体する予定があるんですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今のところございません。しかしながら、先ほど来、2つ目の質問にございました道の駅の問題、あともう1点は、匝瑳市横芝光町消防組合の横芝光署は既に建設後40年をたっておりまして、その消防署自体に耐震の問題があるわけではございませんが、現実問題としてそれだけ経年しているということもございまして、その辺のことも考えながら、利用を考えた後に、当然、撤去というようなことも考えていかなければ、6,000平米云々という部分についても有効活用が図れないものと考えておりますので、今後、それも含めて、きちっとした検討委員会を立ち上げた中で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） それでは、3点目の横芝中学校の跡地ですけれども、これについても先々は整備した後に処分するということですが、地域の住民ですね、あそこは町うちと言うとおかしいですけれども、住宅地の中に中学校があったと言ったらおかしいですけれども、そういったところにこれから処分に入ることですけれども、地域住民のほうにはこれからそういったことについて説明をしていくのか、質問させていただきます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 中学校跡地については、先ほど鈴木議員の質問の中に、12月議会での前齊藤町長の話の中で処分を前提にというお話があったそうでございます。また、私も前任期中にはそういう考えもありました。

しかしながら、よくよくいろいろ考えてみますと、今、横芝の文化会館のあるところは、元横芝中学校の跡地を一度民間に売却して、再度それを買い戻した経緯、こういう経緯もございまして。そうした中に、また、今後不動産の価値がどういようになるかは私どもには定かではございませんが、今、決して高い状況ではないのかなというふうにも考えております。

そうした中で、それこそ充実した検討委員会を立ち上げた中で、本当に何がふさわしいのか、すぐ処分しなければならないほど、先ほど川島富士子議員のほうにお答えもしましたが、逼迫した財政状況でもないのかなど。その辺も含めて、財産の一つとして町が、たしか1万9,000平米ぐらい、たしか雑種地か宅地になっているかと思っております。その辺の貴重な横芝光町の財産の一つであることは言うまでもございませぬので、今後、きちっとした形で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 今、話がありましたけれども、私もよくわかりませんが、町の財産ですか、そういったものについては一般財産とか、行政財産とか、教育財産ですか、そういった区分で財産がなっているようではございますけれども、あくまでもあその場所的には、地域住民がいっぱい住んでおりますから、地域住民の意見等もよく聞いていただいて、今後の処分なら処分でもあれですけれども、そういったことをやはり説明会みたいなものを開いていただければと思います。

それから、2点目でございますけれども、農産物の直売所でございますけれども、先ほど来、町長も、この地域には光の農産物直売所、国道に面しておりますけれども、それからインターのところ、もう1点、原方ですか、3つありますけれども、そういった方々も踏まえ

た中で、先ほど来、横芝光町についてはJAが2つあり、また組合も、丸朝園芸農協だとか房総食料センターですか、そういったところもあるわけですので、そういった生産者のことも考えながら、農産物の直売所の、最初は検討委員会になろうかと思えますけれども、そういったものを立ち上げていただいて、はっきり言って町主体でやっていくと、こういう事業というのはまず成功はないと思います。やはり地域の方からそういったことを吸い上げていただいて、中には観光協会なり、商工会とか農業振興会ですか、そういったところの組織の皆さんが集まっていただいて、知恵を絞っていただいて、これから農産物の直売所、ひいては、将来的には芝山がやっているように、国交省から認可されて道の駅というような形になっているようですから、そういったところもこれから検討していただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） ただいまの質問でありますけれども、今言われたように農協さんを初め各振興会、いろいろありますので、当然のごとく、生産者の利益あるいは地産地消を目指して、積極的に検討委員会を設置していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） わかりました。

それでは、今話がありましたように、そういうものを立ち上げるに当たって窓口となるのは、どちらのほうになるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 当然、窓口は、いろいろな生産団体、まずは農業ということ、直売所という観点でございますので、産業振興課のほうで窓口対応というふうに考えていいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） わかりました。今の言葉を待っていたわけなんですけれども、どうしてもいろいろな組織がありますので、町がある程度そういったところをまとめた中で、検討会をいろいろな部分を持った中で開いていけば、農産物直売所、ひいては道の駅のオープンですか、これから進めていく中ではいいのかなと思っております。

私は、あくまでもこの町は基本的には農業立町だと思っています。イコール観光における観光立町ということも、両方が両輪になって進んでいくような形が望ましいと思っておりますので、今後ひとつよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時34分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入るに先立ち、報告します。

越川輝男議員から、午後の会議をおくれる旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

（午後 1時00分）

◇ 杉 森 幹 男 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） ただいま議長の許可をいただき、登壇させていただきます。議席番号4番、杉森幹男です。

通告書の順に従い、一般質問を行います。質問は大きく分けて5点であります。答弁に当たって漏れのないよう、明瞭な答弁をお願いいたします。

町長が所信表明で掲げたこれからの4年間、初心を忘れることなく、町民の皆様にお誓い申し上げました町民の幸せと町の発展を目的とし、よりよいまちづくりに全力を傾注して取り組むという決意のもと、町民の代表である議会と協議を重ねながら、日々横芝光町発展のため邁進されることを期待しております。

それでは、質問に移らせていただきます。

初めに、第1点目、通学路の安全について質問をいたします。

1つ目の質問として、当町の交通網を安全面から見て、ひいては通学路を安全面から見て、これからの当町の将来像をどのような計画のもとまちづくりをしていくのか。

次に、2点目、当町における目的別基金についてであります。

1つ目の質問として、現在どのような基金が存在しているのか。

2つ目として、それぞれの基金残高は幾らであるのか。

3つ目の質問として、近年、どのような目的のもと使用しているのか。

第3点目、町有地問題についてであります。

1つ目の質問として、旧横芝中学校跡地利用についてのこれからの方向性について。

2つ目の質問として、公有財産利用検討委員会のこれまでの検討状況について。

3つ目の質問として、地元住民からの陳情への対応状況について。

第4点目、消防組織についてであります。

1つ目の質問として、平成23年12月定例会での一般質問後の状況について。

最後に、第5点目、公共施設の節電についてであります。

1つ目の質問として、当町の節電に対する方向性について伺います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、杉森幹男議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは当町における目的別基金についてのご質問にお答えし、その他のご質問については各担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、当町における目的別基金について、現在どのような基金があり、幾ら残高があるか、また合併後にどのような目的のもと幾ら使用しているかのご質問にお答えをいたします。

基金とは、地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けるものであります。町には現在15の基金があり、合計36億3,181万105円を保有しておりますので、順にご説明申し上げます。

まず各財政調整基金であります。これは町の各会計の財源の調整のために、積み立て、取り崩しを繰り返しており、平成23年度末現在の残高は、一般会計財政調整基金が19億2,721万5,000円、国民健康保険財政調整基金が5,154万円、介護保険給付費準備基金が8,553万5,000円、食肉センター財政調整基金が1億484万8,000円となっております。

次に、文化スポーツ振興基金であります。町の文化及びスポーツの振興を図るため、図書館情報システム更新及び営繕工事、横芝B&G海洋センター施設改修工事等の費用として

4,592万5,500円を使用し、残高は1億8,121万2,500円となっております。

次に、学校施設等整備基金ではありますが、平成19年度から20年度の2カ年継続事業で実施した横芝中学校建設、23年度の東陽小学校及び白浜小学校の屋内運動場改築工事費用として14億2,764万3,000円を使用し、残高は4億137万2,000円となっております。

次に、公共公益施設整備基金ではありますが、坂田池公園の施設改修工事のために1,400万円を使用し、残高は3,016万1,000円となっております。

次に、教育振興基金ではありますが、奨学資金貸付金として180万円を使用し、残高は3,016万1,000円となっております。

次に、房総導水路建設に伴う栗山川沿岸補償施設の維持管理等に係る基金ではありますが、施設の改修工事及び維持管理費用に充てるため3,332万2,000円を使用し、残高は7,684万9,000円となっております。

次に、土地開発基金ではありますが、下水道処理用地の購入費として3億7,590万6,000円を使用し、残高は2,752万円となっております。

次に、住民生活に光をそそぐ基金ではありますが、図書館事業を充実させるため、国からの交付金をもとに臨時職員の人件費として480万円を使用し、残高は520万1,605円となっております。

そのほかに、地域振興基金が4億60万1,000円、減債基金が8,537万円、社会福祉基金が2億1,376万7,000円、横芝小学校児童用図書購入基金が300万円の残高となっております。

いずれの基金も目的があって積んでいる貴重な財源でありますので、町民福祉の向上のため、有意義に活用してまいりたいと考えております。

以上で、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうから、杉森議員のご質問のこれからの当町の将来像をどのような計画のもと、まちづくりをしていくのかについてお答えをいたします。

当町の道路整備計画は、平成20年3月策定の横芝光町総合計画をもとに、町の骨格となる幹線道路や歩道、交通安全施設の整備充実により、歩行者が安全・安心に通行できるよう、計画的にまちづくりを進めているところであります。

また、通学路の安全に関しましては、歩道の整備や防護さく等の不足などさまざまな課題がありますが、交通状況に応じて道路改良事業や交通安全施設の整備に努めるとともに、関係機関と連携しながら通学路の安全を進めているところでございます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、杉森幹男議員からのご質問のうち、企画財政課から町有地問題についてと公共施設の節電についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、町有地問題についてであります。答弁の便宜上、2点目の公有財産利用検討委員会の状況からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

平成22年度に、役場の内部組織である公有財産利用検討委員会——これは班長職6名です——で、旧横芝中学校跡地、旧横芝中学校プール跡地、旧横芝学校給食センター用地及び建物、旧光学校給食センター用地及び建物の4物件について、重点的にその活用方法を検討し、庁議に結果報告をいたしました。

その報告内容でございますが、旧横芝中学校跡地については、用地の境界確定と所有権移転・地目変更・道路用地の分筆等、登記関係の整備を完了させた後に、処分を前提とした活用方法を検討する。旧横芝中学校プール跡地については、公募により処分する。旧横芝学校給食センターについては、地目変更登記を先行し、供用廃止後できるだけ早期に建物を取り壊し、用地の境界を確定後、公募により処分する。旧光学校給食センターについては、建物を行政目的で使用する予定がない場合は取り壊し、用地の境界を確定後、公募により処分する。なお、処分には、借地をしている文化の森公園用地、特に図書館建物底地との交換も有効であるというものでございました。

次に、1点目の旧横芝中学校跡地利用についてですが、鈴木和彦議員にもお答えしたと重複いたしますが、旧横芝中学校跡地の用地測量及び境界確定作業を23年度に隣接協力者のご協力により行っております。今後は、先ほど述べました検討結果を参考に、財務省所管の赤道に係る協議や登記事務等の問題を解決しながら、引き続き有効活用を図るための具体的な方策を検討していきたいと考えております。

次に、3点目の地元住民からの陳情への対応状況についてですが、現在、旧横芝中学校跡地は、直接特定の行政目的に供していない普通財産として管理をしておりますので、地方自治法や町財務規則の枠内で、住民の方からの要望にはできるだけおこたえするようにと考え

ております。先般も、祇園祭の祭礼事務所用地等のために使用したい旨の申請書の提出があり、使用貸借に必要な手続をとったところでございます。

続きまして、公共施設の節電についてお答えをいたします。

昨年3月に発生した東日本大震災は、関東から東北の太平洋側に立地する発電設備に甚大な被害をもたらし、東京電力管内の震災直後の電力供給力は約6割にまで落ち込みました。このような電力供給の逼迫を受けて、町内公共施設においてもできるだけ節電に取り組んでまいりました。

もちろん、病院など節電対策に限界がある施設はありますが、役場本庁舎を例にとると、23年度の電力使用量は22年度と比較いたしましてマイナス19.6%となりました。これは、空調の室内温度の設定の徹底——冷房時で28、暖房時で19度でございます——や、業務に支障がない範囲で照明機器の消灯の励行をするなどした成果であると考えております。

今後についてですが、昨年の同時期より東京電力管内では電力の安定供給が確保される見通しですが、発電所のトラブルや急激な気温変化による需要増加の可能性があると、さらには省エネ意識の定着を図るため、引き続き照明や空調を中心に、業務活動に支障や負担が生じない範囲で節電に努めてまいりたいと考えております。

なお、東日本大震災から1年以上がたち、24年度に入ってから23年度実績に比較して電力使用量が増加傾向にあります。各施設の管理者、全職員に対して、改めて節電努力を促したいと考えております。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、杉森幹男議員のご質問の消防組織についてお答えをいたします。

平成23年12月定例会での一般質問後の状況についてでございますが、横芝光町消防団のホームページについては、消防団本部の方のご協力のもと、ホームページを本年6月1日に立ち上げることができました。

最初の掲載内容としては、第7回横芝光町消防操法大会の成績がございます。消防団本部では、引き続き町消防団活動等の内容について掲載すると伺っております。現在は町ホームページへのリンクも終了しましたので、今後は情報の提供等を支援してまいりたいと考えております。

また、デジタル面と紙媒体の両方面での消防団員の活動報告が有効であるのではということですが、広報紙の掲載を考えてほしいとの内容でございましたけれども、12月の質問でもお答えをさせていただきましたが、事前に各部から要望があれば、スペースは限られると思いますが、掲載は可能と思います。

以上であります。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） それでは、自席より再質問させていただきます。

まず、第1番目として、通学路の安全について再質問させていただきます。

最近の出来事として、4月12日、京都市東山の祇園での観光客を、また4月23日、京都府亀岡市での小学生を、また4月27日、千葉県館山市での小学生を、5月17日、徳島県阿波市での高校生を対象とした交通事故がありました。

現在建設中の横芝下総線バイパスは、通学中の生徒のため、つまりこういった悲惨な交通事故を回避するため、生徒の安全を担保するためには必要不可欠な通学路であると私は確信しております。この不可欠な通学路に、23年度、約5,000万円の予算で繰り越しし、工事を行っていると聞きますが、再度確認にもなりますが、24年度の予算額をお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 24年度の予算につきましては、3,000万円確保されるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） ただいま課長の説明にありましたとおり、3,000万円の予算がつけられております。これだけの予算がついている道路建設事業であります。今年度でどのくらいの進捗状況になるのか、わかる範囲でお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 24年度末で。進捗率でございますけれども、88%となると伺っております。また、用地につきましては、ご案内のとおり残り1件、2筆でございます。約180坪ほど残っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 生徒の安全を考えた場合、今、私が話題にしている横芝下総線バイパスは、一刻も早く完成しなければならないと強く要望いたします。

また、現在さまざまな諸問題も発生していると聞きますが、こういった問題に対して、町民の、特に生徒の安全を守らなければならない立場から、どのような意向で、また、どのような方法をも視野に入れて対処していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） ご案内のとおり、先ほど、この用地が残り1件、2筆というところでございますけれども、この区間が延長的には約120メートルございます。この区間につきましては、全面的な工事というのができないわけでございますけれども、残った用地の中で歩道ができないかどうかということで、山武土木事務所のほうにお願いしましたところ、子供たちのためにぜひ歩道だけでもつくるようにということで、早急に整備を終えて、通れるようにしたいというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 今、早急にという話でありましたが、いつごろまでとか、そういう期間というのは、現状でわかる問題なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 土木事務所のほうに確認をいたしましたところ、期間的には、当初の目標が8月いっぱいというふうにお伺いしていたわけでございますけれども、諸般の事情によりまして、これがなかなか厳しいんじゃないかというふうなことを伺っております。そのようなことで、いろいろな諸問題がございますので、それを解決しながら対応してまいりたいというふうに伺っているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 完成すれば当町の基幹道路にもなりますので、まちづくりには欠かせないものと思っております。早期完成を強く要望いたしまして、第2点目の再質問とさせていただきます。

当町における目的別基金について、ただいま説明を受けたようなさまざまな基金がございます。説明でもあったとおり、合計金額が約36億3,000万円もの基金が当町に保有されております。

基金の性質上、まさに中長期的な計画をもとに使用するよう、町として方向性を立てな

ければならないものなのではないでしょうか。明確な目的、それに基づいた計画的執行がなされているのでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 目的を持って執行はいたしております。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 今、15種類の基金の中にもあった1つを例に例えますと、文化スポーツ振興基金を例にします。この基金に関して平成22年6月の定例会で、質問に対する答弁の中で、さまざまな活動に対する補助というものをもう一度見直ししたいということでしたが、現在までにどういったメンバーで考え、どの程度見直しが進んでいるのか、その進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、ただいまの杉森議員のご質問でございますけれども、文化スポーツ振興基金に関しまして申し上げますれば、社会文化課の担当者レベルで多少の議論があったという報告は受けております。しかしながら、それ以上の議論や検討が進んでいるとは、私自身は考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） また、予算の段階ではありますが、今定例会では、しおさいスポーツ公園のテニスコートの改修と、その取り崩し、ことし3月には図書館改修工事への取り崩しを決議しております。文化スポーツ振興基金は、施設に対して重点的に支援するものなのか、また、もっとソフトの面で支援するのかということ、住民の皆さんに一番接している担当課としてはどのように考えているのか、答えられる範囲でお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、ただいまのご質問でございます。これまでの使われ方を見ますと、ハード部門及びソフト部門、その比率はおおよそ7対3で、ハード部門のほうの整備に充当されております。一方、ほかの自治体では、スポーツ関係の基金活用事例を見ますと、都道府県の代表として出場する規模以上の大会、競技会に参加するための大会出場事業であったり、指導者や選手のスキルアップ研修会や講習会、そしてそれに参加するためのスポーツ推進事業、大会を開催するための事業、スポーツ施設の整備に対する事業、さまざまな活用事例がございます。また、全国大会規模に出場する場合には、ユニフォームの

新調に当たって半額を補助しているような事例もございます。

したがって、社会文化課としましても、ソフト面についてあればよろしいのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 今、言いにくいようなことであったのかもしれないですけども、担当課とのお答え、ありがとうございました。

施設に対しての面では、施設の改修、補修工事などがありますが、これは突発的ではなく計画的に、私の考えではございますが、一般財源から実施できるのではないのか。また、ソフトの面を考えると、文化面での、スポーツ面での根底を支えている地元の身近な経験者が指導しているボランティア活動を中心にした団体であります。確かに現在でも指導員への補助などは当町の施策としてあります。しかし、大会における出費など、さまざまな面で少なくとも指導者自身が出資しているのが現状です。

そこで、ある程度の期間をあけて、まとまった支援をするということも基金の目的、方向性に合った使い道であると提案いたします。ぜひともこのことも一例として、1度、担当課ベースでもよろしいので協議していただきたいと思います。どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） ただいまのご提案でございますが、町民皆様に説明ができ、そして、ご理解いただけるかどうかが問題点となるかと思っております。しかしながら、他の自治体では使い道、助成金額など明文化されておりますように、当町においても議論を重ねながら、規則や要綱の整理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） ありがとうございました。

それでは、3点目の町有地問題について再質問させていただきます。

現在、地元である上町区では、近くに避難所がない状況でございます。災害対策についてマスメディア等でも大変重視して報道している現在、いまだに当町としての対応が不鮮明ということに、住民サイドからも思っているような話をよく聞きます。私も、平成22年6月定例会で質問した際、答弁として、外部委員を入れて検討する、話し合いをし、方向性を出す

のと同時に、地元とも協議していきたいとのことでありました。先ほど鈴木議員の質問の答弁でもありましたが、検討はされていると、しかし、現在まで外部委員を入れて検討はしたのか、それについてお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 先ほどの鈴木議員さんとの答弁と重複いたしますが、まず、外部の方を含めた検討会は実施しておりません。

あと、中学校の跡地の中には国有財産がありまして、国有財産である赤道があることから、これらの課題を解決することを優先すべきものと考えております。この課題、問題が解決された際には、外部の方のご意見も伺いながら、有効利用を検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、国有財産等の課題、問題の解決に当たりましては、大変な労力と時間を要する部分もありますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） たしか地元住民から陳情がこのことについて上がっていると思いますが、その陳情とはどのような陳情であったのでしょうか。また、その陳情に対する答えは、当町としてどのような回答を行ったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 地元の上町地区から土地を利用したいというご要望を、平成20年ごろに確かにお受けいたしております。その際ですが、地元のご要望に沿った形で利用が図れるか前向きに検討させていただきますということを、当時の区長さんにご回答申し上げてございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 今、上町の区長のほうから陳情が確かに平成20年ごろありましたというところで報告を受けましたが、私としては、町有地についての考え方、前の質問の鈴木和彦議員の思いと同様でございます。早急に住民に対し説明会を開いていただき、方向性、強いと言えば実行する計画を、またその意図を早い段階で示してほしいと思っておりますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、杉森議員から陳情書の件について、平成20年に出ているということとは私の前任期間でございまして、そのときにそういうような答弁をさせてもらい、一部を

避難所的な、また、お年寄りが憩いの場として過ごせるような場所に一部使いたいと思いますし、先ほど鈴木和彦議員の質問にもお答えさせていただきましたが、本当の意味での有効利用をどう考えるかという部分で、今、杉森議員がおっしゃった地元に対する説明会といいましょうか、皆さんからご意見をいただける会みたいなのを今後検討してみたいと思います。

何はともあれ、前任者が外部委員を入れての検討云々というお答えをしたと今聞きましたが、まず何をもって、それこそ地域が何をしたいのか、何にしたいのか、その部分をしっかりと受けとめながら、慎重に、それこそ議会の皆さんと相談をさせていただきながら決めて、進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 今、町長の言われたとおり、地元の住民の方々が何を要望しているかというのを聞きながらということで、一刻も早いこういった問題についての解決、住民にとってのまさしく安心と安全を担保していただきたいと切望いたします。

次に、4点目の消防組織について再度質問させていただきます。

平成23年12月定例会で、団員確保における啓蒙活動に対して、紙媒体、つまり広報紙に掲載することは可能であり、調整しながら進めていきたいとの回答がありました。確かにホームページは開設しております。しかし、目に触れる対象者の数的単位は広報紙のほうが格段に多いように思いますが、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。また、果たしてホームページを開設するだけで十分なんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 先ほど回答した中でも、やはり杉森議員ご指摘のように、お年寄りにはホームページはなかなか、私もそういうのは疎いほうなんですけど、先ほど回答したように、各部からご要望がございましたら、タイムリーな企画で広報紙に掲載していきたいと、このように考えております。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） いろいろな観点からのアプローチが団員確保には必要不可欠であると思います。協働のまちづくりといったキーワードが記すとおり、町と住民がお互いに負担を分け合い、問題を一つ一つ解決していかなければいけないのではないのでしょうか。ぜひとも、小さな問題が時間の経過を経て大きな問題になる前に、さまざまな面からのアプローチを、現場に一番接している担当課からも提案、アプローチしていただきたいと思います。ど

のように担当課としてはお考えでしょうか。お伺いたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 消防団員の確保につきましては、これは当町のみならず全国的な問題だと認識をしております。過去に私も消防主任をやらせていただいた当時に、旧光町時代でございましたけれども、レクリエーションということで、消防団の分団の野球大会とかボウリング大会ですか、これらをやった経緯があります。ただ、それも10年くらい経過した後、一定の人しか出てこないとか、そういう問題がございました。

旧横芝町の状況を確認したところ、そのようなことはやっていなかったということで、これらの問題については、今、社会的な要素もあります。やはり少子化の問題もありますし、分団も8分団26部になったということで、1つの集落で昔は1部持っておりましたので、昔であれば、父ちゃんが消防団員を卒業しましたら、高校出の息子さんが一升持って出初めにあいさつに行くというのが昔の時代でありましたけれども、昨今は雇用の場の問題等、それと24時間体制とか、そういう勤務体制の問題がございます。これらも一概にはすぐできる問題ではないですが、全国にも優良事例がございましたら、それらを参考にして、今後、団本部と一緒に研究してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） どうか発展性のある提案を、議会、担当課ともに議論していただきたいと思います。

次に、最後に5点目として公共施設の節電について再質問させていただきます。

節電に関しては、現在、日本じゅうで話題になっているところであります。当町の施設においても、蛍光灯の本数を減らす等の施策を実施しているところであります。一方で、電気料金の高騰もまた話題になっているところであると思われまます。

住民が来庁するときの明るさは、今現在の状況で十分であるのでしょうか。また、一部ほとんど明るさがない箇所があり、安全面では十分な明るさであるのでしょうか。そして、LEDに交換した場合、条件はいろいろあると思いますが、対比するとどうであるのか、お伺いたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まず、ご来庁いただくお客様に対する照度の関係なんです、私ども節電に努めていただくときには、お客様とか事務に支障のない範囲でということをし

ておりますので、今のところ大丈夫ではないかなというふうに考えております。

あと、LED化についてですが、役場の庁舎を例にとって申し上げますと、過去には確かに検討したことがございます。そのときですが、同等の明るさを確保するためには器具の増設をしなければいけない箇所もございますし、また、器具自体も価格が高いことから、改修工事費用が非常に多額になります。その投資に対して効果が余り得られないのではないかと、いうところで、現在のところは改修をするという具体的な計画には至っておりません。

しかしながら、ほかの施設にありましては、例えばB&G海洋センターの体育館の改修ですとか、東陽小学校の改築事業につきましては、改修、改築の機会をとらえて、体育館の照明を省電力タイプの器具に変えたりはさせていただいております。そのほかにも、防犯灯の整備事業について、つけかえや増設があった際には、LED電球を使用するように努めているところでございます。

今後も、町内各施設の改修の機会をとらえて、エコ対策には取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 今ので大体、試算ですね、そういったものも結果としてはわかりました。しかし、住民が相談、手続等に来る窓口としては、少々暗いという印象があるのではないのでしょうか。そして、そのような職場で働く職員の体調もしくは健康についても少し心配であるというのが私の印象でございます。

やはり来庁者にとって入りやすい庁舎のほうがいいのではないのでしょうか。例えば照射の数値が今のままだでも支障ないという結果ではございましたが、来る側からしてどうなのか。例えば、来庁していただける住民の方にとってどういうふうな印象なのかというのをぜひとも検証していただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。この質問に対する答弁をいただき、最後の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 役場庁舎以外の部分も、例えばいろいろな会館のロビーですとか、そういうところも節電に努める、間引き点灯するということでやってきたところもありますけれども、私どもは、ご来庁いただく皆さんには、節電ということでご理解をいただいているのかなというふうに思っているところもございますので、今後は再度、安全面も含めまして検証をさせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 以上で杉森幹男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。再開は午後2時とします。

(午後 1時44分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時00分)

◇ 若 梅 喜 作 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

若梅喜作議員。

[8番議員 若梅喜作君登壇]

○8番（若梅喜作君） 一般質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

佐藤町長には、去る3月25日に執行されました横芝光町町長選挙におきまして、多くの町民のご支持を受け見事当選をされました。まことにおめでとうございます。2期目の町長として、多くの経験と見識を生かし、難しい問題が山積しておりますが、町民の福祉の向上のため、ご努力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目の環境対策についてお聞きいたします。

P C B廃棄物を使用した試験研究がひかり食品工場跡地を使用し行われることが県より承認され、その準備が進められております。申し上げるまでもなく、P C Bは熱で分解しにくく、絶縁性が高いため電気機器の絶縁用など幅広い用途で利用されてきましたが、生態への毒性が高く、発がん性があり、皮膚や内臓障害などを引き起こすことがわかっております。カネミ油症事件をきっかけに昭和47年に製造が中止されたという経緯があります。

このような有害物質が町内へ搬入され、試験研究することに対し、町民は生活、環境汚染、身体への影響等々、大きな不安、不審が日に日に高まっております。町民の抱いている不審、不安を少なくするため、経過をどのように総括しているのかお聞きいたします。また、今後想定される事態にどのように対処するお考えか、当局の答弁を求めます。

町長は、この問題に対して所信を述べておりますが、6月本議会で断固反対のご決意を改めてお述べいただきたいと思っております。

また、前在職中に産業廃棄物にかかわる経緯がありましたら、お話をさせていただきたいと思っております。

2点目、防災対策についてお聞きいたします。

昨年発生した東日本大震災は、自然災害の怖さ、人間がいかに無力であることをまざまざと見せつけられました。私たちは、この大震災から得た体験、教訓を生かし、いつ発生するかわからない自然災害に備えることが今求められております。

国、県、自治体においてもさまざまな防災対策が講じられてきておりますが、一番大切なことは、町民お一人お一人に防災意識を高めていくことが何より重要であり、有効であります。防災マップ、海拔表示板の設置は、防災意識を高めるために大きく貢献するものと考えます。今後の設置計画について答弁を求めます。

また、避難所についてであります。一時避難所、広域避難所、合わせて86カ所を指定しておりますが、新たな場所等の検討はなされたのか、答弁を求めます。

自主防災組織については、議会の場で何回か当局のお考えを尋ねてまいりました。災害発生時の対応とその必要性は認めております。さらなるご努力をお願いいたします。

次に、大震災を教訓に、県では津波被害軽減策や海岸防災対策について事業推進を図ると聞いております。事業推進に向けて町はどう対応していくのか、答弁を求めます。

次に、防災訓練についてお尋ねいたします。

震災後実施した昨年の防災訓練は、予想したほどの成果が出なかったようであります。防災意識を高めていく方策として、防災訓練は重要な手段と位置づけていると思っておりますが、実施要領等の改善が必要と考えるが、当局の答弁を求めます。

3点目、東陽病院について質問いたします。

東陽病院は、地域医療の中核病院として重要な役割を担っております。その前身は、昭和26年に旧日吉村、東陽村、白浜村、豊栄村の4カ村が共同で、国保東陽病院、病床数34床を内科、外科、産婦人科の3科で診察を開始したと記されております。自来、各科の増設、設備の充実が図られてきました。

平成3年には近代的な病院として現在地に新築移転されました。広く町民の信頼を得ながら病院経営を続けてきましたが、恒常的な医師不足は改善されず、厳しい病院経営が続いていると認識しています。医師確保には大変な努力が注がれておりますが、病院の現状と改善への取り組みについて、答弁を求めます。

また、平成22年より整備運用しているMRIは、病院経営に大きく貢献するものと期待しております。既に2年余を経過した今日、導入の成果をどうとらえているか、計画対比での稼働実績をお答えください。

以上、よろしくお願いたします。

〔8番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、若梅喜作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、環境対策についてお答え申し上げます。

まず、産業廃棄物試験研究に対し、町は経過をどのように統括し、今後予想される事態にどのように対応するかについてでございますが、今回の微量PCB廃棄物を使用した試験研究については、試験研究実施者である民間事業者が昨年4月に横芝光町役場に来庁してからの経過については、報告を受けております。

そうした中で、周辺地域住民はもとより、多くの町民の皆様から寄せられる不安や心配が非常に高まっているところでございます。そうした中で、「PCB持ち込みに断固反対する会」の1万5,000人以上の署名による千葉県知事に対する陳情書についても、大変重く受けとめております。

今後予想される事態としては、試験研究計画者については、ひかり食品跡地で微量PCB廃棄物の中間処理業を計画していることを明言しておりますので、これについても断固反対をする決意であります。

次に、所信表明で断固反対を表明した、再度決意のほどをとることでございますが、4月17日に千葉県知事に対して、町議会、農業委員会とともに断固反対する意見書を提出してまいりました。そして、今現在も私の決意は、住民の生命、健康、財産を守り、自然環境を保護する立場からも、このたびのPCB廃棄物を使用した試験研究に対して断固反対する考えは、ぶれるものではございません。

次に、在職中の経緯があったら報告をお願いしたいとのことでございますが、前在任中に株式会社セオリー及び微量PCB処理業者に関する経緯は一切ございません。しかしながら、知人より、ひかり食品跡地において産業廃棄物処理業を行いたいという話はありませんでしたが、本来、この許認可の事務が県にあることを承知している中で、周辺状況を考慮し、当然のごとく「無理です」と一言申し上げました。

続いて、防災対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、防災マップの配布、海拔表示板の設置計画についてでございますが、防災マップ

の配布につきましては、東日本大震災を受け、県から津波浸水予測図等の調査結果の公表がありましたので、見直しを行う計画であり、それに向けて山武地域振興事務所が中心となり、管内の防災担当職員と作成に向けての協議を進めております。これに関連して、千葉県地域防災計画の修正が済み次第、町地域防災計画への調整をしてまいります。

海拔表示板の設置計画についてでございますが、齋藤議員へのご質問でもお答えいたしましたが、町内主要道路の東電柱169カ所に設置済みでございます。

次に、避難場所の再検討についての考えはとのことでございますが、現在の町防災マップは、避難場所として集会所等の一時避難場所が72カ所、町施設や小・中学校などの広域避難場所が12カ所、津波の一時避難場所としてテnderヴィラ九十九里、セザールマンションの2カ所を指定しております。昨年3月11日の東日本大震災では立会や南川岸での浸水被害を受けたことから、海岸部の一時避難場所も含み、各種災害ごとに適応した避難場所を検討して、見直してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織についてでございますが、以前より若梅議員からご指摘をいただいておりますが、自治会組織が中心となる組織は、隣近所のおつき合いの中で家族構成なども把握されておりますので、重要な組織と考えております。昨年も防災講演会を開催し、自主防災組織の重要性、必要性をお話ししていただいたところであります。町でも多くの組織が設置できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、津波被害軽減策、海岸防災対策についてでございますが、県では、旭市からいすみ市までの沿岸60キロメートルの堤防や砂丘の高さについて、沿岸の市町村長から要望を受け、平均2メートルふやし6メートルないし6.5メートルにかさ上げすることを決定いたしました。

また、防災科学研究所は、平成26年度の完成を目指し、北海道沖から千葉県沖海底の計154カ所に地震計と津波計を設置することになりました。これが完成したときには、沖合の地震が約30秒、津波の発生が最大で20分程度早く情報が得られることとなります。これらの情報についてもいち早く伝達できる体制の充実を図ってまいります。

次に、防災訓練の実施要領の検討についてでございますが、毎年行っております町防災訓練については、習志野自衛隊や消防組合などの関係機関から意見をいただきながら、見直し実施しております。平成23年度の訓練としては、3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、大規模地震の発生後の大津波警報発令や大雨洪水警報の発令中に警戒水位に達したことを想定し、情報伝達訓練及び避難誘導訓練等を含んだ各種災害対応型総合訓練を行いました。

た。消防署を初め消防団、習志野自衛隊、山武警察署、水道企業団や行政総務員の方々並びに多くの町民の方々にご参加をいただきました。今後も防災訓練を継続することで、防災意識の普及啓発に努めてまいります。

続いて、東陽病院についてお答えをさせていただきます。

初めに、病院事業の現状、改善への取り組みについてであります。病院事業の現状ですが、私が政務報告で申し上げましたとおり、平成23年度の入院人数は2万808人で、前年度と比較して1,092人の減となりました。外来人数は4万146人で、前年度と比較して1,872人の減となりました。また、収益的収支の決算は、町から4億8,693万円の繰り入れを行ったことから、1,626万円の黒字となる見込みであります。

今までの改善への取り組みとして、療養病室等の使用薬品をジェネリックに変更し、材料費の削減を図ったことや、医療事務・給食業務等を全面委託として人件費の削減や効率化を図ってまいりました。

今後も、民間的経営手法の導入や、事業規模、形態の見直しも改善の視野に入れ、医業収益の増加やコストの削減に努め、よりよい病院運営ができるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、医師確保についてでございますが、常勤医師の確保につきましては病院経営の最重要課題として取り組んでおります。千葉大学や旭中央病院への働きかけにより医師確保をお願いしているほか、5月18日には、千葉県健康福祉部長へ東陽病院の医師不足の状況を報告し、医師確保協力の要望書を提出したところであります。また、民間の医師の紹介を行う会社を通じて、医師確保のために努力をしているところでございます。

なお、先般、議員の皆様にご説明させていただきました脳神経外科には、6月1日付で常勤医師1名を採用しましたので、改めてご報告させていただきます。

次に、MRI装置の稼働実績についてであります。MRI装置は平成22年4月9日から稼働しており、本年5月31日までの稼働日数は524日、利用件数は672件で、1日平均1.3件であります。平成24年度の利用状況は、稼働日数41日、利用件数は60件で、1日平均1.5件の利用となっております。

当初計画では、1日3件の利用でランニングコストが確保できる見込みでしたが、現時点では計画件数に達しておりません。しかしながら、脳神経外科の常勤医師を採用することができましたので、各部署と連携を図ることにより活用が図れるものと考えております。

今後も、新規外来患者や町開業医との連携による患者確保に努め、利用率の向上を図って

まいりたいと考えております。

以上で、壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） それでは、自席から再質問させていただきます。

PCBの問題、町の対応、こういうものに対していろいろと不審の念が持たれたと、そのようなことも事実であります。そのような中で、はっきりしたことが伝わっていなかったということもあるかと思えますけれども、町が承認をしたと、そのような話もございましたし、すぐに業として行うのではないかと、そのようなこともありました。また、環境保全対策はどのようになっているのか、このような不安な面、あるいは微量PCBそのものの内容、こういうものもあったと思えます。また、大量に持ち込まれた中で放置されるのではないかと、そのようないろいろなことが不審になって大変な問題に発展したと、総括すればそのようなことであろうかと思えます。

最初に町に相談に来られたと、そういう中で、町の職員がこういう物質に対して知識といえますか、そういうものを持ち合わせていたのかどうなのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 若梅議員の町職員の知識があったかどうかということでございますけれども、私、その当時、産業振興課におりまして、その前は食肉センターにおりました。食肉センターにはPCBの保管が義務づけられておりましたので、私自身は、保管されていて、適正に処理する施設がこの辺では東京しかない、順番待ちだということで、有害であるので、県のほうからも年1回確認の検査がございましたので、私自身はそういうものだという事は認識をしておりましたけれども、環境防災課、当時も今もいらっしゃいますけれども、そういう認識は当然持っていたと思えますけれども、これは確認をとりませんとわかりませんので、多分持っていたと思えます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 知識の程度もありましようけれども、いずれにしても、今回の問題を教訓にし、こういう問題が再度起きないとも限りませんので、こういう物質に対しての知識というものは持つべきだと、そういう勉強会は開くべきだと、私はそのように考えます。

それから、この問題は許認可権は県が持っているわけでありまして、町が申請窓口にはな

っておりません。しかし、私、先ほど申し上げましたように、町がオーケーを出したのではないかと、そういうような不審の念も持たれていると。許認可権を持たない町がこういう問題に対してどのように対応したらいいのか、そのあたりも検証しながら今後対応していく必要があるのではないかと、このように考えておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回、微量PCBの試験研究という極めて特殊な形での産業廃棄物の処理の実験だということでございまして、これは確かにある意味、町全体で極めて大きな勉強を余儀なくされた事実もございまして。

そうした中で、本来であれば、産業廃棄物処理の中間処理につけ、最終処理につけ、一般的に業としての産業廃棄物処理法にのっとった許認可の問題になりますと、県で当然のことながら申請を受理するんですが、その許可を出す前段で町に意見書、正確に言うと生活環境保全協定というような部分が、このPCBに関してはあるというお話を聞いています。それ以外の産業廃棄物の処理の問題、許認可に対しても必ず意見書の提出を求められます。そうした部分で今回は極めて特殊な要素だったということで、町もなすすべがなかった。前任者のことではありますので、その状況は定かではありませんが、どういう状況だったのかというのは、そのように推測するところであります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） いろいろな経過の中で、今、町長が言われましたように、なかなか県のほうも情報を流してくれなかったと、そういうような話も聞いております。

許可の場合であれば、今説明がありましたように、環境保全協定あるいは町の意見書等も当然必要になってくるわけですけれども、なるべく地元の意見も聞くような、そのような整備がなされれば、これは一番いいことでありまして、ぜひひとつそういうような形で、今後地元の意見を聞き入れるような、意見書をとる必要があるのではないかとということで、ぜひひとつ県のほうにも働きかけをしていただきたいと思います。

それから、断固反対の表明ということで、再度、町長に意思表示をしていただきました。本会議でありますので、町長の強い意思表示をしていただきたいと思います、このような思いでしていただきました。ありがとうございました。

それから、在職中の経緯ということで町長に説明を求めました。これは、今、町長もお話ししていただきましたけれども、4月の臨時議会におきまして町長みずからこの発言をされ

まして、こちらから質問しないのに町長が発言してくれたので、その辺の確認をしたいということで通告をさせていただきました。

知り合いの方からのお話であったと、そういうような話でありました。また、その話の内容は産業廃棄物であったから、私はこれはだめだと、そのようにお断りしたと、そういう話でありまして、町長の説明はまさにそのとおりなんですけれども、産業廃棄物の話であったというのは、種別というんですか、産業廃棄物はいろいろあります。どういう廃棄物であったのか、もし記憶にありましたらお話をいただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） あの中で産業廃棄物という言葉が出た時点で、無理です、裏を返せばだめですというお答えをしたので、それが何であるか一切定かではございません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） どうもありがとうございました。

それでは、防災関係について再質問させていただきます。

海拔表示板につきましては169カ所表示をしてあるということで、私も歩いてみまして、海岸部は非常に細かく表示をされておりまして、本当にありがとうございます。防災意識を高めるという中で、やはり表示板の設置というのは私はかなり有効なものがあると思います。できますれば、海岸からの距離あるいはもう少し中間部、これは細かく表示する必要はないと思いますけれども、中間部も何カ所かはやってあるように思いますけれども、そのあたりをもう少し検討していただきまして設置をしていただければと。

また、マップにつきましても、4月25日に津波浸水予測図というのが県のほうから示されまして、いずれ町のほうでもマップの配布がなされると思います。そういう中にでも海岸からの距離表示、そういうものも入れていただければまことにありがたいと、このように思いますけれども、このあたりの計画はどのようにになっているのかお尋ねいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、若梅議員からのご質問にお答えします。

海岸からの距離につきましては、先ほど町長が検討するというところでございますので、予算もありますので、財政と協議して設置に向けて検討していきたい、このように考えております。

それと中間部への設置ということでございますが、役場の南から入ってくる、駐車場にも

5.4メートル、それとコンビニがございます十字路、そこにもあります。国道のコンビニ、そこにもあります。横芝方面についても主要国道の十字路とかそういうところには表示板を設置してございますので、確認をしていただければと思います。ちなみに役場は5.4メートルでございます。

それと、マップでございますが、先ほど4月25日、県のほうから津波浸水予測図が公表されたということでございます。現在、これに向けて、ハザードマップがあるわけなんです、これについては地域防災計画書との整合性がございますので、今のところ担当課としては、津波浸水図ということで考えております。近隣にいい地図がございますので、今、若梅議員からお話がございました標高と距離、これらについてもその中に反映させていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） よろしくお願ひいたします。

山武市のほうは情報紙として配布されたと、このように認識しておりますけれども、なるべく早く対応していただきたいと、このように思ひます。それは、そのような情報が家庭へ届きますと、防災意識あるいは家庭・家族の中で、3メートル、5メートル、10メートル、このように浸水があるんだな、あるいは洪水のときにはこのあたりが一番低くて冠水するんだなと、そのように家族の中での防災に対する会話といいますか、こういうものが広まってくると思うんです。そういう面で、自然災害はいつ発生するかわかりませんので、なるべく早く対応する必要があるのではないかと、私はこのように考えております。

町長も、防災対応につきましてはしっかり取り組んでくと、そのような所信でありますので、ぜひひとつ早く準備のほうを進めていただきまして配布していただきたいと、このように考えております。課長、一言お願ひします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） ご指摘のとおりでございますので、なるべく早い段階で作成したいと思ひます。

それともう1点、先ほど家族の中の会話ということでございました。川島富士子議員の質問の中で防災教育という部分がございますので、今回設置しました海拔表示、これらも学校教育の中で話をさせていただいて、児童・生徒が帰るときに見ていただいて、おうちに帰って、まさしく今、若梅委員のお話にあったように、僕のうちはこのくらいの高さなんだよと

いう一つの目安になればというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 避難所の検討につきましては、広範にいろいろな町の集会施設あるいは小・中学校等が避難所として指定されております。ただ、災害のことですのでいつ起こるかわからないと、昼間に限らず夜起こる場合もあると、そういう場合の避難所の利用がスムーズにいくのか。仮に学校関係であれば、かぎがかかっているか入れないし、ではそのかぎはだれが持っているんだと、そのようなマニュアルみたいなものができているのかいないのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 実際のお話、白浜小学校と上堺小学校でございます。マニュアルは現在できておりません。私もこの担当になりまして、初めて白浜小学校と上堺小学校へ行ってきました。私の頭では、外階段があるのかなという認識だったんですが、内階段ということで、上堺小学校の教頭先生には、外はここら辺までしか上がれないよと、ということで齋藤議員のご質問にもお答えしましたが、夜間に避難した場合、ここが避難場所入り口、ガラスは壊して入ってくださいとか、そういう表示を今まさしくやろうということでございます。

その後に防災訓練の見直しということもございますけれども、昨年、初めてセザールとかテンダーヴィラ、それと上堺小学校と白浜小学校に避難をしていただきました。昼間ですから、それはわかるわけですが、今言ったようにいつ来るかわかりませんので、そこら辺の対応も今後早急に図っていかねばならないのかなというふうに認識しておりますので、できるものからひとつやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 大変な作業になろうかと思っておりますけれども、よろしくひとつお願いいたします。

次に、自主防災組織につきまして質問したいと思います。

災害が発生した場合の対応、図上でもなかなかうまくいきませんで、実際にそういうような事態になりましたらなかなかうまくいかない、その辺は現実であろうと思っております。

自助・共助・公助という言葉がありますけれども、自主防災組織というのは、やはり自助・共助の部分であろうと思っております。昨今の状況は、どちらかというと公助を求める、その

ような傾向がございまして、特にこういう防災の面になりますと、役所がすべてをカバーすると、これはなかなか難しいと私は思います。特に昨今は、災害の規模も大型化といいますが、非常に大きい災害、台風にしる、また雨にしる非常に規模が大きいと、そのような状況でございまして、やはり公だけでは限界があると、このように思います。どうでしょうか、公として限界があるとお考えですか、それとも。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 昨年3月11日に発生しました東日本大震災、NHKの特集を私は見ておりましたけれども、あの命令系統が日本の中で一番組織体制がされている自衛隊、これでさえ1日、2日の情報が入ってこなかったということで、最高指揮官がかなり情報が来ないということでありました。

実際問題、台風とかそういうものは事前の予測がつかますけれども、震度6以上で津波が来て被害があった場合には、はっきり申し上げて公助では限界があります。やはり自助・共助の中で、2泊3日ではないですけれども、水の確保ですとか、日ごろから家の中でそういう防災備品を用意していただいて、防災訓練のときに更新をすとか、そういう家庭内での自分での身を守るというのは、最大限必要ではないかというふうに認識しております。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 規模の大きいものになると、いろいろところで道路が寸断され、あるいは物資が輸送できなくなると、これは想定範囲であろうと思います。常備消防もございましてけれども、同時に多くのところで発生した場合には対応できないと、これは限界があるわけです。

そういう中で、私どもが消防団に入ったころは特に認識はしなかったけれども、先輩の人たちの話では、やはり自分の地域は自分で守るんだと、そのような話はよく耳にしました。それが自主防災組織であろうと思います。やはりそこら辺が防災の原点であると。特に今、要援護者がどこの地区にもおまして、そのような地域の事情も地元の人が一番よく知っているわけでありまして。

そのようなことで、私もよく自主防災組織につきましては質問させていただきました。読んで字のごとく自主防災組織ですから、自発的に組織を立ち上げればいいと、それが基本です。そのとおりなんですけれども、組織を立ち上げるまでに何らかのお手伝いをするによって、組織の立ち上げもできてくるのではないかと。そのようなことで、確かに講演会の開催もしていただきまして、その必要性の啓蒙を町もしていただいているわけでございますけ

れども、いま一つ、お手伝いの度合いを高めていく必要があるのではないかと、このように
思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） まさにおっしゃるとおりでございます。これにつきましては、中台で平成19年か20年かと記憶しておりますが、自主防災組織が消防団OBを中心として組織されたと聞いております。

それともう1点は、鳥喰沼のほうでも、本日出席しております税務課長が区長時代に、住民の方にヘルメットを配って防災意識を高めたということを知っております。若梅議員も元消防団長でございますので、そういう消防関係者などと連携しながら、地域の経験がございますので、中心となって啓発していただいて、それに沿って町のほうもできる限りご支援をしていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 私が持っているのはいすみ市の、多分ホームページを調べればわかりますけれども、結構こと細かく、計画だとか組織編成に関してのこと、あるいは自主防災の活動内容だとか、設置助成というのものもあるんです。49世帯以下が5万円、活動費は別途年に1万円、50世帯から299世帯の場合には設置助成が8万円だとか、いろいろ世帯によって載っているんですね。こういうのは本来自主防災だから、でもこういう取り組みも1つ必要なのかなと。また何かのときにひとつ見ていただきたいと思ひます。

津波被害の軽減策、これは県のほうが堤防をかさ上げすると、先ほど答弁にありましたけれども、一日も早くこの事業の実施をしていただくという、そのような考え方の中で、町も一定の働きかけをする必要があるのではないかと、そのようなことで、今考えていることがありましたらご説明をお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 今のご質問でございますけれども、当課としてはハード面についてはなかなか難しいのかなというふうと考えております。町長が初日の質問の中でも、防災の充実ということで、いわゆる避難タワーとか、そういう部分でしていくんだというお話がありました。二、三日前の新聞ですけれども、静岡県で、何々工務店が静岡県に300億円、いわゆる防潮堤を整備するために寄附をしたということが載っておりましたけれども、我が町にもそういう方がいらっしゃれば大変心強いのかなと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） それでは、防災訓練についてお尋ねをいたしたいと思います。

毎年実施をしております、本当にありがとうございます。私も毎年参加しておりますけれども、大体顔ぶれは同じような顔ぶれが集まってくると。これは限りなく毎年実施することが大事なことでありまして、防災意識を高める中では繰り返し行くと、そのような大事なことであろうか思います。

しかし、いつも同じ方法だからと、そのような人も結構おまして、そのあたりもう少し方法を、やり方を考える必要があるのではないかと、このように思います。集中的に、今までは町じゅうでやっておりますけれども、やはり災害の種類によって、津波もありますし、洪水もありますし、地震もありますし、土砂崩れもありますし、そういうようなものをある程度特定しながら集中してやるというのも一つの方法だろうと。

また、職員を訓練会場に広く、現在の方式もそれは一つありますけれども、さらに少ない場所で訓練すると、そのようなことも一つの方法としてはあるのではないか。そのあたりを工夫してもらえれば、もう少しその成果が上がるのではないかということも考えておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） それではお答えをいたします。

若梅議員の今のご質問の趣旨でございますけれども、まことに的を射たものだと思います。ちなみに防災訓練の参加者でございますけれども、平成21年度が3,180人、うち町民の方については1,409名、22年度については2,993人、町民の方については1,477人、23年度については2,965人、町民の方については1,495人ということでございまして、実際、若梅議員もご指摘のとおり、昨年、3・11以降でありましたので、防災訓練はかなり多くの方の参加が見込めるのかなと、当時の担当課は予想しておったようでありますけれども、これについてはいろいろな問題もあったと思いますけれども、今いただきましたご提案を、ことしについては習志野自衛隊と消防署のほうである程度内容については進めておりますので、昨年実施したのについては、先ほど申したように実際に小学校、テンドーヴィラに来てもらいました。

そういう中でも、ことしについては徒歩で来てもらうとか自転車で来てもらう。車になるとあの駐車場がどうなるのか、全員が来たらどうなるのかと、いろいろな問題がございますので、津波が今最重要でございますので、そこら辺の徒歩で来てもらう方法とか、避難路を確保しながら来てもらうとか、自分で見つけてもらうとか、そういう形でもできるのかなと

思いますけれども、いずれにしても参考にして検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） どうもありがとうございました。

それでは、病院会計についてお尋ねをさせていただきます。

病院の利用者が非常に減少していると、そのような中で、これは町立病院に限ったことではありませんで、それぞれの自治体病院、同じような問題を抱えているようでありまして、経営面でいろいろと苦慮していると、そのように思います。

そういう中で、当町の病院も多額の繰り入れをした中で病院が経営されていると、そのような状況であります。財政負担にもやはり限界があろうと思います。繰り入れをなるべく少なくするように一生懸命に町長も取り組んでおられると、そのように認識しております。

この問題を解決するには、一般論ではなくても医師不足、これが一番大きな原因であろうかと思えます。地域医療の拠点病院として、横芝地域、光地域、なくてはならない拠点病院であると、そのようなことで、管理者である町長、そしてまた病院長、あるいは今いろいろな面で病院経営の健全化に向けていろいろと協議をしております検討委員会、こういうものを中心にしながら、幾らかでも経営が健全化に向けて動き出すようにご努力をお願いしたいと、このように思います。

経営改善計画の中でも、医師と看護師、医療スタッフの確保充実を図ることの必要性、これが課題の中でうたわれておりまして、どれをとっても簡単に課題を解決するというわけにはいきません。非常に重要な課題であろうかと思えますけれども、これは避けて通れる問題ではありませんので、ぜひひとつご努力をお願いしたいと思います。

それから、時間ありませんので、新聞に報道されております件につきましてお尋ねをいたしたいと思えます。この記事、実は私も拝見してびっくりしましたけれども、町長から幾らかさわりの部分は聞いておりましたけれども、まずこの内容につきまして正確かどうか、町長と事務局長にお尋ねをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私が見たところ、希望的な観測の部分も含めて、さほど大きく動いてはいないのではないかなというふうに、改めて私も、今、内容が正しいか正しくないかについては、どういうあれだったかなというのはあるので、ちょっと難しい答え方になってしまうんですけども、そんなに間違っている部分はないのではないかと考えております。

ただ、それがそういうふうに、今、アメリカにいらっしゃる先生が支援に入ったかどうか

というのは、これはまた別問題ではないのかなと、それが正しいか間違っているかについては、何とも申し上げられません。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ただいまの件につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。当東陽病院からお答え申し上げますことにつきましては、事実としては、脳外科の医師が6月1日付で採用になりました。今後、この地域、東陽病院でどのような診療行為ができるか、そういったものを模索しながら今後につなげていきたいと、そういう思いで臨んでおりますので、その点の解釈についてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 細かな経緯等、ちょっとわかりませんが、これを読みますと、一つの方向性みたいなものがあらわれているのではないかなと、また病院側にしても、決まっていなくても準備を進めると、歓迎すると、そのような内容でございまして、これからこの問題がどのように発展するか私にはわかりませんが、検討委員会もございまして、また議会もございまして。お互いに情報を交換しながら、また知恵を出し合いながら、今、周辺では旭市に大きな中央病院がございまして。また、東金丘山台には東千葉メディカルセンターが、今、既に起工式も終わりました、あそこにも大きな病院ができると。成東の病院のほうも法人化して大分軌道に乗ってきているような、そんな話も耳にします。ぜひひとつみんなで協力しながら、話し合いながらということも、また、検討委員会の重要性も町長の政務報告の中にもうたっておりますので、そういう面でひとつ情報のほうもなるべく早く開示をしていただきたいと思います、このようにお願い申し上げます、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で若梅喜作議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月18日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、6月18日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月19日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時01分）

平成24年6月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年6月19日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町東日本大震災復興基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第2号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町行政組織条例及び横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第3号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号審議(質疑・討論・採決)
平成24年度横芝光町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 6 議案第5号審議(質疑・討論・採決)
平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 7 議案第6号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第7号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第8号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第9号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第10号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第11号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第13 議員派遣の件

日程第14 請願の件

日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第14まで同じ

追加日程第1 発議第1号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

日程第15同じ

出席議員（18名）

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君（午後）
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤圀樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員（1名）

6番 五木田平和君（午前）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	総務課長	田鍋悦央君
企画財政課長	市原成一君	環境防災課長	土屋文雄君
税務課長	高埜広和君	住民課長	若梅操君
産業振興課長	伊橋秀和君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	實川裕宣君	健康管理課長	伊藤定幸君

食肉センター長	加瀬盛久君	東陽病院長	大木良夫君
会計管理者	鈴木健夫君	事務代理課長	高蝶政道君
社会文化課長	早川典男君	東事教職	

職務のため出席した者の職氏名

局	長	川島重男	書	記	椎名圭子
---	---	------	---	---	------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、民生文教常任委員会委員長から請願第1号及び請願第2号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので報告します。

次に、五木田平和議員から本日午前の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

これより日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、議席番号5番、森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、大綱4点であります。町長初め執行部の方々には、簡潔かつ明瞭なご答弁をお願いし、質問を始めます。

大綱1点目、防災関係について質問いたします。

まず最初に、自治体クラウドについてですが、総務省の交付事業で昨年の東日本大震災の復興対策でもある被災地域情報化推進事業の中で自治体クラウドの導入があります。

また、災害時のみならず、システム関連予算削減がきっかけで、導入する自治体もありま

す。当町では、今後自治体クラウドについて導入は検討されているのか伺います。

次に、PCB問題について伺います。

現在、当町で大問題となっており、全町民が興味を持っているところでもあります。あわせて多くの町民が反対をしているところですが、6月2日に行われた県、町担当課の説明会では、時系列的な経緯はおおむね理解はいたしました。しかし、参加された多くの町民の方からは不満の声が聞こえています。今後、処理、試験、実験が行われるとされていますが、町としての対応があれば具体的にお教えください。

3点目ですが、東町地先の踏切、通称第一千葉銚子街道踏切と言うそうですが、これについてお伺いいたします。

この踏切は、JR横芝駅の西側で、近くに存在しておりますが、緊急車両が通過する際、遮断機がおりてしまい、停止を余儀なくされている場面を幾度か目にいたしました。人命にかかわる緊急車両が右往左往するさまを非常に心配をしたことを強く思っています。

この件に関して、消防署初めJRにも検討してもらい必要があるかと思いますが、町としてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

大綱2点目の企画関係では、公共交通会議について伺います。

平成21年、ちょうど3年前の6月議会で、私みずからご提案をさせていただきました。特にデマンド交通システムということになるかと思いますが、その後他の議員からも質問があります。そこで、現在の循環バスについて、乗り合いのタクシー、バスについてでもそうですが、昨年12月から公共交通会議と称して役場職員、班長職で検討を重ねたということで、ほかの委員も集まり会議をしていると聞いております。

現在までの経緯と進捗状況について伺います。

また、住民の声としてアンケート等とったらいかがかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、町のホームページについてお伺いしますが、過去にも何度かご指摘をさせていただきました。特にスタート時点からトップページ等の変更があまりなく、決して見やすいとは言えず、好印象とは言えないとの声がたくさんあります。

そこで、伺いますが、現在1日当たりのアクセス数、また町への意見等があれば、お教え願いたいと思います。

比較的情報の提供が遅いとの声もありますが、情報を素早く、そして正しく提供することがホームページ等の最も重要な点と考えております。この改善する部分や方法を検討されて

いるのか伺います。

また、お隣山武市のホームページは、何度となく改良され、私個人的にも素晴らしいと考えているところですが、ぜひ参考にさせていただければと思います。

そしてまた、SNSソーシャル・ネットワーキング・システムについてですが、全世界で特にフェイスブックに関しては、公式に採用されている役所も実際ございます。全世界で約10億人が利用していると言われ、災害時にもかなり有効と言われていますが、その採用等に関してはいかがお考えでしょうか。

大綱3点目、福祉関係についてお伺いします。

生活保護、横芝光町でも生活保護の相談件数がかなりふえているとお聞きしております。過去数年の申請の件数、給付の件数、そして給付の金額など具体的にお教え願います。

当町では、担当している福祉課での相談や申請の中で、自立や就労支援等についてどのような対応、指導されているのか、あわせてお伺いします。

大綱4点目の建設関係についてお伺いいたします。

その中で特に横芝地区の町道の道路改良が進められていますが、I号線と言われているI-9号線、また交差するII-10号線の道路改良工事について、現在交差点を残してかなり進捗といたしましょうか、進んでおります。またこの道路の用地買収等の状況についてもお伺いできればと思います。

そして、横芝小学校に隣接し、歩道は通学路として使っているわけですが、多くの児童が利用しているわけですが、通学路の対策について具体案があればお伺いします。

また、当町自慢のソメイヨシノの桜並木もI号線の北側についてはほとんど伐採されました。今後、植樹等の予定があるのであればお伺いします。

最後に、カーブミラー、正式には道路反射鏡というそうですが、その管理について伺います。

現在、カーブミラーは、交通安全上なくてはならない重要なアイテムとなっております。横芝光にも数多く設置され、交通の安全に寄与しておりますが、現在町内の町管理のカーブミラーの管理方法、そして設置数について伺います。新設、補修の件数、金額がわかれば教えてください。

以上、檀上からの質問とさせていただきます。よろしく答弁お願いいたします。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、森川忠議員からのご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、防災関係のPCB問題についてのご質問にお答えをし、そのほかのご質問につきましては、各担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、PCB問題についてお答えいたします。

現在の状況と今後について町としての対応は、とのことでございますが、現在の状況は、試験研究施設については、千葉県廃棄物指導課職員による施設の完成検査が5月10日と25日に実施され、6月5日に県から事業者へ完成検査終了の連絡をしたと報告をいただいております。

また、6月13日に県廃棄物指導課から、試験、実験に使用されます廃トランス2台の搬入について、16日の土曜日に静岡県内の業者からひかり食品跡地へ搬入されるとの連絡がございました。県廃棄物指導課職員とともに、役場環境防災課職員が立ち会いをしたところでございます。

また、本日けさほど千葉県より連絡がございまして、もう1台のトランスが6月21日に搬入されるとの連絡を先ほどいただきました。なお、実際の実験日につきましてはの連絡は、今のところございません。

そして、これからの町としての対応は、若梅喜作議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、事業者が明言しております微量PCB廃棄物の中間処理業を操業するには、環境大臣による無害化処理の認定施設、または千葉県知事の許可施設となる2つの申請方法がございまして、いずれの場合も町へ意見照会がございまして、断固反対をする決意でございます。

なお、この問題につきましては、千葉県環境生活部廃棄物指導課と情報の共有をしながら、試験研究実施者の動向について注視をしてみたいと考えております。

以上、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） 森川忠議員からの防災関係のご質問の自治体クラウドについて

と、企画関係のご質問の公共交通会議について、お答えさせていただきます。

初めに、自治体クラウドについてお答えをいたします。

政府では、自治体クラウドの全国展開に向けて平成22年7月自治体クラウド推進本部を設置し、推進策を協議、平成23年度以降全国導入を加速するため、さまざまな施策が行われています。

また、東日本大震災では多くのとうとい命が失われましたが、同時に末端行政を担う地方自治体が被災し、情報やIT設備など貴重な財産が失われたところでもございます。財産を守るといった意味では、実際に震災の被害に見舞われた団体の中には、サーバ機器やシステム機器を外注されていたところもあり、データの消失を免れたというケースもございます。

このようなことから、今後起こりうる災害への備えとしては、非常に有効な手段であると思われま。また、IT設備やソフトを共同利用することにより、人件費を含めたITコストの大幅な削減が可能とされているところでもあります。

当町におけるIT関係の現状ですが、住民基本台帳システムについては、町、県、国のそれぞれのサーバによりネットワークが組み立てられているところであり、戸籍関係につきましては、平成23年12月22日から暫定的に年に3回、副本を2部作成し、千葉地方法務局匝瑳支局及び柏支局で管理することとなり、データ消失の安全性は確保されているものと考えております。

また、町単独の庁内ネットワークシステムのサーバについては、役場庁舎2階の電算室で管理をしており、データの安全性を考慮し、入退室のセキュリティーはもちろん、地震、雷、火災、停電には対応した設備となっています。

しかしながら、さらなるデータ保存の安全性と共同利用による経費節減を念頭に、今後もクラウドコンピューティングシステムについては、研究していくことといたします。しかしながら、現時点ではデータ送受信に係るネットワーク上のセキュリティーや個人情報の保護など、問題点や課題もあると伺っておりますので、総務省が実施した自治体クラウド開発実証事業の結果からの国の動向、県及び近隣市町の対応等を注視し、情報収集などを行いながら検討をすることといたします。

続きまして、公共交通会議についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の現在までの経緯と進捗状況についてですが、川島富士子議員のご質問にもお答えいたしましたが、平成22年度には公共交通庁内検討委員会を設置し、調査・研究を行いました。その結果、現在の循環バス利用者数から推計し、需給バランスがよく、高齢化社会にも対応し得る公共交通はデマンド方式とする報告を得ました。

また、昨年12月20日には第1回横芝光町地域公共交通会議を開催しました。この会議は、道路運送法に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための会議でございます。

今年度は、循環バス利用状況の現状及び課題の整理、デマンド交通の調査・研究を行うこととしています。

2点目の住民アンケートはとるのか、またその予定はということについてですが、現在、町職員が循環バスに乗車し、利用者から生の声を聴取するアンケートを終え、集計、分析に入る段階となりました。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、森川忠議員のご質問の防災関係について、私のほうからご回答させていただきます。

踏切遮断機の救急車についてでございますが、関係機関へ確認した内容についてご報告をさせていただきます。

まず、匝瑳市横芝光町消防組合でございますが、通報があり救急出動の際に踏切遮断機がおりた場合は、そのまま電車が通過するまで待ち、安全を確認しながら現場へ向かうということでもございました。また、JRの踏切を管理する信号通信担当の方に内容を確認させていただきました。銚子方面から横芝駅へ進入する電車につきましては、進入を感知したときから、上り方面の駅に近い踏切は安全面も考慮し、乗降客の時間等も含み遮断機がおりるシステムのため、多少時間が長くなるということでもございました。これらのシステムにつきましては、JR横芝駅だけの問題でなく、同じような条件の駅はすべて該当するというようなお話でもございました。

以上でございます。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私から、森川議員からのご質問の大綱2点目、企画関係のうち、ホームページについてお答えいたします。

初めに、町ホームページへの1日当たりのアクセス数であります。平成23年4月から平成24年3月までの1年間のアクセス数が19万5,692回でございます。1日当たりに換算いたしますと、534回となります。

また、町ホームページに対するご意見があるかというご質問につきましては、現在までのところ、特にご意見は寄せられておりません。

次に、情報提供が遅いのではないかとご指摘についてでございますが、ホームページ担当課の総務課といたしましても、ホームページの更新時期や回数について、もう少し頻繁に更新をし、早く正確に情報提供することが必要と感じております。

このためには、各課の職員がホームページの作成に習熟し、頻繁に情報提供をしたいという意欲を醸成することが必要であると考えております。このため、7月に各課のホームページ担当者を対象に、研修会を実施する予定でおります。

また、議員ご指摘のとおり、町のホームページは合併以来変更していないことから、ホームページの表示幅やレイアウト等、最近更新されたものと比較すると見劣りするということから、リニューアルが必要と考えております。

このことから、昨年ホームページ等検討委員会要綱を制定し、今年度から検討することとなっております。

その際には、議員からご提案のありましたSNSソーシャル・ネットワーキング・サービスの公式採用につきましても、検討委員会の中で検討させていただきたいと考えております。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私のほうからは森川議員ご質問の3点目、福祉関係の生活保護についてお答えいたします。

平成24年4月1日現在、当町では136世帯、175名の方が生活保護を受給しております。内訳は、高齢者世帯76世帯、母子世帯4世帯、障害世帯15世帯、傷病世帯33世帯、その他世帯が8世帯となっております。

ここ数年の状況についてでございますが、月平均の支給額では、平成21年度は693万円、平成22年度886万円、平成23年度935万円と上昇している状況でございます。件数では、平成21年度申請39件のうち決定36件、平成22年度申請38件のうち決定が33件、平成23年度では申請24件のうち決定は21件となっております。

続きまして、対応で就労支援についての推奨等についてはでございますが、生活保護制度では65歳まで就労の義務があり、健康に支障のない保護受給者は求職活動を行っております。ハローワークで定期的な相談を行うとともに、役場庁舎内に設置してございます求人情報コーナー等により求職活動を継続し、自立を目指すよう指導を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも保護受給者の方々が生活保護から自立できるよう、実施機関でございます県と連携を密にとりながら、生活保護制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、大綱4点目の建設関係について、順次お答えさせていただきます。

初めに、1号線工事、歩道の安全対策についてであります。ご案内のとおり、現在Ⅰ-9号線道路改良事業として整備を進めており、道路幅員は標準断面で車道片側3メートルの2車線、歩道3.5メートルを両側に整備し、合計14メートルであります。

この整備に当たっては、道路法の規定により千葉県公安委員会と調整し、設計したものであります。歩道の安全対策については、車道からの車両の進入を防止するための縁石を、また交差点部分につきましては、縁石とガードパイプを重複して設置することとしております。

なお、現在整備を進めております役場わきのⅠ-22号線、栗山地先のⅡ-10号線も全く同様の歩道の安全対策を講じているところであります。

次に、Ⅰ-9号線、Ⅱ-10号線道路改良事業の進捗状況、用地買収の状況についてであります。3月末時点での執行率と用地取得率を申し上げます。なお、用地取得率は面積ベースとしております。Ⅰ-9号線は48%、用地取得率は100%、Ⅱ-10号線につきましては68%、用地取得率は97%で、残り6件6筆でございます。

次に、桜の木撤去後の植樹についてであります。道路改良事業を進めていく中で、支障のない桜の木はできる限り残すものとし、伐採後は新たに植樹帯を設け、桜を植えていくこととしておりました。

しかしながら、歩道に接する住民の方や農家の方々からは、できれば桜は植えてほしくないとのご意見がございますので、これらの意向を踏まえながら工事を進めていく予定であり

ます。

最後に、町内カーブミラーの管理についてであります。本町の管理しているカーブミラーは、全部で1,464基あり、平成23年度から都市建設課で一括管理しているところであります。

平成23年度中の整備実績額は134万円で、内訳として新設が16基、鏡面の増設、移設、修繕等が24基でありました。

現在、カーブミラーの新設、修繕、移転等については、各地区の行政総務員さんから要望書を提出していただき対応することとしているほか、定期的にカーブミラーの清掃等にご協力をいただいております交通安全協会の皆様方からの情報提供により修繕等を行っているところであります。

今後とも、カーブミラーを初めとする交通安全施設の適正な維持管理に努めてまいります。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、再質問をさせていただきますが、まず、クラウドシステムからお尋ねしたいと思います。

先ほど、課長からご説明あったとおりでございます。これは総務省が国を挙げて進めている事業であります。

県内では、浦安、白子が手を挙げて今後進めようとしておりますが、神奈川県は町村14あるんですが、そちらも始めているんですね。確かに神奈川県といいますと、五百数十万人という大きな横浜市、また川崎市、大きいまちありますが、そのほかは比較的小さいまちが多いわけです。そういった中で、コストパフォーマンスももちろん、共用で使いましょう、ハードを使うことによってかなりのコスト削減ができるわけです。

そんな中、神奈川県の大井町の町長さんの意見では、やはり町の財政を圧迫する要因となっていたと、情報関連の予算ですね。そんな中、当町のシステム関連の予算というのはどのくらいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 当町の情報管理に要する経費ですが、一般会計、国保会計、介護の特別会計などを含めると、平成21年度では約7,080万円、平成22年度で6,350万円、平成23年度では約1億3,670万円、この23年度は急に伸びる要因でございますが、合併後初めてのシステム更新の時期でございます。その際に情報管理の予算の各年の平準化を図る

という観点から、リースに切りかえた部分もございますし、更新期のシステム構築に要する臨時的な費用、そういうものもかかります。そのほかには、農業振興地域の管理システムや農道管理システムなど新たなコンピューターシステムを導入しましたので、伸びたというところが要因でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 確かに比較的高額なシステム関連の予算があることは間違いありません。当然今後は伸びていくのではないかと予想されます。

そんな中、まず長所は、先ほど言ったように、共同で利用することでコストはかなり下がる。そして災害時の東日本大震災でも南三陸町とか女川、陸前高田、かなり被害を受けましたけれども、そちらは既に国の予算といたしまししょうか、補助でやっております。

特に、短所というか課題としては、先ほどもありましたように、セキュリティーの問題です。そしてシステム変更への負担、また抵抗感、ネットワークコストやデータ移行のコスト。しかしこのコストは吸収はすぐされると考えております。

今後、このような国を挙げてやっているクラウドシステムについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいま横芝光町は、TKC、栃木計算センターというところについてこのネットワークサービスを委託しているわけでございまして、災害時の問題は、先ほど答弁を申し上げたとおり、問題はないのでありますが、私もそれこそこのネットワークですとか、そういうもののコンピューター処理にかかわる決裁をするたびに、高額な数百万、多いときは数千万円の決裁をする印鑑を押すたびに、その旨を重々認識があるところでございます。

今後、このカードサービスにしろ、きっちりとしたセキュリティーが完成されるものであれば、ぜひそちらのほうにも十分検討を重ねていって、よりコストのかからないシステムを構築できればと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それではよろしく願いいたします。

まず、クラウドに関して、研究する庁舎内で研究会をおつくりいただいて、たけている職

員にはぜひ前向きにお願いしたいと思います。

続いて、PCB問題、今議会でも数名の議員からも通告されておりますが、またこの後も山崎議員からもされておりますので、私からは県との情報共有化、先ほど町長からも決意を述べていただきましたけれども、その辺をしっかりと情報を共有し、町民に対して公開する、それをぜひともお願いしたい、このように思っております。

次に、横芝駅西側の踏切、ちょうど町を線路が南北に分断するという形で線路が走っております。消防署もその線路の駅のちょうど北側にあるということで、比較的線路を通るんです。先ほど課長のご答弁の中で、JR東日本がすべてがそのようなことだということは理解できます。ただ、JRという大きな巨人ですが、佐藤町長の実績としては、あの例の最終便ですね、大変ありがたく町民からも声があります。そのようにコネクションもあろうかと思っておりますので、ぜひ今後、みんなどこもやっていると言えればそれまでなんでしょうけれども、特に銚子から入った時点で踏切が鳴ってしまうと、かなりの時間なんです。具体的には私も計測しておりませんが、皆さん経験している人も多いと思うんですけれども、何でこんな閉まっているんだろうと。後ろから救急車、消防車がサイレンを鳴らすと、非常につらい思いをしているので、その辺を改善するように、JRとのパイプもあろうかと思っておりますので、町長にはぜひぜひお願いしたいと思います。

続いて、公共交通についてお伺いいたします。

この問題は、近隣の市町村どこでも、やはり高齢者の、交通弱者といいたましようか、高齢者の足の確保ということで積極的に導入をしております。ご存じのとおり、山武市では現在実証実験、たしか大網白里町でも実証実験、そのように前向きに行っている事業でありまして、すばらしいんですが、ただ私が思う問題は、前回示されたそのたしか5回ほどの委員会で決定するという、ある意味私は非常に乱暴な進め方だなと感じたんです。それも当然中には老人会の方々、婦人会の方々、さまざまなの方々、業者ですか、やはりみんな温度差があろうかと思えます。やはりそれはきちんと意見集約するためには、3回、4回でさあやっちゃいましょうというようなことは私は乱暴だと思うんですが、その進め方といいたましようか、会議のスキームといいたましようか、その辺に関して課長としては今後どのように進めていくお考えがあろうかお尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 今後の進め方でございますが、議員さんもお存じのように、2月に開催しようとしていました公共交通会議も、開催できずにおくれてしまっております。

また、これから詳細な交通計画というものをやはり検討して、実施に移るべきかなというふうに考えておりますので、改めまして地域公共交通会議に諮りまして、今後のスケジュールは練り直しをさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、ぜひ後発ということですので、きちっとした不満のないようなシステムの構築を願いたいと思います。

現在の循環バスについてですが、私不勉強であれなんです、約四千数百万円ほど町が拠出してあります。その中で、国・県からの補助金というのは幾らくらい出ておりましたか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） すみません、額は細かく記憶しておらないんですけれども、現行の町内循環バスの部分なんです、町が負担している費用のおおむね8割が特別交付税で措置をされると、あくまでも現行の制度でございますけれども、8割というふうに記憶しております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 8割、今後そのデマンドに関しても、町長も前就任時に茨城県古河市の視察に我々と一緒に行っていただきましたが、その際には非常に感動されていたような私も思いがあります。ぜひ取り入れたいという思いをこのまま継続されて実行に移すようお願いしたいと思います。実際に負担が少ないということが理解できて大変ありがたいと思います。

それでは、ホームページについてお伺いしますが、先ほど課長からアクセス数、近隣はリニューアルしているんだよという事実をお伺いしました。ただ、私、最近感じるのは、非常に以前と比較して、私も気に入って毎日のように見ておりますが、非常に更新アップが早い。何か庁舎内でその辺はシステムというか、仕組みとして変えられたんですか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 更新につきましては、特に今の段階でシステムを変えたというわけではございませんけれども、なるべくその職員にいろいろな情報の伝達は速やかにするようというような意識が浸透してきたものと認識しております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ことしの2月には、この横芝光町の光地区に光ケーブルが敷設されて、町内が本当にすばらしいICTの社会の構築に向かっているわけです。

そんなことから、私の提案ですが、ご存じかと思いますが、佐賀県の武雄市、嬉野温泉という温泉地にあります、その樋渡市長というアイデア市長がいらっしゃいます。

現在、そこでもそうですが、ほかにもございますが、フェイスブック、先ほども言いましたが、フェイスブックという非常に意味すぐれたソーシャル・ネットワーキング・システムがあります。私も利用させていただいております。議員の方の中にも何名かおられますが、まず一番いいということが速いということ。それと、フェイスブックの場合は、例えば私が森川忠で、どこの生まれで、どこの学校で、何年何組までを登録をすることが基本となっております。あまり偽名とかそういうことを使うということが、100%ではないんですが、事実を、例えば町長は佐藤晴彦でどこの生まれだということ登録するわけです。そうすると、本当に確かな情報じゃないとある意味トラブルのもとになります。公式に、要はオフィシャルに行政が使っているということで、ホームページなどよりも早くアップできて正しい情報が。ということでそのオフィシャルのフェイスブックを、その武雄市ですね、使っています。多分県内でも流山あたりがもう始めるんじゃないかと思います。その辺も研究させていただきたい。

それは災害時に私が経験した、それはツイッターだったんですが、それに横芝光町、当時ツイッターをやっている方が横芝光町にほとんどいなかったせいもありますけれども、かなりのアクセスがありまして、例えば尾垂に私のおばあちゃんがいるんだけど、そちらの状況はどうですかというようなですね。

災害時にも有効、そして町民に対する情報の速度、正しさという面でも、ホームページよりも私はすぐれていると感じておりますので、その辺をぜひ検討をしていただければと思います。

続いて、生活保護について伺います。テレビ等で悲しいかな、お笑い芸人が家族の生活保護受給について、涙ながらに語っておりました。現在その家族の扶養について、国でも厚労大臣等が取り上げて、制度の変更もということなんです。ご存じのとおり、23年度の新聞でも毎日毎日出ておりますが、約210万件という非常に膨大な数、給付額に至っては3兆7,000億円と言われております。

生活保護の窓口申請には、福祉事務所の生活保護が担当しております。福祉事務所というのは、市とか区には設置され、一部の町村を除いて都道府県が設置しております。

そこで、福祉課長にお伺いしますが、給付負担について、私に知識がなくて恐縮ですが、市や区、そして町村との違いについてお尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 実施機関であります、市、都道府県ともに生活保護の給付負担につきましては、4分の1、残りにつきましては4分の3は国庫負担となっております。

したがいまして、福祉事務所を設置しておりません町村、横芝光町も含めてございますが、生活保護の受給に伴う費用負担というものはございません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 確かに当町には財政負担はないと言いますが、それもこれも本当に国民が汗を流した血税でございますので、就労支援についてももちろん、生活保護についての正しい理解をご説明いただければと思います。

悲しいかな、嫌な風潮がありまして、だれが給付しているから私もしてほしいというようなことが、私のところにも実は依頼がありました。以前、その方はたまたま脳梗塞を、若いんですが患っていまして、重度の障害者。しかしながら、結果的には、福祉課の若い職員が、生活保護というのは、財産も車も全部ないんだよというような事実を説明してくれまして、その方は現在大手の会社の障害者枠といいましようか、その中で正社員として働くことができました。ですから、そのような現実もありますので、担当の職員が、皆様そうですが、やはり国民として勤労の義務、納税の義務があるんだから頑張ろうというような説明はきちっとしていただきまして、お願いしたいと思います。

そんな中、例えば民生委員さんとか総務委員さん、地元の状況をよく熟知されている方に尋ねるといようなことというのはないのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 今、議員ご指摘の民生委員につきましては、生活保護法の中にも民生委員の協力という条項がうたわれております。現に、保護者の見守り、また家庭状況の紹介等につきましては、ご協力をいただいております。

また、民生委員以外の方につきましては、その職務上生活保護の事務にご協力いただけるかという疑問がございますので、実施機関であります県に対し、例えばそうした意見が出されたということをお伝えしまして、今後県の意見を踏まえまして検討してまいりたいと、そういうふうを考えます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 憲法25条では、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとしておりますが、確かに生活困窮者への最後のセーフティーネットといいたしうか、とりでとなるわけです。長引く不況で、このように若干生活保護に対する考え方やハードルが低くなったというのも事実ありますが、その辺もぜひ県のほうにご相談いただきまして、改善されればと思います。

それでは、町内道路工事について伺います。

横芝小学校の近くについて、保護者やP T Aの方から私もよく聞かれます。ガードパイプの設置、また時にスクールゾーンの設置の要望もありますが、確かにあそこの道路はスクールゾーンというわけにはいかないと思いますが、先ほど課長のご答弁の中では、交差点の中で、以前も答弁ありましたけれども、ガードパイプをつけて、より安全にということですが、問題は、そのI号線とあとその鳥喰に行くほうの道路は広くなるんですが、あれ何号線といいたしうか、南北の、あの道路が非常に危ないと思うんです。

ですから、あの辺もよくお考えいただきまして、また学校ともよく相談いただいて、安全対策をとっていただきたい、と思います。

その件に関しては、声はないですか、児童の安全に関しては、

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 現在のところは、こちらのほうには届いておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 東町の説明会でも、佐藤町長も当時おられました、いろいろなガードパイプについての是非が言われました。

縁石のみでガードパイプをつけないということで決定しましたので、それは近隣の方にもよく周知をお知らせをしていただきたいと思います。

時間がありませんので、桜の木の伐採ですが、確かにI号線の桜、町のある意味シンボルであったんですが、八十数年という経年しておりますので、伐採もしようがなかったのかと思います、できればやはりI号線の桜というイメージから、例えば白子の河津桜みたいな時期をずらす方法でやっていただければと思いますが、町長、その植樹に関してはどう思いますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、I号線にありました、すばらしい桜であったわけでありませう。

あの桜が実際植わっていた部分というのは、今町有地の中で、車道、またはそれに付随する歩道の一部になるべき部分でございまして、当時東町区の皆さんとご相談をさせていただいて、あの桜を残すのであれば、当然のことながら歩道は狭くなってしまいます。その辺の部分をどうしますかというところをお伺いしたところ、植えかえていただければ、ソメイヨシノというのが一般的には六、七十年が寿命ではないかと言われている中で、何本か枯れてしまってあったところもあるので、この際その辺のところは区としてもそういう植え直しという形での対応でいいというご判断をいただいたので、そのご判断に従いました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、そのように隣接住民の方々の意向にも沿った形でお願いしたいと思います。

では、最後になりますが、カーブミラー。非常に1,464基、これは町が管理している部分で、またおのおの個々につけている方もおられます。まず管理、当然物はつけば経年劣化も含めて傷んでいくし、いろいろな事故でも損傷したりもします。

そんな中、私も交通安全指導員をさせていただいて、年に数度カーブミラーも点検、清掃させていただいていますが、お隣の山武市では、過去にも言ったかもしれませんが、条例として、条例としてですね、総務委員さんが管理をしてくださいという条例があるんです。あとでお調べいただければわかると思います。条例で縛るのも何かと思いますが、協働のまちづくりの観点からも、カーブミラーに関しては、あまり行政にお荷物にならないように、管理に関しては一番事情をよくご存じのその地元の方にぜひともお願い、その清掃も含めてお願いしたいと思います。

その辺に関しては町長どのように思われますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、議員がおっしゃられたとおり、協働のまちづくりの中で、条例をつくって行政総務員さんというように事務的に進めるのではなくて、やはり町民の皆さんお一人お一人の中で、やはりカーブミラーが例えば曲がっている、汚れている、そうした部分でその用をなしていない、そういう状況であること自体が危険を担保できてない、危険回避することを担保できてないということでございますので、今後それにつきましても、住民の皆さんが積極的にそのように参加できる何かを考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 数多くの質問に懇切丁寧にお答えいただきまして感謝申し上げます。

佐藤町長には、今後4年間、当選した当初のお気持ちを忘れずに協働のまちづくり、そして開かれた行政、町民、我々議会とも一体となったまちづくりをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で、森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前10時58分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） 6月定例会、最後の一般質問者になります。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、ポリ塩化ビフェニル（PCB）問題について伺います。

ことし1月26日、前町長より議会に対し、県から元ひかり食品工場跡地が民間事業者のPCB関連の実証実験施設として承認された旨の報告がありました。その後、この件が橋場区を中心に地域での大きな問題となり、反対運動へと展開、去る4月18日には佐藤町長と議会代表、農業委員会代表、住民代表から反対署名簿を添えて、試験研究に反対する意見書が森田健作知事に提出されました。

反対意見書の提出後も反対運動の輪が広がり、反対署名活動が続けられ、5月18日、佐藤町長と担当課職員が、県庁にPCB持ち込みに断固反対する会の質問書と反対署名が追加提出され、反対署名の合計が1万5,518名、当町の人口の約61%となりました。

事業者である株式会社セオリーから、議会や橋場区を中心とした住民説明会が2回開催さ

れましたが、住民の撤退要求に対し全く聞き入れる気配はなく、実証実験が成功したならば事業化を目指す、一貫した姿勢であります。

我が国は、廃棄物等は平成28年7月14日までに高濃度利用PCBの処理の義務づけが国内法で定められております。しかし、現在のPCB廃棄物処理において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び関連法令では、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることが目的とされながら、その対応策が不十分なために、同法の実効性が見られない状況があります。

そういった中であって、なぜこのようなPCBという有毒物質を横芝光町に外から持ち込まれるのか、しかもその周辺には、住宅や公共施設などがあり、町民の生命、健康、環境、風評被害など、はかり知れないほどの被害が予測されます。

なぜこの場所なのかとの問いに、事業者の伊藤社長は、ほかも考えたが、この場所が一番安かった、そして決めたと言っています。全くもって企業責任やモラルなどの配慮が見受けられず、町民の反対運動などにもかかわらず、撤退要求を受け入れる姿勢は全く感じられません。

PCB問題についての事業者との憲法や関連法令上の問題はありますが、行政は横芝光町全町民を守る重大な責務があり、その方策が必要と考えます。

そこで、次の6点について伺います。

第1点目として、PCB事業者に対する広域的行政間の連携についての方策を伺います。

2点目として、PCB産業廃棄物処理業者、株式会社セオリーの町独自の調査が必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

3点目として、PCB産業廃棄物などを扱う事業者の土地利用などの関連法に関する方策を伺います。

4点目として、PCB事業者の営業の許認可については、どのような見解を持っておられるのか伺います。

5点目として、PCB産業廃棄物の県あるいは町独自調査の情報公開の今後の対応について伺います。

6点目として、PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例化についてのお考えを伺います。

次に、行政改革について伺います。

今国会において、社会保障と税の一体改革である消費税引き上げ関連法案の審議が行われ

ております。地方分権一括法が施行され、12年が経過し、国が全国一律に定めている公の施設基準などの一部を自治体が独自に条例で定められるように法改正されたなど、地方自治体への権限移譲に変化の兆しがありますが、まだまだ地方の裁量権は必ずしも満たされた状態ではありません。

しかし、自治体の自主的、主体的な行政運営の取り組みによって、健全運営を行っている先進地も多くあります。それには、行政と住民が連携を図り、住民との相互理解に基づいた行政運営が推進されております。

そこで、最も重要なことは、住民から信頼されるリーダー像であります。その信頼関係から生まれる行政展開そのものが、必然的に町の大きな発展につながるものと確信するものがあります。その期待は、今、佐藤町長に寄せられております。そして、町長の政治理念を町民の皆様に十分理解していただき、政策をさらに発展させることが最も肝要となります。

さて、今年度は、横芝光町総合計画の基本計画、前期5年の最終年度に入っております。そして実施計画においては、対象期間を3年とし、2年で見直しが行われ、今年度はその成果を検証する前期の最後の年度となります。

このようなことから、合併して7年目を迎え、未来をつくる住民の視点で政治理念に掲げ、町民の幸せと町民の発展を目標として、再び行政運営の最高責任者に就任されました。町長にとっては、前在職4年間よりはるかに重い責務を担うこととなります。また、政治的理念に基づいた政策を展開する上で、過去の権益に立脚した優秀な職員の皆さんの働きがいのある、働きやすい環境づくりをどのように構築するのか、それが大変重要と考えます。そして、町長の手となり足となり快く働いていただくことが、結果的に行政の一体感の醸成を図り、行政の最大の目的である住民サービスの向上へとつながると同時に、行政と町民との信頼関係に基づいた行政運営の構築ができると考えております。

そこで、以上のことを踏まえて質問に入ります。

まず、集中改革プランの財政の健全化について。

1点目として、補助金交付の基本的考え方と本来の役割とその精査についての見識を伺います。

2点目として、民間ノウハウの活用による指定管理者制度に対する行政負担の縮減化についてのお考えを伺います。

3点目として、住民との連携による行政運営の効率化についての方策を伺います。

4点目として、行政評価制度の現状について伺います。

次に、職員の適正化計画について。

1点目として、定員管理の適正化の検証についてのお考えを伺います。

2点目として、行政機構改革の取り組みについての方策を尋ねます。

次に、行政サポートシステムの構築について。

1点目として、行政と町民の協働意識の高揚について、どのように図っていくお考えなのか、見解を伺います。

2点目として、仕事量のピークに応じた人員、すなわち行政をサポートする人材活用の構想、あるいは考え方について伺います。

3点目として、人材派遣や県・町職員や教職員OBなどの登録制による効果的な活用についての方策を尋ねます。

4点目として、合併して7年を迎え、役場玄関ロビーの総合窓口業務の再編の必要性を感じますが、お考えを伺います。

次に、職員人材育成基本計画についてお尋ねいたします。

1点目として、人材育成の取り組みと成果について伺います。

2点目として、職員研修の検証についての見解を尋ねます。

3点目として、今後の課題と方策について伺います。

次に、少子化に伴う小学校の再編問題について質問いたします。

昨年9月定例会の一般質問において、小規模小学校の再編問題の質問をさせていただきました。そのとき、前教育長からアンケート調査の実施を約束し、実施していただきました。しかし、まだその結果が発表されておりません。

そこで、小規模小学校のアンケート調査の内容と結果について伺います。

また、今後5年先までの情報を分析する必要があると思い、そのためには小学校入学前の保護者など、幅広い方々からの意識調査が必要と考えますが、見解を伺います。

以上で、檀上からの質問とさせていただきます。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、山崎貞一議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からはPCB問題についてのご質問と、行政改革についてのご質問のうち、職員

の定員適正化計画と、行政サポートシステムの構築についてお答えをし、その他のご質問については、各担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、PCB問題についてお答えいたします。

まず、PCB事業者に対する広域的行政間の連携についての、広域的に各市町村との連携を図った反対運動の推進についてでございますが、現在、千葉県より承認されております微量PCB廃棄物を使用した試験研究については、使用されます微量PCB廃棄物について廃トランス3台で600キログラム以下、PCB濃度で100PPM以下を使用することで承認されております。設備については、PCBが漏えいしない構造や排水についても発生しないこととなっております。

しかしながら、今後、廃棄物施設処理業の本格操業ということになれば、万が一の事故や災害の発生についても想定をしなければなりません。

そうなりますと、栗山川の汚染についても懸念されますので、栗山川汚染防止対策協議会の構成市町や、農業用水として利用されておりますので、土地改良区と協議をし、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、PCB産業廃棄物処理業者、株式会社セオリーの調査についてのホームページの確認についてでございますが、例えば、日本環境安全事業株式会社で委託処理できるものと処理できないものがあると言っておりますが、その確認などの必要があると思うとのことでございますが、株式会社セオリーのホームページにおいて、PCB廃棄物の委託処理方法についての記載がありますが、そこでのPCB廃棄物の具体的な委託処理方法の記述について、疑問な点がございますので、関係機関へ確認し対応してまいります。

次に、PCB産業廃棄物などを扱う事業者の土地利用についての有害物質などが漏えいする可能性のある土地利用に対する方策についてであります。試験研究の場所となる、宮川地先、ひかり食品跡地は、都市計画法の用途地域で準工業地域となっておりますが、今後廃棄物処理施設の設置となりますと、建築基準法及び廃棄物処理法の許可が必要となり、立地条件など土地利用についての基準が設けられておりますので、各法令について遵守されるよう関係機関と情報を共有し、連携を図ってまいります。

次に、PCB事業者の許認可についてでございますが、PCB廃棄物処理の許認可については、廃棄物処理法第15条の4の4に基づく無害化処理認定施設は国が認定をいたします。

また、同法第15条に基づく産業廃棄物処理施設で都道府県知事が許可する施設の二通りの許認可があります。

国が認定する無害化処理施設については、環境大臣が個々の施設ごとに安全かつ確実に処理できることを確認して認定を行うこととなっております。

また、県が許可する施設につきましては、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく事前協議により、環境保全協定を当該市町村が関係地域住民の同意を得て締結することになっています。

なお、国・県のいずれの許認可施設においても、当該市町村長の意見書が求められることと、周辺住民については意見書を提出できることとなっております。

次に、P C B産業廃棄物などの情報公開についてでございますが、情報公開は私の公約でもあります。町民に開かれた町制の実現に向け積極的に情報公開には取り組んでまいります。

なお、今回のP C B廃棄物を使用した試験研究については、去る6月2日に町主催による住民説明会を開催し、これまでの経緯報告について説明をさせていただきました。今後においても、町ホームページや広報誌等を最大限活用し、町民の皆様の視点に立った情報公開の取り組みを進めてまいります。

次に、P C B廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例化についてでございますが、条例の制定については、法令に違反しない範囲で制定できることとなっております。

なお、町の顧問弁護士にもこの問題を相談させていただきましたが、P C B廃棄物に関する法律として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律やP C B廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などの関連法令があり、これらの法令の解釈によっては、この条例の制定には違法性が問われる場合があるとの回答でございました。

また、県が法律に基づいて許可するものを町の条例で規制することは、極めて難しいと考えられております。

なお、産業廃棄物処理業の許認可申請には、町の意見書を求められますが、最終的な判断は、あくまでも国及び県が行うものとなっているところでございます。

条例の制定により、研究や営業等に支障が出て、町への損害賠償等の不利益についても、可能性はあるとのことでしたので、今後とも関係機関や弁護士などにも相談しながら研究を重ねてまいりたいと考えております。

続いて、行政改革についてのご質問の職員の定数適正化計画についてお答えさせていただきます。

平成18年7月7日に閣議決定された骨太の方針2006では、地方公務員総数を5年間で行政機関の国家公務員の定数の純減目標である5.7%と同程度の定員削減を図るとされました。

これを踏まえ、当町では、平成18年度に横芝光町定員適正化計画を策定し、平成22年度までの5年間で職員数の削減目標を20人、率にすると5.9%といたしました。

目標達成に当たり、行政センターを廃止するなど組織・機構の見直しや、民間にできることは民間に任せるの考え方から、社会体育施設や文化会館等の窓口業務や学校給食センター等の調理業務などの事務事業の効率的な委託と、光B&G海洋センターと光しおさい公園や駅前広場などの施設管理に指定管理者制度を導入し、民間活力を積極的に活用して業務量の削減を図るとともに、事務量に適した職員配置に努めてまいりました。

その結果、目標期日である平成22年4月1日の職員数を306人とし、平成18年の計画策定時の職員数340人から34人、率にして10%の削減を図り、当初計画の目標であった20人、率として5.9%の削減を大きく上回る成果を上げることができました。

また、平成22年度には、この計画の理念を継承し、第2期横芝光町定員適正化計画を策定いたしました。計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間で、平成27年4月1日の職員数の目標を298人とし、さらに8人、率にして3.6%の削減を図ることといたしました。

平成23年度には、横芝学校給食センターと光学校給食センターの統合などにより、基準年度の平成22年度に対し、2人の削減を図りました。

また、本年4月1日の職員数は293人で、さらに11人の削減となり、前年度と合わせて13人の削減が図られております。既に当初の目標数を5人超えておりますが、これは医師等の予期せぬ退職によるもので、今後は社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応するため、不足している職員の確保も考慮しつつ、事務の効率化と事務量に適した職員配置に努め、さらに民間活力などの活用と行政組織の機構改革についても検討し、より一層の行政運営の効率化を図ってまいります。

次に、行政サポートシステムの構築について、お答えさせていただきます。

初めに、協働意識の高揚についてでございますが、過去のご質問でもお答えいたしましたように、協働は、複数の組織が力を合わせて同じ目的や目標に向かいおのおのが主体的に活動するもので、まちづくりの手法や方法であると認識をしております。

そして、協働の意識とは、住民一人一人が自分たちの町は自分たちでつくるという意識を持つことであると考えおります。

これまでも、地域住民の皆さんと行政が連携し、多くの事業を進めてまいりましたが、近年では、町内にまちづくりなどを目的とするNPO法人が設立され、自分たちの町をみずからの力でよくしていこうという活動が活発になってまいりました。町では、そうしたNPO

法人と連携し、市民農園や農婚など、それぞれの特性を生かした取り組みを進めているところでございます。

今後は、こうした連携を発展させるとともに、まちづくりに関する情報の提供と共有化に努め、住民と行政のパートナーシップをより綿密にすることで協働意識の高揚を図ってまいります。

次に、仕事量のピークに応じた人員の配置についてでございますが、業務量に適した職員配置に努めているところでございますが、山崎議員ご指摘のように、業務には時期により仕事量が増えるものもございます。仕事量が多くなったときは、他でも補えるものは職員間で補完したり、臨時職員を採用するなどして対応しているところでございます。

しかしながら、担当者でなくては遂行が難しい業務もあるため、負担が生じることもございますが、今後もより一層の業務の効率化を図り、おのこの業務量を的確に把握し、適正な人員配置に努めてまいります。

次に、人材派遣や県・町職員や教職員OBなどの登録制度による効果的な活用についてでございますが、各課等において業務量が一時的に増加する場合は、先ほど申し上げましたとおり、その課において臨時職員等を採用し対処しているものもございます。臨時職員等の採用に当たっては、公募するものもございますが、緊急を要する場合やその業務の経験が必要なものもございますので、各課等において、ある程度業務に適した人材を把握し、お願いをしているところであります。

山崎議員のご提案のように、県・町職員や教職員のOBなどの行政等の経験のある方を事前に登録することにより、効率よく効果的にご協力いただくことができるものと考えております。今後、登録制度について検討してまいりたいと考えております。

次に、総合窓口業務の再編についてでございますが、玄関ロビーに設置している総合案内は、合併後来庁される方へのサービスの向上や町のイメージアップを目的とし、平成18年に設置し、平成20年にはワンストップサービスの一環として住民票の交付を行うなどの総合窓口として業務を行ってまいりましたが、担当課の窓口がすぐ近くにあることなど、どの窓口に行けばよいかわかりにくい面があり、平成21年からは職員が交代で庁舎の案内業務を行う窓口となりました。

しかしながら、平成23年には利用率の低さや職員負担の軽減などが指摘され、現在総合案内のあり方について検討をしているところでございます。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） 企画財政課からは、山崎貞一議員からの集中改革プランの財政の健全化についてのご質問のうち、補助金交付の基本的考え方と本来の役割とその精査についてと行政評価制度についてにお答えいたします。

初めに、補助金交付の基本的な考え方と本来の役割とその精査についてであります。地方公共団体による補助金の交付の根拠は、地方自治法第232条の2であり、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるものと規定されています。

したがって、公益上必要があると判断した場合に、予算の範囲内で初めて反対給付なくして補助金を交付することになります。そして、その判断は必ずしも容易ではありませんが、1つ目に、補助を行うことの目的に合理性があるか、これは施策推進に必要なか、みずから実施するより補助するほうが効果的かという観点でございます。2つ目に、受け手のニーズがあるか、3つ目に、補助金を受ける側の組織維持のための補助になっていないか、4つ目に、補助金の効果は具体的に説明できるほど明確か、などの点をチェックポイントとして運用いたしております。

補助金については、平成21年度と22年度において重点的に精査、見直しを行ってきた経緯がございます。現在は、この補助金削減の影響を見ているところでありますが、予算編成過程で補助金支出団体の決算書の提出を求めるなどの方法で精査に努めておるところでございます。

平成23年から27年度を期間とする集中改革プランにおいても、補助金の見直しは行政改革推進項目の一つとして掲げられている課題でもございます。予算編成時だけではなく、事務事業評価などの機会を利用して、その精査に今後とも積極的に取り組んでまいります。

次に、行政評価制度についてであります。集中改革プランでは事務事業評価制度の導入として位置づけられているところでございます。基本的には行政が行う施策や事務事業について、町民の視点に立ってその有効性や効率性を評価し、その評価結果を予算編成や企画立案などに生かすことで、より効果的で効率的な行財政運営を目指すこととし、平成25年度の正式導入を目標に試行実施しておるところでございます。

平成22年度から始めまして、平成23年度には各課ヒアリングを実施するなどいたしまして、

評価シートの完成度、そして職員の意識を高めてまいりました。その結果といたしましては、試行段階ではあるものの見直しや廃止する事業もあったところでございます。

今後は、事務事業評価の正式導入に向けまして制度化の準備をいたします。

以上でございます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私から山崎貞一議員の集中改革プランの財政の健全化についてのご質問のうち、指定管理者制度により民間のノウハウを活用した行政負担の縮減化についてと住民との連携による行政運営の効率化についてお答えいたします。

初めに、指定管理者制度により民間のノウハウを活用した行政負担の縮減化についてであります。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とするという趣旨のもと、公の施設の管理を法人や民間団体などを指定して行わせることができるという制度であります。

当町では、平成18年に集会所、共同利用施設、駅前広場、老人憩の家、福祉作業所、これは現在の地域活動支援センター「たんぼぼ」でございます。また、光B&G海洋センターと光しおさい公園の管理運営に指定管理者制度を導入しました。

さらに、平成20年度に光B&G海洋センターと光しおさい公園の指定管理については、公募により民間のすぐれた企業経営感覚を施設運営に取り入れました。このため、町内外の住民によりよいスポーツ施設サービスを提供し、あわせて経費の節減で一定の成果が得られたところでもあります。

次に、住民との連携による行政運営の効率化についてであります。住民との連携により低廉な経費でよりよい事業やサービスが実現できれば、結果として町が単独で実施する場合と比べて、効率的、効果的な行政運営ができるものと考えます。

また、行政とは異なる発想や行動原理を持つNPO法人などと対等の立場で連携することにより、それぞれのよい面をお互いに生かして協力し合うことで、よりよい地域社会の構築につながっていくものと考えますので、相互の役割と責任のもと、連携の強化に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、職員人材育成基本計画についてお答えいたします。

初めに、人材育成の成果と職員研修の検証についてであります。職員の人材育成は、平成18年12月に横芝光町職員人材育成基本方針を策定し、その基本方針に基づき、組織におけるみずからの役割と自治体職員としての存在意義を再認識し、各自の役割を的確に遂行できるよう職員一人一人の意識改革と資質の向上を図り、さらには政策形成能力、意思決定能力、法務能力等を兼ね備えた職員を育成すべく、取り組んでいるところであります。

特に、職員研修につきましては、職場内研修のほか山武郡市広域行政組合、千葉県自治研修センターや市町村アカデミーでの職場外研修にも積極的に参加しているところであり、平成19年度以降は、毎年度延べ人数で約400人がこれらの研修を受講し、職員としてのあり方や職務に必要な専門の知識を学んでおります。

また、本年7月には、職員の精神力向上と規律やマナーと見直すことを目的に、陸上自衛隊習志野駐屯地のご協力を得て、職員10人を派遣し、自衛隊体験入隊を実施する予定でございます。

なお、千葉県へも研修生を派遣し、人材の育成に努めているところであります。

研修を受講した者からは、研修のアンケートやレポートなどが提出され、有意義であったとの感想やさらに別の研修を受講したいとの要望が多数あり、職員の自己研さんと能力向上への意欲の醸成が図られているものと考えます。

また、今月、職員の意識改革の一つとして、仕事の方向と基準を明らかにするため、職員理念を定め、職員一人一人に強くこれを認識してもらうため、この職員理念を自書させました。

その内容といたしましては、1つ、私は、横芝光町職員として、町民の福祉の増進を図ることを第一義として、日々勤めます。1つ、私は、横芝光町職員として、公務を民主的かつ能率的に行うことを常に忘れず、励行します。1つ、私は、横芝光町職員として、仕事を通じて社会に貢献し、自己啓発に努めます、というものでございます。

次に、今後の課題と方策についてであります。現在職員の意欲の向上と能力開発を目的とした人材育成型の人事考課制度を導入するため、平成23年度から試行を行っているところであります。これは、職員一人一人がみずからの役割や使命を認識して主体的に行動し、行動に基づいた業務の過程や成果等を考課していくという制度の仕組みを活用して、人材を育成し、職員の能力開発を行っていかうとするもので、この制度の考課結果と職員研修を結びつけ、より効果的に人材育成を図ってまいります。

以上でございます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育長職務代理者教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育長職務代理者教育課長（高蝶政道君） 続きまして、山崎議員の少子化に伴う小学校の再編問題について、お答えいたします。

初めに、小規模小学校の再編問題のアンケート調査結果についてでございますが、本年1月から3月にかけて、学校行事で保護者の方が学校に集まる機会を利用し、南条小、大総小、日吉小の3校で小学校の統合に関するアンケートを依頼いたしました。

アンケートの内容でございますが、設問は2つございまして、1つ目は、小学校の統合について賛成か反対か、またその理由を記入していただくもの、2つ目は、統合に賛成と回答した方に、どこの小学校と統合したらよいかを記入していただくものであります。

学校ごとのアンケート結果についてでございますが、初めに南条小では、全保護者42名のうち賛成が18名、割合で43%、反対が24名、57%ございました。

大総小では、全保護者40名のうち、賛成が14名、35%、反対が26名、65%ございました。

日吉小では、全保護者47名のうち、賛成が25名、53%、反対が17名、36%、どちらともいえないが5名、11%という結果となっております。

統合に賛成の理由の主なものといたしましては、現状では児童が少ないため、各種競技大会に参加できない、人間関係が狭く変化に乏しい、などとなっております。

また、反対の理由の主なものといたしましては、学校がなくなるのは寂しい、少人数のため、子供一人一人に目が届き、よく理解してもらえるなどとなっております。

次に、統合の相手校についてですが、南条小では、日吉小と答えた方が一番多く、次に東陽小、日吉小及び東陽小などとなっております。

大総小では、横芝小と答えた方が一番多く、次に日吉小、南条小などとなっております。

日吉小では、南条小と答えた方が一番多く、次に南条小及び東陽小などとなっております。

次に、小学校入学前の保護者など幅広い方々からの意識調査についてでございますけれども、今回の小学校の統合に関するアンケートは、まずは一番身近に感じている在校生の保護者の皆様のご意見を伺いたいということで実施したものでございます。

統廃合については、保護者、地域の方々の合意に基づくものでなければなりませんので、再編問題に当たっては、小学校入学前の児童の保護者も含めた幅広い方々のご意見を踏まえながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

〔教育長職務代理者教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは、自席より質問をさせていただきます。

まず、PCB問題についてでございます。

広域間行政の連携ということで、先ほど町長からご説明いただきました、これは今後の事業化に向けた、そういうものに対するものなんですけれども、要するに、栗山川はこの町のシンボルの川です。この栗山川の利水については、広域な地域、これにまたがる問題がありますので、農業関係者のほかに、さらに広範囲なものとなりますので、ぜひ他の市町村間と連携を図って、反対運動を図っていただければと思います。

株式会社セオリーの事業化に当たっては、特に、今申し上げましたように、栗山川の利水に関して、土地改良区の2000町歩の水田や高低差の少ない川による逆流の可能性がある、九十九里水道企業団や水資源開発公団などにも甚大なる影響を及ぼす可能性があるというふうに考えます。

そこで、県や国に反対の強い意思を明確に示すこと、これが最も大事ではないか、そのように思います。ぜひ広域的な連携を図り、反対運動を推進することを提案させていただきます。

次に、PCB廃棄物処理業者、株式会社セオリーの調査についてでございますが、先ほどホームページのことはわかりました。確かに調べてください。しかし、そのほかにも多く考えられます。ですから、今後も調査というか検討を十分にさせていただきたいと思っております。それが後ほどの情報公開にも結びつくということを考えております。

それで、その今までのいろいろな情報をいただきました。しかしながら、この問題については町の単独の調査というものが十分にわかっただけでない、そういうような状況下にあると思います。ですから、今後は町と住民との信頼関係を構築する上で、さらにきめ細やかな行政の裁量を発揮していただいて、住民に信頼される行政運営に精励していただきたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、PCB産業廃棄物などを扱う業者の土地利用の継承をする必要があると思っておりますので、この辺の回答につきましては先ほど町長から細かい説明をいただきました。

しかしながら、これ土地に関する法規定ということで、河川地区、道路、砂防指定土地とか、さまざまなそういう規制というものがあります。このことについて、さらに深めたそういうものを調査していただければと思っております。

それで、今、既にトランスが運ばれました。この問題について、P C Bを積んだ運搬車両が今道路を利用しているわけですけれども、通学道路や今の農道を利用しております。この件に関しては、町の管理下ではあると思うのですが、この辺のところの運搬に関して町はどのようにとらえておるのでしょうか、伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） いわゆる通学路、農道を搬入車両が通過する問題でございますけれども、これにつきましては、建築確認の51条の中でもその辺市町村と協議することになっておりますので、もしそういう問題があれば県のほうに、先ほど町長がお話しましたように意見書を提出されるということでありますので、その辺は十分な対応をしていただくように強く要望してまいりたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） ただいまの答弁についてですが、この問題については、厳しい対応を県と協議してお願いしたいと、そのように思います。

次に、P C B事務者の営業の許認可について、先ほど町長から詳細な答弁がございました。これは、私も実はきのう環境省の担当の課長補佐とちょっと電話で話したんですが、一概にはここは今言えない。しかしそういう状況を深く検討する必要がある。とりあえず、県のほうにそういうことについては、それまでの管理についてはお任せするような形だというようなお話がございました。

しかし、私の聞いた専門家によりますと、県は承認あるいは同意だけで、それに対して町は、先ほど町長からお話がありましたように、意見書の提出だけになってしまう可能性がある。そういうことを聞いておりますので、このことについて、事業化が今後進められるようなことであれば、さらに県とは限らず、国のほうのそういう機関とも協議をいたしまして、責任ある行政対応が必要ではないかと思いますが、この件についてはいかがですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど檀上からも答弁させていただきましたが、この業としての許認可の件が、国も出せるし県も出せるという話をさせていただきました。そうした中で、やはりこの間の6月2日に町主催のこの説明会を県の職員を3名一緒にオブザーバーとしてご出席いただいた中でお話も聞いておりますが、やはり生活環境保全協定、これを結ぶ結ばないというものが非常に大きなウエートを占めてると私は信じておりますし、その部分が非常に強いものにならないければ、民主国家としての、法治国家の日本がないがしろにされてしまう

というように強く感じております。今山崎議員おっしゃられたとおり、このものについては、その件のみならず、そういう形の報道も含めて、今後国やいろいろな部分にいろいろできる限りの手法を用いて、断固このPCBを持ち込ませないというような姿勢をいつときも崩すことなく努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） しっかりその点よろしく願いいたします。

PCBの関係ですが、もう少し実はあるんですが、時間の関係であとで担当課のほうに伺ってお聞きしたいと思います。

あと条例化のほうなんです、これ持ち込み禁止に関する条例については、憲法上の問題だとか、関係法令の問題がございますので、一概にこれをつくることは非常に問題があるというふうに私も聞いております。

しかし、この町の事前協議のことについての、そういうもの、義務化というか、そういった種類、量に関する制限を設けるのか、周囲住民の同意、義務づけや報告を提出させることについては、条例化できるという、そういうふうに私は伺っております。ですから、今後はそういうような具体的なことを踏まえた、そしてもう一つは、一番大事なことなんです、議会や住民の意見、要望、そういうものをきちっと聞いて、またそれを精査していただいでつくっていただきたい。

そういうことで、条例化に向けてはお願いしたいと、そのように思います。

次に、行政改革についてでございますが、一番私が毎回申し上げておるのは、補助金の交付にかかわる問題なんです、これは本当に既得権の問題がございます、なかなか政治的に取り除くというか、それをやめるということが判断しづらいという面があると思います。

ですから、このことを直すと言いますか、それを検討する上では、どうしても住民の町民の公募、もしくはご指名をするなり、そういう第三者的な方々の意見を十分取り入れた、そういう検討委員会的なものを立ち上げる必要がある、そのように思います。

議会開会当初に、議員の方から空港交付金の話がございました。それでまた以前のような機関をまた再開して、それを配布するような方法かどうかわかりませんが、ですからこの補助金の問題に関しては、住民の皆さんの不公平感を感じさせない、また先ほど企画財政課長からお話がありました、目的がどうなのか、目的が終わっていることがあれば、もうそれは打ち切る、というようなことで、今後は検討する必要があると私は思っております。

ぜひ、公募による検討委員会、住民代表の検討委員会を立ち上げるという方向性を見出し
ていただきたい、そのように思います。

それと、地域格差の問題ですが、実は指定管理者制度の中で、横芝地区の各集落施設、こ
れは指定管理者制度に基づいた事業展開となっておると思います。しかしながら、これは私
から見ますと、光地区は各集落にゆだねるということになっていまして指定管理者制度では
ございません。ですから、できれば、今後横芝地区もそういう指定管理者制度ではなく、払
い下げというような要綱を考えながら、この問題が指定管理者制度ではなく、光地区で行わ
れるというような区独自のそういう管理、運営、これを目指していただきたい、そのように
思いますので、よろしく願いいたします。

それと、行政評価の関係については、本当に、住民のサービス、福祉向上に当たりますが、
これは本当に、町民の皆さんが100%とは言いませんが、今の行政のシステムの理解度をど
れだけこたえるのか、そしてそれであと事業展開したときに、どれほどの納得されているの
かというのが根底にある、これ基本だと思うんです。

ですから、ペーパーで示されたものじゃなくて、実際に一步踏み出して、町民の皆さんの
意識をまた意見を聞いていただく方式をとっていただきたい。それには、私が前回も申し上
げましたように、役場職員の皆さんには大変ご苦勞をかけると思いますけれども、各地区、
いわゆる小学校単位の地区で、役場の職員の皆さん、苦情係ではありません。これは苦情と
いうかそういう要望というのは、また区長さんがおりますので、そういう意味じゃなくて、
しっかりした行政に対する意見、これは単なる意見じゃなくて、将来をある程度見据えた形
の

○議長（鈴木克征君） 山崎議員に申し上げます。

制限時間6分を超過しましたので。

○12番（山崎貞一君） はい。ということで、十分踏まえて今後の行政運営に取り組んでい
ただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は、午後1時30分とします。

（午後 0時10分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時29分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 横芝光町東日本大震災復興基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議案第2号 横芝光町行政組織条例及び横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第3号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ピンクの議案報告の13ページの中で、いずれに該当するものというようにございますけれども、この（2）から（8）、また15ページの3の市街地復興特別措置法に、当町の実情は現時点でどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） この規定は、これまで公営住宅法施行令のほうに規定されていたわけでございますけれども、今回廃止になったということで、改めて町のほうの町営住宅条例のほうに規定したわけでございますけれども、人数的にはちょっと把握してございません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、わかる範囲で、住宅の中に生活保護世帯が何件いるとか、DV世帯が何件いるとか。その辺をわかる範囲でもしお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） いまの町営住宅のほうには、小田部団地45戸、また栗山団地49戸、古川のほうは竜ヶ塚団地ですか、1戸あるわけですがけれども、この中の入居者で生活保護世帯、またそういうDV被害者等の内訳は、恐縮ですがけれども、手元に資料等ございませんので、後日調べてご報告したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいとおもいます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第4号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、こちらの補正予算のつづりの9ページ、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、こちらに用途との制限があるかどうか。

続きまして、11ページ防犯灯事業、これは多分LEDの防犯灯の追加だと思いますけれども、わかれば数をお願いいたします。

同じく11ページの戸籍住民基本台帳事業委託料121万7,000円ですが、補正の理由ですが、どのような理由で補正をするのかをお聞きします。

続きまして、12ページ最下段ですが、環境衛生事務費、備品購入費、被災地浄化槽復旧支援事業、13ページのその補助金というこれの説明をお願いします。

それと、13ページの最下段で、経営再開マスタープラン作成事業、この賃金、報償費、謝礼金、消耗品費、この辺の具体的な内容をお願いします。

続いて、次ページの継続して委託料、この内容をお聞きしたいと思います。

一番下の14ページ、観光協会運営費補助金、たしかマスコットキャラクターの地域推進というようなことでしたけれども、今現在素案でも構いませんが、あればお聞きしたいと思

ます。

それと、16ページの図書館の施設改修ということで、エアコンとお聞きしましたけれども、1,260万、この内容について、社文の課長からお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 「がんばろう！千葉」復興基金交付金の原資から基金を積み重ねるわけなんですけど、資金使途につきましては、国庫の支出金、建設地方債、特別交付税制度の財源措置されていないものということで、まず前提があります。

それと、復興に向けた住民生活の安定やコミュニティの再生などのソフトなどに活用していただきたいという目的を持っています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、森川議員からご質問の件です。

11ページ、地域安全対策費ということで、防犯灯でございまして、LED灯40基予定をしております。

それと、12ページ、13ページにまたがります被災地浄化槽復旧支援事業30万円ということですが、昨年は2件ほどございました、震災により浄化槽が破損したということで。今回は、まだ要望はないんですが、新たに申請があった場合ということで、県の補助金が使えますので、1件要望を予算化してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（若梅 操君） それでは、お尋ねの戸籍住民基本台帳事業の委託料の予算措置の件でご回答いたします。

これにつきましては、私ども住民課で管理しております横芝光の住民基本台帳に登載された方の、いわゆる住民情報マスターに関する委託料でございます。これにつきましては、ご承知のように、住民マスター、いわゆる住民基本台帳の情報というのは日々更新されるものでございます。出生、死亡、転入あり、転出あり、日々これが更新されるわけですが、これにつきましては、合併以来株式会社TKCのシステムによりまして、住民マスターについては更新及びそのバックアップデータの処理等行っておったわけですが、本年度24年度の予算を編成する際に、これをTKCの本社である中央センターによる業務委託ではなし

に、住民課の端末による処理が可能ではないかということで、担当が協議した結果、可能であるという判断を一たんして、24年度の当初予算にもらなかったわけですが、その後再度TKCの担当と住民課の担当が協議しました結果、解釈の相違が若干ございまして、これについてはいわゆる端末の処理というのが不可能で、TKCの中央電算に、伝送によりデータを送り、住民情報マスターの更新あるいはそのバックアップデータをこれまでと同様に業務委託により処理する必要があるということが判明した結果、当初予算に不足する分を今回補正措置させていただいたという経緯でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、先にマスタープランの策定の関係から、500万円ほど作成事業があるわけなんですけど、この賃金につきましては、集積計画表というのはこのあといろいろとつくっていきますので、その基礎データ等を臨時職員を使ってそれに対応しようということで100万円の計上であります。

それから、謝礼金につきましては、今後検討委員会委員を約20名くらい設けながらやっていきますので、それらに対して年間に払う謝礼金であります。

一番大きいのは、マスタープランの地図作成業務ということで、そちらに260万円ほどつけてあるわけなんですけれども、これすべて国のほうから県を経由して町のほうに流れるということでございますので、すべて国庫事業でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、14ページの観光協会の補助金の関係でありますけど、先ほど議員おっしゃられたように、ゆるキャラマスコットの関係で、今これを審議中でありますので、まだどこまでというのは、きょうの補正が済み次第、今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、森川議員お尋ねの図書館一般設備維持管理事業の施設改修設計委託というのがございます。

お話のあったとおり、図書館の空気調和設備の設計業務でございます。平成6年の建設から17年が経過しまして、これらを構成する機器の耐用年数は、ほとんどが10から15年ということになります。したがって、温度調節の不具合ですとか、そういったもの、ひいては消費電力の増加につながっていることから、今回設計業務のほうを委託しようとするものでございます。

なお、この設計業務費の算定に当たっては、設計業者3者から見積もりを徴しまして、その中から最低の一番低い価格を積み上げたものが今回の金額になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 詳細にありがとうございました。

11ページの住民課長の説明で、そのTKC、栃木計算センターとおっしゃいますか、午前中の質問でも、クラウドに関しましてさせていただきましたけれども、補正で121万7,000円と言えはそれまでですが、この種のといいましょうか、管理費として私は決して安い金額ではないと思いますので、今後町長にもお願いしたいんですが、近隣市町を含めて、その共同でのクラウドの研究もぜひ行っていただきたいと思います。

そういったことにより、いろいろなところの試算表を見ますと、3割もしくは、ややもすると5割も減額できるという事実もございますので、ぜひその辺は研究していただきたいと思います。

終わります。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 1点お尋ねいたします。16ページの光しおさい公園スポーツ施設の工事請負費に関しまして、どのような工事を進めるのか。それと、財源の中で、その他これどのような性質のお金なのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、16ページの光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業の工事請負費でございます。

これにつきましては、光しおさい公園にございますテニスコート、人工芝のテニスコートの全面改修工事でございます。開設以来17年が経過しまして、その都度補修を繰り返しているんですけども、摩耗している人工芝、そして新しい人工芝、そういったところで若干の段差が生じたり、あるいはまた劣損が激しくなっておりますので、今回全面改修を行おうとしたものであります。

また、これにつきましては、本年1月には独立行政法人日本スポーツ振興センターに平成24年度スポーツ振興くじ助成金を交付申請しましたところ、4月13日付で助成交付の内定通知を受けました。この助成交付の内容につきましては、歳入のほうにもございますとおり、10ページでございます。10ページの諸収入の中の雑入でございますけれども、2段目スポー

ツ振興くじ助成金2,977万2,000円を充当するものでございます。

また、9ページでございますが、18款の繰入金、文化スポーツ振興基金繰入金、年度当初でございました関係上、基金のほうから1,000万円を充当して工事費に充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 私のほうから1点だけ。町長、5ページに学校給食センター給食調理業務委託、また、直接関係ないんですけども、最後の16ページにも学校給食費とございますけれども、放射能の測定をされたと思います、食材の。5月中に2回4品目、町長、品目ご存じでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） すみません、品目には認識しておりません。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ホームページで発表になっています。教育課長に聞いたほうが早いと思いますけれども、大根、あと竹の子の水煮、あと2つ。それで非常に関心のあるPTAの親御さんからいろいろ私のところにも問い合わせがあったわけなんですけれども、町長、元町長時代に画期的な地産地消宣言を表明した経緯がありまして、この4品目に関しては、特に日常頻度の多いものということで、たしか選ばれたというふうに思っておりますけれども、すべて町外なんです。ですので、そういった部分で、ぜひ地産地消宣言をされている当町でありますので、そのところ積極的に地元産を使っていただけないのかどうか、確認したいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについては、なるべく地元の食材を使わさせていただきたいという気持ちは重々ある中で、限られた予算の中で、その費用、値段の部分ですとか、要するに常にその食材が当町でそろえるのかそろわないのかという部分も勘案して、あるだけで給食をつくるという方法でもいいのかどうかという部分も考えながら、幅広い子供たちに喜ばれるおいしい給食ということになりますと、すべてを町内産でというふうには無理があるかなとは考えておりますが、なるべくそういうように使う努力はさせているところであります。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第5号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第6号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第7号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第8号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第9号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第10号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第11号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎請願の件

○議長（鈴木克征君） 日程第14、請願の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 山崎貞一君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（山崎貞一君） それでは、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願2件の審査経過と結果について報告申し上げます。

本委員会は、6月12日午後3時45分から委員6名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で、各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、請願第1号 「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する

る請願についてであります。現政権により教育予算が削られている事実があり、教育現場は非常に苦勞されていることから、教育予算の拡充に対する意見書を提出すべきときである、また、あすを託す子供たちのためであるので、当然教育予算は拡充すべきである、などの意見があり、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

次に、請願第2号 「義務養育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願についてであります。子供たちのために義務教育の国庫負担制度を堅持することは必要であり、すべての学年で35人学級にすべきとの意見により、採決の結果、全員一致で採択と決定いたしました。

本会議において、ご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教委員会委員長から報告のありました、請願2件については、質疑、検討を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号及び請願第2号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 「義務養育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 2時03分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

◎日程の追加

○議長（鈴木克征君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書（案）、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 追加日程第1、発議第1号 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 追加日程第2、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鈴木克征君） 日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成24年 6 月横芝光町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午後 2時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木克征

議員 鈴木和彦

議員 越川輝男